附則
（実施時期）
第１条　この約款は、平成 24 年９月 21 日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
第２条　この約款実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して６料金月の間（以下この附則第２条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第２条において「本取扱い」といいます。）を行います。
　ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。
２　前項の規定によるほか、この約款実施の際現に、留守番伝言機能の提供を受けている契約者回線について、この約款実施の日から平成 24 年 11 月 30 日までの間、特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
３　前２項の規定に関わらず、この約款実施の日から平成 24 年 11 月 30 日までの間は、その料金月において、特定オプション機能の全ての提供を受けている場合に限り、前２項の取扱いを行います。
４　当社は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　留守番伝言機能の廃止があったとき。
５　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合における本取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本取扱いの適用 |
|---|---|
| １　平成 24 年 11 月 30 日以前に前項の各号に該当することとなったとき（その事由が生じた日を含む料金月について、第３項に規定する条件を満たす場合に限ります。）。 | その事由が生じた日を含む料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。 |
| ２　平成 24 年 11 月 30 日以前に前項の各号に該当することとなったとき（その事由が生じた日を含む料金月について、第３項に規定する条件を満たす場合を除きます。）。 | その事由が生じた日を含む料金月の前料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。 |
| ３　平成 24 年 12 月１日以降に前項の各号に該当することとなったとき。 | その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。 |

第３条　この約款実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプ

ション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第３条において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第３条において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１） サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２） この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

２ 当社は、その契約者回線について、テザリングオプション機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

３ 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリングオプション機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

４ 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のイに定める取扱いを適用しません。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

第４条 当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<table>
<tr><td>特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用</td><td>ア 当社は、この約款実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間（以下この附則第４条において「申出対象期間」といいます。）に、ＬＴＥ契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し24料金月の間（以下この附則第４条において「控除対象期間」といいます。）、そのＬＴＥサービスの契約者回線に係る料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の適用について、同（３）のアに定める定額料に代えて、税抜額 5,200 円を適用する取扱い（以下この附則第４条において「本減額適用」といいます。）を行います。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td colspan="2">（ア） 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。<br>（イ） 特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">料金月</td><td>（ア） 適用条件（ア）を満たす場合</td><td>特定データ通信定額制の適用を開始した料金月</td></tr>
<tr><td>（イ） 適用条件（イ）を満たす場合</td><td>本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
イ　当社は、その契約者回線について次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。<br>
（ア）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。<br>
（イ）　新たな端末設備の購入があったとき。<br>
ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr>
<tr><td>１　イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。</td><td>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき（イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)。</td><td>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（料金等の支払いに関する経過措置）

第５条　この約款実施の日から平成 24 年 11 月 30 日までの間に、ＬＴＥ契約（定期ＬＴＥ契約に限ります。以下この条において同じとします。)の申込みがあり、そのＬＴＥサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第５条において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金（オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料（ａｕ国際通話及び国際ＳＭＳ送信に係るものを除きます。)及びデータ通信料（料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６)の２に定める購入データ量に係るものを除きます。)に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、３ＬＭセキュリティサービス利用料及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。)について、１の料金月ごとに税抜額 934 円（基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。)を行っているときは、この限りでありません。

２　当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。

（１）　その申出が、その契約者回線に係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行われたものであること。

（２）　そのＬＴＥ契約の申込みに際し、別記２(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。

（３）　そのＬＴＥ契約の申込みに際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。

（４）　そのＬＴＥ契約の申込みと同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

３　当社は、第１項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第１項の規定に関わらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプＩに限ります。）があったとき。
（３）　新たな端末設備の購入があったとき。
（４）　特定データ通信定額制の適用の廃止があったとき。

附則（ＯＣＴ営発第 121001 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 24 年 10 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121010 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 24 年 10 月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121015 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121025 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 24 年 10 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121101 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 24 年 11 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第121102号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成24年11月２日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　当社は、この改正規定実施の日から平成24年12月31日までの間（以下この附則において「購入対象期間といいます。）に、ＬＴＥ契約者（ＬＴＥ契約を締結しようとする者であって、そのＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望するものを除きます。）が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、ＬＴＥプランを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日を含む料金月（以下この附則において「購入月」といいます。）の翌料金月から起算し12料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りでありません。

（１）　この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

（２）　その末日において、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）を行っている料金月。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額467円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121113 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 11 月 13 日から実施します。

（ＬＴＥサービスの利用の一時休止に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりＬＴＥサービスの利用の一時休止を行っている契約者回線については、この改正規定実施の日において、ＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅠ）を行っているものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　附則第５条第１項の後に　次のように加えます。

　ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）を行っているときは、この限りでありません。

５　附則第５条第３項及びＯＣＴ営発第 121102 号の附則第３項における「ＬＴＥサービスの利用の一時休止」を「ＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅠに限ります。）」にそれぞれ改めます。

６　ＯＣＴ営発第 121102 号の附則第２項のただし書きを次のように改めます。

　ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りでありません。

（１）　当社のＷＩＮ約款に定めるＯＣＴ営発第 100209 号の附則第２項、ＯＣＴ営発第 110128 号の附則第２項又はＯＣＴ営発第 120118 号の附則第３項の適用を受ける料金月。

（２）　その末日において、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）を行っている料金月。

附則（ＯＣＴ営発第 121115 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 11 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121128 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 11 月 28 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121130 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 24 年 11 月 30 日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第５項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡを選択している契約者回線について、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して 24 料金月の間（以下この附則第５項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 500 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　ＬＴＥｆｏｒＴａｂ以外の料金種別の適用の開始があったとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。
（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。
４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本 |

| | |
|---|---|
| 除きます。)。 | 減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥｆｏｒＴａｂの基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施の日から平成 25 年 12 月 31 日までの間、ＬＴＥシングルの契約者回線（料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(29)の適用を受けるものであって、基本使用料の料金種別がＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂのものに限ります。)の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用及び海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒＤＡＴＡ利用に係るもの並びにＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る累計課金対象データ量が 512,000 バイト（500 キロバイトといいます。)未満の場合、この約款の規定に関わらず、その料金月のＬＴＥ　ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施の日から平成 25 年 12 月 31 日までの間、ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。)の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。

| 基本使用料の料金種別 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| | 税抜額 |
| ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ | 0 円から 200 円までの部分 |

８　データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。

９　当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月における基本使用料の支払いを要する日数が１の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、第７項に規定する支払いを要しない額を日割りします。

10　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

11　ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂの契約者回線に係るデータ通信料の適用における、契約者回線に係るデータ通信に関する料金の月間累計額については、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（８)の規定のほか、本割引を適用した後の額とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

12　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

13　ＯＣＴ営発第 121102 号の附則第３項を、次のように改めます。

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止 があったとき。
（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

14　ＯＣＴ営発第 121102 号の附則第４項を第６項に改め、第３項の次に、次のように加えます。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

附則（ＯＣＴ営発第 121201 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 12 月１日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改定規定実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

| | |
|---|---|
| 適用条件 | （１）　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。<br>（２）　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |

| | | |
|---|---|---|
| | （３）　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。 | |
| 控除額 | （１）（２）以外の場合 | 税抜額 934 円 |
| | （２）　そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合 | 税抜額 1,868 円 |

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日 |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 121207 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 24 年 12 月７日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第130101号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成25年１月１日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改定規定実施の日から平成25年１月21日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。 |

（２）　控除額

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| ア　イ以外の場合 | 税抜額934円 |
| イ　そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合 | 税抜額1,868円 |

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使

用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日 |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

７　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第 11 項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡを選択している契約者回線について、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 11 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 10 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 11 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 500 円 |
|---|---|

８　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥｆｏｒＴａｂ以外の料金種別の適用の開始があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

９　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

10　第７項の規定により本減額適用を開始した場合又は第８項の規定により本減額適用を廃

止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第７項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第７項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥｆｏｒＴａｂの基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第８項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

11　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

12　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第15項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 15 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

　ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

13　当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

14　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

15　本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のイに定める取扱いを適用しません。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

16　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

| | |
|---|---|
| 特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ｉ | ア　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間（以下この附則第16項までにおいて「申出対象期間」といいます。）に、ＬＴＥ契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 16 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、そのＬＴＥサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）のアに定める定額料に代えて、税抜額5,200円を適用する取扱い（以下この附則第16項までにおいて |

「本減額適用」といいます。）を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 適用条件 | （ア）　申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。<br>（イ）　特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。 | |
| 料金月 | （ア）　適用条件（ア）を満たす場合 | 特定データ通信定額制の適用を開始した料金月 |
| | （イ）　適用条件（イ）を満たす場合 | 本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月 |

イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。

（イ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。 | 特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

17　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130115 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年 1 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130122 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年１月 22 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

<table>
<tr><td>（１）　学生であることを条件とする基本使用料の減額適用</td><td>
ア　学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第２項において「本減額適用Ｉ」といいます。）とは、平成 25 年１月 22 日から平成 25 年５月 31 日までの間（以下この附則第２項において「申出対象期間」といいます。）に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この（１）欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。<br>
　ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>料金月</td><td>本減額適用Ｉの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第２項において「適用開始月Ｉ」といいます。）から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</td></tr>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。<br>（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランＳ、電話カケ放題プラン（ＣＰ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、電話カケ放題プラン（Ｖ）又は電話カケ放題プランＳ（Ｖ）であること。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 934 円</td></tr>
</table>
イ　本減額適用Ｉは、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が学生（次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者（単位制高等学校教育規程第９条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。）をいいます。以下同じとします。）であるものに限り、申し出ることができます。<br>
（ア）　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの。<br>
（イ）　学校教育法第１条に規定する学校以外の国公立の学校又は
</td></tr>
</table>

学校教育法第 124 条若しくは第 134 条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校。

ウ　当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のＬＴＥ契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第２項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分１に定める申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　当社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係るＷＩＮ契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分２に定める申出を当社が承諾しているとき。

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたＬＴＥ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分３に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

| 区分 | 申出 |
|---|---|
| １ | 本減額適用Ｉの申出又は（２）欄に定める本減額適用Ⅱの申出 |
| ２ | 当社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ３ | ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ４ | ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |

エ　当社は、本減額適用Ｉの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ｉを廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。
（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（オ）　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ　エの規定により、本減額適用Ｉを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ｉの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |
| ２　エの（ウ）又は（エ）の規定により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |

カ　当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ　当社は、当社のＷＩＮ約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。）の申出の承諾を受けたＷＩＮ契約者回線について、ＬＴＥ契約への契約移行があった場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ｉを適用します。

| | |
|---|---|
| 料金月 | 契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。<br>当社のＷＩＮ約款に定める適用開始月Ｉ（アに定める適用開始月Ｉに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数 |

ク　本減額適用Ｉの申出の承諾を受けた契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合、そのＷＩＮ契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。）については、当社のＷＩＮ約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

ケ　契約者は、本減額適用Ｉの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ｉの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾してい

<table>
<tr><td></td><td>ただきます。</td></tr>
<tr><td>（２）　学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</td><td>ア　学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第２項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この（１）欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。<br>　ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>料金月</td><td>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第２項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して 12 料金月（そのＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は 36 料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</td></tr>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。<br>（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランＳ、電話カケ放題プラン（ＣＰ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、電話カケ放題プラン（Ｖ）又は電話カケ放題プランＳ（Ｖ）であること。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 934 円</td></tr>
</table>
イ　本減額適用Ⅱは、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、アに定めるＬＴＥ契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分１若しくは区分２に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはＷＩＮ契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分３若しくは区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。
<table>
<tr><th>区分</th><th>申出</th></tr>
<tr><td>１</td><td>本減額適用Ｉの申出</td></tr>
<tr><td>２</td><td>当社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| 3 | ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| 4 | ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |

ウ　当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のＬＴＥ契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分１に定める申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　当社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係るＷＩＮ契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分２に定める申出を当社が承諾しているとき。

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたＬＴＥ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分３に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

エ　当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める 12 料金月又は 36 料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

（ア）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（イ）　契約者の地位の承継があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（オ）　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ　エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅱの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用Ⅱ廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡 |

| | |
|---|---|
| | 承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ２　エの(ウ)又は(エ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |

カ　当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ　当社は、当社のＷＩＮ約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。)の申出の承諾を受けたＷＩＮ契約者回線について、ＬＴＥ契約への契約移行があった場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

| | |
|---|---|
| 料金月 | 契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。<br>当社のＷＩＮ約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。)から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12 料金月（そのａｕ契約の申込みに当たって、当社のＷＩＮ約款別記３(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は 36 料金月とします。)から除いた月数 |

ク　本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合、そのＷＩＮ契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。)については、当社のＷＩＮ約款の規定（キに相当するものをいいます。)に定めるところによります。

ケ　契約者は、本減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。

３　この改定規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第７項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。)のうち、次表に定める控除額（第６項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い（以下この附則

第７項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、前項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受ける料金月においては、この限りでありません。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 区分 | 控除額 |
|---|---|
| ア　イ以外の場合 | 税抜額 934 円 |
| イ　そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合 | 税抜額 1,868 円 |

４　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

５　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

６　第３項の規定により本減額適用を開始した場合又は第４項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第３項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日 |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第４項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

７　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

８　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

| | |
|---|---|
| 特定端末設備の購 | ア　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、Ｌ |

<table>
<tr>
<td>入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ</td>
<td>
ＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、次表に定める料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第８項において「減額対象期間」といいます。）、そのＬＴＥサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）のアに定める定額料に代えて、税抜額 5,200 円を適用する取扱い（以下この附則第８項において「本減額適用」といいます。）を行います。<br>
ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月においては、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備を購入を伴うこと。<br>（イ）　特定データ通信定額制の申込みをすること。</td></tr>
<tr><td>料金月</td><td>特定データ通信定額制の適用を開始した料金月</td></tr>
</table>
イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。<br>
（ア）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。<br>
（イ）　新たな端末設備の購入があったとき。<br>
ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr>
<tr><td>１　イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。</td><td>特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　イの（イ）の規定により本減額適用を廃止したとき（イの（ア）の規定に該当する場合を除きます。）。</td><td>新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

（料金等の支払に関する経過措置）

９　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

10　ＯＣＴ営発 130101 号の附則第２項中「この改定規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間に」を「この改定規定実施の日から平成 25 年１月 21 日までの間に」に改めます。

11　ＯＣＴ営発 130101 号の附則第 16 項の表中「特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用」を「特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ」に、同項のア中「控除対象期間」を

「減額対象期間」に、同項のイ中「控除対象期間内」を「減額対象期間内」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 130130 号）
この改正規定は、平成 25 年１月 30 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 130201 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年２月１日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 25 年５月８日までの間に、ＬＴＥ契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第５項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月（ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡを選択している契約者回線について、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。）から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 500 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　ＬＴＥｆｏｒＴａｂ以外の料金種別の適用の開始があったとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。
（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。
４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　新たな端末設備の購入があったとき | 新たな端末設備の購入があった日を含む料 |

| | |
|---|---|
| （前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥｆｏｒＴａｂの基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第10項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

８　当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

９　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

10　本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のイに定める取扱いを適用しません。

（通話料の支払いに関する経過措置）

11　この改正規定実施の日から平成25年５月31日までの間に、料金表第１表第２（通話料）１（適用）の(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプランの契約者回線に係る通話料の適用Ｉ（以下この附則第12項までにおいて「ａｕ通話定額24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、ａｕ通話定額24に係る定額料の減免適用（ａｕ通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して２料金月の間、この約款の規定に関わらず、ａｕ通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 12 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定めるａｕ通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

12　当社は、その契約者回線について、ａｕ通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

13　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<table>
<tr><td>特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ｉ</td><td>ア　この改正規定実施の日から平成 27 年６月 30 日までの間に、ＬＴＥ契約者（次表に定める適用条件を満たす者に限ります。）からの申出があり当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 13 項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、そのＬＴＥサービスの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）のアに定める定額料に代えて、税抜額 5,200 円を適用する取扱い（以下この附則第 13 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。<br>ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月（この約款の附則に定めるＭＮＰを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用を受ける料金月を除きます。）については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td colspan="2">（ア）　この改正規定実施の日から平成 27 年６月 30 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すると同時に、特定データ通信定額制の適用の申込みをすること。<br>（イ）　特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日から平成 27 年６月 30 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">料金月</td><td>（ア）　適用条件（ア）を満たす場合</td><td>特定データ通信定額制の適用を開始した料金月</td></tr>
<tr><td>（イ）　適用条件（イ）を満たす場合（（ウ）に該当する場合を除きます。）</td><td>本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</td></tr>
<tr><td>（ウ）　適用条件（イ）を満たす場合（その契約者回線について、平成 24 年９月 21 日から実施の附則第４条に規定する</td><td>本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | 特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用又は平成25年１月１日から実施の附則第16項に規定する特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ｉを受けている場合に限ります。） | |

イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。

（イ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　イの(ア)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | 特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき（イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

14　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

15　ＯＣＴ営発第121102号の附則第２項のただし書き(１)について、次のように改めます。

（１）　この約款の附則又は当社のＬＴＥ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月。

附則（ＯＣＴ営発第130213号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成25年２月13日から実施します。

（手続きに関する料金の経過措置）

２　この改正規定実施前に請求のあった手続きが、この改正規定実施の日において完了していない場合、その手続きに関する料金の支払いについては、改正後の規定によるものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務（前項に定めるものを除きます。）については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130215 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年２月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130301 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130308 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年３月８日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130315 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年３月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130320 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年３月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130401 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年４月１日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第５項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第５項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

３　当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

４　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

５　本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のイに定める取扱いを適用しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引）

７　この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき適用されている次表に掲げる取扱いは、この改正規定実施の日においてその適用を廃止する申出があったものとして取り扱います。

| |
|---|
| 料金表第１表（ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに関する料金）第２（通話料）１（適用）(25)「特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引」 |

（回線群等に関する経過措置）

８　当社のＷＩＮ約款に定めるＯＣＴ営発第130401号の附則第６項の規定は、同第６項に定める旧回線等が属するこの約款に定める回線群等に係る料金その他の取扱いにおいて準用します。

９　当社のＷＩＮ約款に定めるＯＣＴ営発第 130401 号の附則第７項の規定は、同第７項に定める旧回線を指定することにより適用されているこの約款に定める料金その他の取扱いにおいて準用します。

附則（ＯＣＴ営発第 130416 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年４月 16 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130425 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年４月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附　則（ＯＣＴ営発第 130501 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年５月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、海外ローミング機能におけるミャンマー連邦共和国に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。
（払込取扱票の発行等に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記２（３）のアに定める請求があったものとみなして取り扱います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　ＯＣＴ営発 130122 号の附則第２項（２）のア及び第３項（１）のア中「別記２(10)」を「別記２(11)」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 130509 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年５月９日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、ＬＴＥｆｏｒＴａｂを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第５項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありませ

ん。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 500 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥｆｏｒＴａｂ以外の料金種別の適用の開始があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥｆｏｒＴａｂの基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

８　平成 24 年９月２１日から実施の附則第４条のウ、ＯＣＴ営発第 130101 号の附則第 16 項のウ、ＯＣＴ営発第 130122 号の附則第８項のウ及びＯＣＴ営発第 130201 号の附則第 13 項のウを、それぞれ次のように改めます。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　イの（ア）の規定により本減額適用を廃止したとき。 | 特定データ通信定額制の適用を廃止した日の前日までのデータ通信料について、 |

| | |
|---|---|
| | 本減額適用の対象とします。 |
| ２　イの(イ)の規定により本減額適用を廃止したとき（イの(ア)の規定に該当する場合を除きます。)。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |

９　ＯＣＴ営発第 130201 号の附則第 13 項のア中料金月の欄を、次のように改めます。

| | | |
|---|---|---|
| 料金月 | (ア)　適用条件(ア)を満たす場合 | 特定データ通信定額制の適用を開始した料金月 |
| | (イ)　適用条件(イ)を満たす場合（(ウ)に該当する場合を除きます。) | 本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月 |
| | (ウ)　適用条件(イ)を満たす場合（その契約者回線について、平成 24 年９月 21 日から実施の附則第４条に規定する特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用又は平成 25 年１月１日から実施の附則第 16 項に規定する特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ｉを受けている場合に限ります。) | 本減額適用の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月 |

10　ＯＣＴ営発第 130201 号の附則第 13 項のア中「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りでありません。」を「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。」に改めます。

11　ＯＣＴ営発第 121130 号の附則第２項の後及びＯＣＴ営発第 130101 号の附則第７項の後に、それぞれ次のように加えます。

　ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

12　ＯＣＴ営発第 130201 号の附則第２項中「この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 25 年５月８日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 130525 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年５月 25 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130527 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年５月 27 日から実施します。
（基本使用料に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 25 年８月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）を選択するときに限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 500 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）以外の料金種別の適用の開始があったとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。
（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。
４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。） | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の基本使用料の適用開始日） |

| | |
|---|---|
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130601 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年６月１日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間、当社は、基本使用料の料金種別としてＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂの適用を開始した料金月において、その契約者回線に係る基本使用料について、２（料金額）に定める料金額から、次表に定める額を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月において、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(29)の適用を受けている場合は、この限りでありません。

| 区分 | 控除額 |
|---|---|
| ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ | 税抜額 |
| | 1,000 円 |

３　前項に定める控除額は、ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂの基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

４　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

５　この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、ＬＴＥｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日（以下この附則第９項までにおいて「購入日」といいます。）を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第９項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂに係るものを除きます。）又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第８項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第９項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| | |
|---|---|
| 控除額 | 税抜額 500 円 |

６　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合に

は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　ＬＴＥｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）以外の料金種別の適用の開始があったとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。
（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

７　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

８　第５項の規定により本減額適用を開始した場合又は第６項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第５項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第５項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）の基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第６項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

９　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

10　この改正規定実施の日から平成 25 年８月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 14 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第 13 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 14 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |

| |
|---|
| ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 区分 | 控除額 |
|---|---|
| ア　イ以外の場合 | 税抜額 934 円 |
| イ　そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合 | 税抜額 1,868 円 |

11　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

12　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

13　第 10 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 11 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 10 項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日 |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第 11 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

14　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

15　この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間、ＬＴＥ契約者は、基本使用料の料金種別としてＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂの適用を開始した料金月において、その契約者回線に係るデータ通信（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用及び海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るもの並びにＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。）が行われなかった場合、その料金月のＬＴＥ　ＮＥＴ機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

16　この改正規定実施の日から平成 25 年８月 31 日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプショ

ン機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して３料金月の間（以下この附則第 18 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、この約款の規定に関わらず、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 18 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

17　当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。)。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　留守番伝言機能の廃止があったとき。

18　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

19　この改正規定実施の日から平成 29 年５月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月（以下この附則第 22 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)が経過するまでの各料金月（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。)、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている月を除きます。)、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 22 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。)が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

20　当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

21　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

22　本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６)の２のイに定める取扱い（ただし書きに定めるものを除きます。)を適用しません。

23　この改正規定実施の日から平成25年８月31日までの間に、料金表第１表第２（通話料）１（適用）(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプランの契約者回線に係る通話料の適用Ｉ（以下この附則第24項までにおいて「ａｕ通話定額24」といいます。)の申出があり当社が承諾した場合、当社は、ａｕ通話定額24に係る定額料の減免適用（ａｕ通話定額24の適用を開始した日を含む料金月から起算して２料金月の間、この約款の規定に関わらず、ａｕ通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 24 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定めるａｕ通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

24　当社は、その契約者回線について、ａｕ通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

25　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

26　平成 24 年９月 21 日から実施の附則第２条第１項及び第３条第１項について、それぞれ次のように改めます。

第２条　この約款実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して６料金月の間（以下この附則第２条において「控除対象期間」といいます。)、この約款の規定に関わらず、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第２条において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

第３条　この約款実施の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第３条において「控除対象期間」といいます。)、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第３条において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。)が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション

機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

27　ＯＣＴ営発第 130101 号の附則第 12 項について、次のように改めます。

12　この改正規定実施の日から平成 25 年１月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 15 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 15 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

28　ＯＣＴ営発第 130201 号の附則第７項及び第 11 項について、それぞれ次のように改めます。

7　この改正規定実施の日から平成 25 年３月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 10 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 10 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

11　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、料金表第１表第２（通話料）１（適用）の(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプランの契約者回線に係る通話料の適用Ｉ（以下この附則第 12 項までにおいて「ａｕ通話定額 24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、ａｕ通話定額 24 に係る定額料の減免適用（ａｕ通話定額 24 の適用を開始した日を含む料金月から起算して２料金月の間、この約款の規定に関わらず、ａｕ通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 12 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約

款の附則に定めるａｕ通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

29　ＯＣＴ営発第 130401 号の附則第２項について、次のように改めます。

２　この改正規定実施の日から平成 25 年５月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用（テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第５項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第５項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

（１）　サービス取扱所において直近に購入した端末設備（テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。）が、当社が別に定めるものでないとき。

（２）　この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。

附則（ＯＣＴ営発第 130603 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年６月３日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130606 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年６月６日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　平成 24 年９月 21 日から実施の附則第５条第１項における「及び当社が別に定める料金をいいます。」を「、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、３ＬＭセキュリティサービス利用料及びａｕスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 130618 号）

この改正規定は、平成 25 年６月 18 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 130620 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年６月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発 130701 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130703 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年７月３日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130717 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年７月 17 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 25 年１月 22 日から実施の附則第２項（１）欄及び（２）欄中「障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 130725 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年７月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130731 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年７月 31 日から実施します。
　ただし、この改正規定中この附則第３項に定める部分については、平成 25 年８月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

３　平成 24 年 11 月２日から実施の附則第２項中「料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、適用する前の額とします。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）であって、購入月の末日において、第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱い又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合は、控除対象額に 50%を乗じて得た額とします。）を控除する取扱い」とあるのは「料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い」に改めます。

４　平成 24 年 12 月１日から実施の附則第２項、平成 25 年１月１日から実施の附則第２項、平成 25 年１月 22 日から実施の附則第３項及び平成 25 年６月１日第 10 項中「、契約者を単位とする基本使用料割引Ｉ又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とし」を削ります。

附則（ＯＣＴ営発第 130801 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年８月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130821 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年８月 21 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130826 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年８月 26 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第１表第２（通話料）１（適用）(10)の２に定める支払いを要しない通話先の電気通信回線に係る表中エの部分については、平成 25 年９月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130901 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年９月１日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 26 年８月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はＬＴＥプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。<br>エ　特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 934 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプランとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第２項に規定する控除額の日割を行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

７　この改正規定実施の日から平成 25 年 10 月 14 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）を選択するときに限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 11 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 10 項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 11 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 500 円 |
|---|---|

８　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

９　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。） | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

10　第７項の規定により本減額適用を開始した場合又は第８項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第７項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第７項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第８項の規定により本減 |

| | |
|---|---|
| | 額適用を廃止した場合は、廃止日） |

11　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

12　この改正規定実施の日から令和３年９月１日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して３料金月の間（以下この附則第 14 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定に関わらず、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(23)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 14 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

　ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

13　当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　留守番伝言機能の廃止があったとき。

14　前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

（通話料の支払いに関する経過措置）

15　この改正規定実施の日から平成29年５月31日までの間に、料金表第１表第２（通話料）１（適用）(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ｉ（以下この附則第16項までにおいて「ａｕ通話定額24」といいます。）の申出があり当社が承諾した場合、当社は、ａｕ通話定額 24 に係る定額料の減免適用（ａｕ通話定額 24 の適用を開始した日を含む料金月から起算して２料金月の間、この約款の規定に関わらず、ａｕ通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 16 項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

　ただし、その契約者回線について、この約款の附則又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定めるａｕ通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りでありません。

16　当社は、その契約者回線について、ａｕ通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

17　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

18　平成 25 年６月１日から実施の附則第 10 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 25 年８月 31 日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 130902 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年９月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 130909 号）
この改正規定は、平成 25 年９月９日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 130920 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年９月 20 日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年５月 22 日までの間に、ＬＴＥ契約者から申出があった場合に、次表に定める取扱いを行います。

<table>
<tr><td>複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（先取り！データシェアキャンペーン）</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）のものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るＬＴＥ契約を締結している場合に、そのＬＴＥシングルの契約者回線に係る基本使用料について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。<br>ただし、（イ）に定める取扱いは、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂの契約者回線については、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備の購入と同時に本減額適用の申出があった場合、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の契約者回線については、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合に限り、これを行います。<br>（ア）　料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（スの規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。<br>１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 2,850 円</td></tr>
</table>
（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂの契約者回線については、その端末設備の購入のあった日を含む料金月から、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の契約者回線については、そのＬＴＥサービスの適</td></tr>
</table>

用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この欄において「控除対象期間」といいます。）、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める追加控除額（スの規定により追加控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 追加控除額 | 税抜額1,850円 |

イ　本減額適用は、ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）のものに限ります。）に限り、選択することができます。

ウ　本減額適用を選択する契約者は、１の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

エ　本減額適用に係る判定用回線とは、次の各号に定める電気通信回線をいいます。

（ア）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（特定データ通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

（イ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める特定データ通信定額制の適用を受けているものに限ります。）

オ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　指定した判定用回線が、他のＬＴＥシングルの契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（イ）　指定した判定用回線が、ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（本減額適用に相当するものをいいます。以下この欄において「特定減額適用」といいます。）に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（ウ）　指定した判定用回線が、当社は又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める複数回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（エ）　指定した判定用回線が、当社は又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める複数回線の利用を条件とするａｕパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

（オ）　指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

（カ）　減額対象回線又は判定用回線について、利用者登録が行わ

| | |
|---|---|
| | れているとき。<br>（キ）　判定用回線について、この約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の定めるところにより、ＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているとき。<br>（ク）　その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。<br>（ケ）　その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。<br>（コ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。<br>カ　本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。<br>キ　本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。<br>ク　当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、減額対象回線又は判定用回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても本減額適用を廃止します。<br>（ア）　減額対象回線又は判定用回線に係る事由<br>①　ＬＴＥ契約の解除があったとき。<br>②　ａｕ契約への契約移行があったとき。<br>③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。<br>⑤　契約者の地位の承継があったとき。<br>⑥　利用者登録が行われたとき。<br>⑦　当社が別に定める日以降別に定める日までの間に、当社が別に定める基本使用料の減額適用の申込みがないとき。<br>（イ）　減額対象回線に係る事由<br>①　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。<br>②　ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ（Ｌ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。<br>③　基本料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡを選択することとなったとき。<br>④　新たな端末設備の購入があったとき（(イ)の②を伴うときを除きます。)。<br>（ウ）　判定用回線に係る事由<br>①　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。<br>②　特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）を選択することによるも |

のを除きます。)があったとき。

ケ　クの規定に関わらず、アの(ア)の取扱いについては、クの(イ)の②（ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）への変更に限ります。）及び④の規定を適用しません。

コ　クの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア)　アの(ア)に定める取扱い

その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

(イ)　アの(イ)に定める取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　減額対象回線について、クの(ア)の①、②若しくは③又は(イ)の①、②若しくは③の規定に該当することにより、本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

サ　当社は、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受けている契約者回線について、同(24)又は(28)の規定に関わらず、本減額適用の適用を受ける料金月においては、その割引の適用を行いません。

シ　当社は、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(10)に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線について、アからコの規定に関わらず、その料金月においては、本減額適用（アの(ア)の取扱いに限ります。)を行いません。

ス　アに定める控除額及び追加控除額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

セ　控除額及び追加控除額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ　当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５)のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

| 総量速度規制データ量 |
|---|
| 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト） |

タ　この改正規定実施の日から平成 27 年７月 31 日までの間、ソの

| | |
|---|---|
| | 規定を適用しません。<br>チ　判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。 |

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

３　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<table>
<tr><td>特定のデータ通信への２段階定額制（ＣＰ）の適用（ダブル定額（キャンペーン））</td><td>ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、ＬＴＥ契約者が（ア）に定める定額料を支払った場合に、そのＬＴＥサービス（ＬＴＥデュアルに限ります。）の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、料金表第１表第３（データ通信料）２（料金額）の規定に代えて、（イ）に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。）から、（ア）に定める控除可能額（キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下この附則において「特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）」といいます。）を行います。<br>（ア）　定額料、控除可能額及び上限定額料<br>１契約ごとに月額<br><table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額料</td><td>税抜額 500 円</td></tr><tr><td>控除可能額</td><td>税抜額 500 円</td></tr><tr><td>上限定額料</td><td>税抜額 5,700 円</td></tr></table>（イ）　適用額<br>１課金対象データごとに<br><table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>適用額</td><td>税抜額 0.4 円</td></tr></table>イ　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）は、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、この附則第４項（３）欄に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱに係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行う場合に限り、選択することができます。<br>ウ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。<br>エ　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の開始は、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日からとします。<br>オ　当社は、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を受けている契約者回線又は判定対象回線（この附則第４項（３）欄に定め</td></tr>
</table>

るものをいいます。以下この欄において同じとします。)について、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止します。

（ア）　契約者回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。

②　ａｕ契約への契約移行があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)。

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑦　特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑧　新たな端末設備の購入があったとき。

⑨　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（イ）　判定用回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。

②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

カ　オの規定により、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。 |
| ２　オの(ア)の①、②又は③の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。 |

| | |
|---|---|
| ３　オの（ア）の⑧又は⑨の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。 |
| 備考　オの（ア）の②の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とするものとします。 | |

キ　アの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を開始した場合又はオの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料、控除可能額及び上限定額料の日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、オの規定（オの（ア）の①、②又は③を除きます。）により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、廃止日、オの（ア）の②の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、廃止日の前日） |

ク　控除可能額額の日割計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を選択した契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無に関わらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

コ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

サ　当社は、オの（イ）の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した契約者回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、その廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。

シ　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、オの（イ）の規定に該当することとなった場合、オ及びカの規定に関わらず、その契約者回線に係る特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。

| | |
|---|---|
| | ス　契約者は、この附則第４項（３）欄の適用条件に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はこの附則第４項（３）欄に定める特定減額適用Ⅲの適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれのＬＴＥ約款に定める特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。 |

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

４　当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<table>
<tr><td>（１）　特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（家族でスマホおトク割）</td><td>ア　当社は、この改正規定実施の日から平成25年11月30日までの間（以下この附則第４項において「申込み対象期間」といいます。）に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第４項において「控除対象期間Ｉ」といいます。）、その契約者回線（以下この（１）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第４項において「本減額適用Ｉ」といいます。）を行います。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第４項において同じとします。）が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（１）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。<br>（イ）　（ア）に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が１回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前３料金月の間に行われたものであること。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 934円</td></tr>
</table>
イ　当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれ</td></tr>
</table>

かに該当する場合には、控除対象期間Ｉ内であっても、本減額適用Ｉを廃止します。

（ア）　控除対象回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ａｕ契約への契約移行があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　新たな端末設備の購入があったとき。

⑦　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。⑧　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（イ）　判定対象回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用Ｉを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ｉの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |
| ２　イの（ア）の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |

エ　アの規定により本減額適用Ｉを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ｉを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ｉの適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Ｉの適用を廃止した場合 |

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>は、廃止日）</td></tr>
</table>
オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。<br>
カ　契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。以下この附則第４項において「特定減額適用Ｉ」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ｉ又は特定減額適用Ｉの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ｉ又は特定減額適用Ｉの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
</td></tr>
<tr><td>（２）　特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ｉ（家族でスマホおトク割）</td><td>
ア　当社は、申込み対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第４項において「控除対象期間Ⅱ」といいます。)、その契約者回線（以下この（２)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第１表第３（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い（以下この附則第４項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。<br>
　ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。)に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（２）欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。<br>
（イ）　(ア)に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が１回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあ</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | った日を含む料金月から起算し、前３料金月の間に行われたものであること。<br>（ウ）　特定データ通信定額制の適用を申し込むこと。 |
| 控除額 | 税抜額 500 円 |

イ　当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

（ア）　控除対象回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）。

②　ａｕ契約への契約移行があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき（⑦を伴う場合を除きます。）。

⑦　新たな端末設備の購入があったとき。

⑧　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（イ）　判定対象回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）。

②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅱの適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ２　イの（ア）の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ３　イの（ア）の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したと | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>き。</td><td></td></tr>
</table>
エ　アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。
<table>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）</td></tr>
</table>
オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。<br>
カ　契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第４項において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（３）　特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ（家族でスマホおトク割）</td><td>ア　当社は、申込み対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第４項において「控除対象期間Ⅲ」といいます。）、その契約者回線（以下この（３）欄において「控除対象回線」といいます。）について、この附則第３項に定める特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第４項において「本減額適用Ⅲ」といいます。）を行います。<br>
　ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（３）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。<br>（イ）（ア）に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が１回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前３料金月の間に行われたものであること。<br>（ウ）特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を申し込むこと。 |
| 控除額 | 税抜額 500 円 |

イ　当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅲ内であっても、本減額適用Ⅲを廃止します。

（ア）　控除対象回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ａｕ契約への契約移行があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑦　特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑧　新たな端末設備の購入があったとき。

⑨　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（イ）　判定用回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用Ⅲを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅲの適用 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| １　２又は３以外により本減額適用Ⅲを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅲを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。 |
| ２　イの（ア）の①、②又は③の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。 |
| ３　イの（ア）の⑧又は⑨の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。 |

エ　アの規定により本減額適用Ⅲを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅲの適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅲの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日） |

オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ　イの（イ）の規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、その廃止のあった日において、その控除対象回線について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止します。

　この場合において、当社は、その控除対象回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。

キ　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、イの（イ）の規定に該当することとなった場合、カの規定に関わらず、その控除対象回線に係る特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。

ク　契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅲに相当

| | |
|---|---|
| | するものをいいます。以下この附則第４項において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。 |

５　当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<table>
<tr><td>ＭＮＰを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用（Ｕ22　ａｕにかえる割）</td><td>ア　当社は、この改正規定実施の日から平成 25 年 12 月１日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 36 料金月の間（以下この附則第５項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この附則第５項において「本減額適用」といいます。）を行います。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>①　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。<br>②　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>③　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。<br>④　特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。<br>⑤　平成25年４月１日において満23歳に満たない契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成 13 年４月２日から平成 19 年４月１日までの間である登録利用者とします。）からの申込みであること。</td></tr>
</table>
（ア）　料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額Ⅰ（オの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とし、基本使用料の額が控除額Ⅰに満たない場合は、基本使用料の額とします。）を控除すること。<br>１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>控除額Ⅰ</td><td>税抜額 934 円</td></tr>
</table>
（イ）　料金表第１表第３（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅱ（オの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。<br>１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

| 控除額Ⅱ | 税抜額 1,000円 |
|---|---|

イ　当社は、アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する料金月においては、本減額適用を行いません。

（ア）　アの(ア)の取扱いの場合

①　その契約者回線について、ＬＴＥプランの基本使用料の適用を受けない料金月。

②　その契約者回線について、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月。

（イ）　アの(イ)の取扱いの場合

①　その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分１に係るものに限ります。)若しくは(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分１に係るものに限ります。)を受ける料金月（特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（平成 25 年２月１日から実施の附則第 13 項に定めるものに限ります。）の適用を受ける料金月を除きます。)。

②　その契約者回線について、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月。

ウ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。

（イ）　ａｕ契約への契約移行があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ）　特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。

（オ）　新たな端末設備の購入があったとき。

（カ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があたとき。

エ　ウの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア）　アの(ア)の取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（ウの(カ)を伴うときを除きます)。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 |

| | |
|---|---|
| | の対象とします。 |

（イ）　アの(イ)の取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　ウの(ア)、(イ)又は(ウ)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |
| ３　ウの(オ)（(エ)を伴うときに限ります。)又は(カ)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |

オ　アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。

（ア）　控除額Ⅰの場合

その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。

（イ）　控除額Ⅱの場合

次表に定める適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日） |

カ　オの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

キ　当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分２に係るものに限ります。)、(27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分２に係るものに限ります。)の適用を行いません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
７　平成24年11月30日から実施の附則第３項、平成25年１月１日から実施の附則第８項、平成 25 年２月１日から実施の附則第３項、平成 25 年５月９日から実施の附則第３項及び平成 25 年６月１日から実施の附則第６項について、それぞれ第５号の次に、次のように第６号を加えます。
（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。
８　平成 25 年２月１日から実施の附則第 13 項のア中ただし書きについて、次のように改めます。
　ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用若しくは特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用又はこの約款若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月（この約款の附則に定めるＭＮＰを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用を受ける料金月を除きます。）については、この限りでありません。

附則（ＯＣＴ営発第130925号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年９月25日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131001号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年10月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131010号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年10月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131015号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年10月15日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から令和元年９月30日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、

基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）を選択するときに限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされ基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 1,096 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２)以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。） | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第２項に規定する控除額の日割を行います。

| 区分 | 起算日 |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、第２項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の基本使用料の適用開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日） |

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

８　平成 25 年５月 27 日から実施の附則第３項及び平成 25 年９月１日から実施の附則第８項について、それぞれ第５号の次に、次のように第６号を加えます。

（６）　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用の開始があったとき。

９　平成 25 年９月１日から実施の附則第７項中「この改正規定実施の日から平成 25 年 11 月 30 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 25 年 10 月 14 日までの間に」に改めます。

10　平成 25 年９月１日から実施の附則第２項のア中「ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂのものに限ります。）」を「ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）のものに限ります。）」に改めます。

11　平成 25 年９月１日から実施の附則第２項のア中ただし書きについて、次のように改めます。

ただし、（イ）に定める取扱いは、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂの契約者回線については、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備の購入と同時に本減額適用の申出があった場合、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の契約者回線については、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合に限り、これを行います。

12　平成 25 年９月１日から実施の附則第２項のアの（イ）中「その端末設備の購入のあった日を含む料金月から」を「基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂの契約者回線については、その端末設備の購入のあった日を含む料金月から、基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の契約者回線については、そのＬＴＥサービスの適用を開始した日を含む料金月から」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 131031 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年２月 19 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（端末設備の購入と同時に基本使用料の料金種別として、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡを選択する場合に限ります。）、当社は、その購入のあった日を含む料金月から起算して 25 料金月の間（以下この附則において「算定除外期間」といいます。）、その契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡのものに限ります。）との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるＷｉＭＡＸ２＋通信に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、料金表第１表第３（データ通信料）（５）の規定に関わらず、同（５）に定めるデータ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を行います。

３　当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、算定除外期間であっても、その事由が生じた日をもって本取扱いを廃止します。
（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（ウ）　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（エ）　ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ以外の基本使用料の料金種別の適用の開始があったとき。
（オ）　新たな端末設備の購入があったとき。
（オプション機能に関する経過措置）
４　この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

| | |
|---|---|
| ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能 | ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能（タイプⅡ） |

（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
６　平成24年９月21日から実施の附則第２条、平成25年６月１日から実施の附則第16項、同第26項及び平成25年９月１日から実施の附則第12項中「料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(22)」を「料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(23)」にそれぞれ改めます。
７　平成24年11月30日から実施の附則第６項及び平成25年６月１日から実施の附則第２項中「料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(25)」を「料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(29)」にそれぞれ改めます。
８　平成25年９月20日から実施の附則第２項のサ及び同５項のイ(イ)①中「(23)」を「(24)」に、「(24)」を「(28)」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第131101号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年11月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131112号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成25年11月12日から実施します。
（基本使用料等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成27年５月31日までの間、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(25)に定める特定サービスに係る契約を条件とするＷｉＭＡＸ２＋ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡの契約者回線に係る基本使用料の減額適用について、同(25)のアの表を次表に読み替えて適用します。

１契約ごとに月額

| その料金月の課金対象データの総情報量 | 料金額<br>税抜額 |
|---|---|
| 10,485,760バイト（10メガバイト）以下の場合 | 0円 |
| 10,485,760バイト（10メガバイト）を超える場合 | 4,196円 |

３　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131115号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成25年11月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131125号）

この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第131128号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成25年11月28日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第131201号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成25年12月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社コミュニティテレビこもろ及び株式会社ケーブルネット鈴鹿に関する改正規定については、平成25年12月２日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

| | |
|---|---|
| 特定のデータ通信への２段階定額制（ＣＰ）の適用（ダブル定額（キャンペーン）） | ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、ＬＴＥ契約者が(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのＬＴＥサービス（ＬＴＥデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、料金表第１表第３（データ通信料）２（料金額）の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額（以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額（キの規定により控除可能額 |

を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。）を差し引いた額（その額が（ア）に定める上限定額料（キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。）以上となる場合は、上限定額料をその額とします。以下この欄において同じとします。）を適用する取扱い（以下この附則において「特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）」といいます。）を行います。

（ア）　定額料、控除可能額及び上限定額料

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 定額料 | 税抜額 500 円 |
| 控除可能額 | 税抜額 500 円 |
| 上限定額料 | 税抜額 5,700 円 |

（イ）　適用額

１課金対象データごとに

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 適用額 | 税抜額 0.4 円 |

イ　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）は、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、この附則第３項（３）欄に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱに係るＬＴＥ契約の申込みと同時に行う場合に限り、選択することができます。

ウ　データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

エ　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の開始は、その契約者回線に係るＬＴＥサービスの提供を開始した日からとします。

オ　当社は、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を受けている契約者回線又は判定対象回線（この附則第３項（３）欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止します。

（ア）　契約者回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ａｕ契約への契約移行があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑦　特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑧　新たな端末設備の購入があったとき。
⑨　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（イ）　判定用回線に係る事由
①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。
④　契約者の地位の承継があったとき。

カ　オの規定により、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。 |
| ２　オの（ア）の①、②又は③の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。 |
| ３　オの（ア）の⑧又は⑨の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とします。 |
| 備考　オの（ア）の②の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する場合、その契約移行を行った時点まで特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の対象とするものとします。 | |

キ　アの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を開始した場合又はオの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める定額料、控除可能額及び上限定額料の日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、オの |

| | | |
|---|---|---|
| | | 規定（オの（ア）の①、②又は③を除きます。）により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、廃止日、オの（ア）の②の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した場合は、廃止日の前日） |
| | ク　控除可能額額の日割計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。<br>ケ　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）を選択した契約者は、キに規定する場合を除き、通信の有無に関わらず又は１の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。<br>コ　契約者の責めによらない理由により、１料金月の全ての日にわたって、ＬＴＥサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。<br>　この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。<br>サ　当社は、オの（イ）の規定により特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止した契約者回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、その廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。<br>シ　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、オの（イ）の規定に該当することとなった場合、オ及びカの規定に関わらず、その契約者回線に係る特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。<br>ス　契約者は、この附則第３項（３）欄の適用条件に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はこの附則第３項（３）欄に定める特定減額適用Ⅲの適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれのＬＴＥ約款に定める特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。 | |

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

３　当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

| | |
|---|---|
| （１）　特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（家族 | ア　当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年９月 30 日までの間（以下この附則第３項において「申込み対象期間」といいます。）に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料 |

<table>
<tr>
<td>でスマホおトク割）</td>
<td>
金月の間（以下この附則第３項において「控除対象期間Ｉ」といいます。）、その契約者回線（以下この（１）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第３項において「本減額適用Ｉ」といいます。）を行います。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第３項において同じとします。）が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（１）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。<br>（イ）　（ア）に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が１回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前３料金月の間に行われたものであること。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 934 円</td></tr>
</table>
イ　当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ｉ内であっても、本減額適用Ｉを廃止します。<br>
（ア）　控除対象回線に係る事由<br>
①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。<br>
②　ａｕ契約への契約移行があったとき。<br>
③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>
④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。<br>
⑤　契約者の地位の承継があったとき。<br>
⑥　新たな端末設備の購入があったとき。<br>
⑦　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。<br>
⑧　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
（イ）　判定対象回線に係る事由<br>
①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。<br>
②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>
③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。<br>
④　契約者の地位の承継があったとき。<br>
ウ　イの規定により、本減額適用Ｉを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本減額適用Ｉの適用</th></tr>
<tr><td>１　２以外により本減額適用Ｉを廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。</td></tr>
<tr><td>２　イの（ア）の①、②、③、⑦又は⑧により本減額適用Ｉを廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。</td></tr>
</table>
エ　アの規定により本減額適用Ｉを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ｉを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。
<table>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ｉの適用を開始した場合は、開始日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Ｉの適用を廃止した場合は、廃止日）</td></tr>
</table>
オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。<br>
カ　契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。以下この附則第３項において「特定減額適用Ｉ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ｉ又は特定減額適用Ｉの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ｉ又は特定減額適用Ｉの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）　特定の端末設備を接続する</td>
<td>ア　当社は、申込み対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>ＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（家族でスマホおトク割）</td>
<td>
（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第３項において「控除対象期間Ⅱ」といいます。）、その契約者回線（以下この（２）欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第１表第３（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第３項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。<br>
ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（２）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。<br>
（イ）　（ア）に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が１回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前３料金月の間に行われたものであること。<br>
（ウ）　特定データ通信定額制の適用を申し込むこと。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 500 円</td></tr>
</table>
イ　当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。<br>
（ア）　控除対象回線に係る事由<br>
①　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）。<br>
②　ａｕ契約への契約移行があったとき。<br>
③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>
④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）
</td>
</tr>
</table>

⑤　契約者の地位の承継があったとき。
⑥　特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき（⑦を伴う場合を除きます。）。
⑦　新たな端末設備の購入があったとき。
⑧　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（イ）　判定対象回線に係る事由
①　ＬＴＥ契約の解除があったとき（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）。
②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。
④　契約者の地位の承継があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅱの適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ２　イの（ア）の①、②又は③により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ３　イの（ア）の⑦（同⑥を伴う場合に限ります。）又は⑧により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |

エ　アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱの適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅱの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日） |

オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ　契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がＫＤＤＩ株式会

<table>
<tr><td></td><td>社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第３項において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（３）　特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とするデータ通信料の減額適用Ⅱ（家族でスマホおトク割）</td><td>ア　当社は、申込み対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第２項において「控除対象期間Ⅲ」といいます。）、その契約者回線（以下この（３）欄において「控除対象回線」といいます。）について、この附則第３項に定める特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第３項において「本減額適用Ⅲ」といいます。）を行います。<br>　ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける料金月については、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>（ア）　控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定めるものであって、そのＬＴＥ契約者又はその家族が締結している他のＬＴＥ契約（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥ契約を含みます。）に係る契約者回線又は他網契約者回線（以下この（３）欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において過去に購入されたものであること。<br>（イ）　（ア）に定める端末設備の購入のあった日以降に、判定用回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において行われた端末設備の購入の回数が１回であって、その購入が、控除対象回線に係るＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前３料金月の間に行われたものであること。<br>（ウ）　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を申し込むこと。</td></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 500 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

イ　当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅲ内であっても、本減額適用Ⅲを廃止します。

（ア）　控除対象回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ａｕ契約への契約移行があったとき。

③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき（ＬＴＥサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。

⑤　契約者の地位の承継があったとき。

⑥　特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止する申出があったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑦　特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき（⑧を伴う場合を除きます。）。

⑧　新たな端末設備の購入があったとき。

⑨　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（イ）　判定用回線に係る事由

①　ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

②　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

③　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

④　契約者の地位の承継があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用Ⅲを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅲの適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により本減額適用Ⅲを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅲを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。 |
| ２　イの（ア）の①、②又は③の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。 |
| ３　イの（ア）の⑧又は⑨の規定により本減額適用Ⅲを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用Ⅲの適用の対象とします。 |

<table>
<tr><td></td><td>
エ　アの規定により本減額適用Ⅲを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。
<table>
<tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅲの適用を開始した場合は、開始日）</td></tr>
<tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日（その料金月において、イの規定（イの（ア）の①、②又は③を除きます。）により本減額適用Ⅲの適用を廃止した場合は、廃止日、イの（ア）の②の規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日の前日）</td></tr>
</table>
オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。<br>
カ　イの（イ）の規定により本減額適用Ⅲを廃止した場合は、その廃止のあった日において、その控除対象回線について、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用を廃止します。<br>
　この場合において、当社は、その控除対象回線について、特定データ通信定額制の適用の申込みがあったものとみなし、特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の廃止日を含む料金月の翌料金月から特定データ通信定額制の適用を開始します。<br>
キ　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、イの（イ）の規定に該当することとなった場合、カの規定に関わらず、その控除対象回線に係る特定データ通信２段階定額制（ＣＰ）の適用の廃止は、当社が別に定める日とします。<br>
ク　契約者は、アの適用条件の（ア）に定める家族がＫＤＤＩ株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款附則に定める特定の端末設備を接続するＬＴＥ契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅲに相当するものをいいます。以下この附則第３項において「特定減額適用Ⅲ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅲ又は特定減額適用Ⅲの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
</td></tr>
</table>

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　平成 25 年２月１日から実施の附則第 13 項のア中並びに平成 25 年９月 20 日から実施の附則第４項（２）欄のア及び（３）欄のア中「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「ただし、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」にそれぞれ改めます。

６　平成25年９月20日から実施の附則第５項のカの次に、次のようにキを加えます。

キ　当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分２に係るものに限ります。)、(27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分２に係るものに限ります。)の適用を行いません。

附則（ＯＣＴ営発第131202号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成25年12月２日から実施します。

（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）

２　当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

<table>
<tr><td>ＭＮＰを条件とする基本使用料及びデータ通信料の減額適用（Ｕ22　ａｕにかえる割）</td><td>ア　当社は、この改正規定実施の日から平成26年１月13日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して36料金月の間（以下この附則第２項において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、(ア)及び(イ)に定める取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用」といいます。)を行います。<br>
<table>
<tr><td>適用条件</td><td>①　別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社からのものを除きます。)を希望する旨の申出があること。<br>②　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>③　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。<br>④　特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。<br>⑤　平成25年４月１日において満23歳に満たない契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、生年月日が平成13年４月２日から平成19年４月１日までの間である登録利用者とします。)からの申込みであること。</td></tr>
</table>
(ア)　料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額Ｉ（オの規定により控除額Ｉを日割りした場合は、その額とし、基本使用料の額が控除額Ｉに満たない場合は、基本使用料の額とします。)を控除すること。<br>
１契約ごとに月額<br>
<table>
<tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

| 控除額Ⅰ | 税抜額 934 円 |
|---|---|

（イ） 料金表第１表第３（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅱ（オの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 控除額Ⅱ | 税抜額 1,000 円 |

イ 当社は、アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する料金月においては、本減額適用を行いません。

（ア） アの（ア）の取扱いの場合

その契約者回線について、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

（イ） アの（イ）の取扱いの場合

① その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの（ア）の表の区分１に係るものに限ります。）若しくは(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（同(28)のアの（オ）の表の区分１に係るものに限ります。）を受ける料金月（特定端末設備の購入に伴うＬＴＥフラットの適用を条件とするデータ通信料の減額適用Ⅰ（平成 25 年２月１日から実施の附則第 13 項に定めるものに限ります。）の適用を受ける料金月を除きます。）。

② その契約者回線について、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

ウ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア） ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

（イ） ａｕ契約への契約移行があったとき。

（ウ） ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（エ） 特定データ通信定額制の適用を廃止する申出があったとき。

（オ） 新たな端末設備の購入があったとき。

（カ） ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があたとき。

エ ウの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア） アの（ア）の取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １ ２以外により本減額適用を | その事由が生じた日の前日まで |

| | |
|---|---|
| 廃止したとき。 | の基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（ウの(カ)を伴うときを除きます)。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

（イ）　アの(イ)の取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２又は３以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　ウの(ア)、(イ)又は(ウ)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |
| ３　ウの(オ)（(エ)を伴うときに限ります。)又は(カ)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信料について、本減額適用の対象とします。 |

オ　アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。

（ア）　控除額Ⅰの場合

その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。

（イ）　控除額Ⅱの場合

次表に定める適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。

| | |
|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用の適用を開始した場合は、開始日） |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、ウの規定(ウの(ア)、(イ)又は(ウ)を除きます。)により本減額適用の適用を廃止した場合は、廃止日、ウの(イ)の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日の前日） |

カ　オの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

キ　当社は、この約款の規定に関わらず、本減額適用を受ける料金月においては、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（同(24)のアの(ア)の表の区分２に係るものに限ります。)、(27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計

| | |
|---|---|
| | 額の割引の適用（同(28)のアの(オ)の表の区分２に係るものに限ります。)の適用を行いません。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 131204 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年 12 月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 131209 号）
この改正規定は、平成 25 年 12 月９日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 131216 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年 12 月 16 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉及び株式会社ジェイコムイーストに関する改正規定については、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 131217 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年 12 月 17 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 131227 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 26 年１月 13 日までの間に、ａｕスマートサポート契約（当社の「ａｕスマートサポート会員利用規約」に定めるａｕスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。)の申込みがあり当社が承諾した場合、そのａｕスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含み

ます。)以外であるものに限ります。)について、この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。

ただし、そのａｕスマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りでありません。

（１） その契約者回線について、ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。

（２） その契約者回線について、ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)。

（３） ａｕスマートサポート契約が終了したとき。

３ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140101 号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成 26 年１月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年１月６日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

２ この改正規定実施の日から平成 26 年７月 31 日までの間、契約者は、この約款の規定に関わらず、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140116 号）

（実施時期）

１ この改正規定は、平成 26 年１月 16 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＺＩＰ Ｔｅｌｅｃｏｍ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年１月 17 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２ 当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

| | |
|---|---|
| （１） 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用 | ア この改正規定実施の日から平成26年６月１日までの間（以下この附則第２項において「申出対象期間」といいます。)に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。)と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。)を控除する取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用Ｉ」といいます。)を行います。 |

ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

| | |
|---|---|
| 料金月 | 本減額適用Ｉの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第２項において「適用開始月Ｉ」といいます。）から起算して 36 料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。 |
| 適用条件 | （ア）　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。<br>（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ＣＰ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、ＶＫプラン、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）であること。 |
| 控除額 | 税抜額 934 円 |

イ　本減額適用Ｉは、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が学生であるものに限り、申し出ることができます。

ウ　当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のＬＴＥ契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第２項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分１に定める申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　当社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係るＷＩＮ契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分２に定める申出を当社が承諾しているとき。

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたＬＴＥ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分３に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

| 区分 | 申出 |
| --- | --- |
| 1 | 本減額適用Ｉの申出、（２）欄に定める本減額適用Ⅱの申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| 2 | 当社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| 3 | ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| 4 | ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |

エ　アに定めるＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)のアに定める取扱いの申出（ＫＤＤＩ株式会社からの変更に係るものを除きます。)を行った場合は、当社又はＫＤＤＩ株式会社との間で締結していたＬＴＥ契約若しくはａｕ契約に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ　当社は、本減額適用Ｉの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ｉを廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（エ）　契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

カ　オの規定により、本減額適用Ｉを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ｉの適用 |
| --- | --- |
| １　２以外により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>２　オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用Ｉを廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。</td></tr>
</table>
キ　当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。<br>
ク　キの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。<br>
ケ　当社は、当社のＷＩＮ約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。)の申出の承諾を受けたＷＩＮ契約者回線について、ＬＴＥ契約への契約移行があった場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ｉを適用します。
<table>
<tr><td>料金月</td><td>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。<br>
<table>
<tr><td>当社のＷＩＮ約款に定める適用開始月Ｉ（アに定める適用開始月Ｉに相当するものをいいます。)から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36 料金月から除いた月数</td></tr>
</table></td></tr>
</table>
コ　本減額適用Ｉの申出の承諾を受けた契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合、そのＷＩＮ契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。)については、当社のＷＩＮ約款の規定（ケに相当するものをいいます。)に定めるところによります。<br>
サ　契約者は、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ｉ又は特定減額適用Ｉ（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ｉに相当するものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ｉ又は特定減額適用Ｉの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。</td></tr>
<tr><td>（２）　学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</td><td>ア　申出対象期間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。)と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。)を控除する取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用Ⅱ」といいます。)を行います。</td></tr>
</table>

ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

| | |
|---|---|
| 料金月 | 本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第２項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して 12 料金月（そのＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は 36 料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。 |
| 適用条件 | （ア）　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。<br>（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ＣＰ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ）、ＶＫプラン、カケホ（ケータイ／Ｖ）又はスーパーカケホ（ケータイ／Ｖ）であること。 |
| 控除額 | 税抜額 934 円 |

イ　本減額適用Ⅱは、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、アに定めるＬＴＥ契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分１若しくは区分２に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはＷＩＮ契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は同表の区分３又は区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。

| 区分 | 申出 |
|---|---|
| １ | 本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ２ | 当社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ３ | ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ４ | ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |

ウ　当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結してい

る若しくは締結していた他のＬＴＥ契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分１に定める申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　当社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係るＷＩＮ契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分２に定める申出を当社が承諾しているとき。

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたＬＴＥ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分３に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

エ　アに定めるＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)のアに定める取扱いの申出（ＫＤＤＩ株式会社からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又はＫＤＤＩ株式会社との間で締結していたＬＴＥ契約若しくはａｕ契約に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ　当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める 12 料金月又は 36 料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（エ）　契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

カ　オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅰの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本 |

| | |
|---|---|
| | 減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ２　オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |

キ　当社は、アに定める控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

ク　キの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ　当社は、当社のＷＩＮ約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。)の申出の承諾を受けたＷＩＮ契約者回線について、ＬＴＥ契約への契約移行があった場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

| | |
|---|---|
| 料金月 | 契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。<br>当社のＷＩＮ約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。)から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12 料金月（そのＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社からのものを除きます。)を希望した場合は 36 料金月とします。)から除いた月数 |

コ　本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合、そのＷＩＮ契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。)については、当社のＷＩＮ約款の規定（ケに相当するものをいいます。)に定めるところによります。

サ　契約者は、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

３　削除

（料金等の支払に関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140201 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140215 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年２月 15 日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
２　削除
３　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140218 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年２月 18 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140222 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年２月 22 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140301 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年３月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルワンに関する改正規定については、平成 26 年３月３日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
３　平成26年１月16日から実施の附則第２項（１）欄及び（２）欄中「エ」を「オ」に、「オ」

を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に、「ク」を「ケ」に、「ケ」を「コ」に、「コ」を「サ」にそれぞれ改め、「ウ」の次に、それぞれ次のように加えます。

エ　アに定めるＬＴＥ契約の申込みに当たって、別記２(11)のアに定める取扱いの申出（ＫＤＤＩ株式会社からの変更に係るものを除きます。)を行った場合は、当社又はＫＤＤＩ株式会社との間で締結していたＬＴＥ契約若しくはａｕ契約に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140305 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年３月５日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

２　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発 140315 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年３月 15 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＣＴＢメディア株式会社に関する改正規定については、平成 26 年３月 17 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発 140319 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年３月 19 日から実施します。

（ａｕスマートパス接続機能に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりａｕスマートパス接続機能の提供を受けている者は、当社のａｕスマートパス利用規約（以下この附則において「利用規約」といいます。)に定めるところにより、利用規約に定めるａｕスマートパス接続サービスにおいて提供する各種サービス（以下この附則において「ａｕスマートパスサービス」といいます。)の提供を継続して受けるものとします。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、改正前の附則（平成 26 年１月 16 日から実施の附則第３項、平成 26 年２月 15 日から実施の附則第２項及び第３項並びに平成 26 年３月５日から実施の附則第２項をいいます。)の規定により、ａｕスマートパス接続機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いを受けている場合、それぞれ次に定める料金月において、利用規約に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

（１）　平成 26 年１月 16 日から実施の附則第３項に係るもの

平成26年３月１日から平成26年12月31日までの各料金月（その初日において、平成26年１月16日から実施の附則第２項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）。

（２）　平成26年２月15日から実施の附則第２項に係るもの

平成26年３月１日から平成26年５月31日までの各料金月（次のいずれかに該当する料金月を除きます。）。

ア　判定日（その料金月の前料金月の末日をいいます。以下この附則において同じとします。）における最終購入端末（判定日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が当社が別に定める端末設備でない料金月。

イ　この附則に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

（３）　平成26年２月15日から実施の附則第３項に係るもの

平成26年３月１日から平成26年５月31日までの各料金月（この附則に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

（４）　平成26年３月５日から実施の附則第２項に係るもの

平成26年３月１日から平成26年５月31日までの各料金月（この附則に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

４　この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間に、利用規約に定めるａｕスマートパスサービスの利用に関する契約（以下この附則において「ａｕスマートパス利用契約」といいます。）の申込みがあり当社が承諾した場合、ａｕスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成26年12月31日までの各料金月（その初日において、平成26年１月16日から実施の附則第２項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）において、利用規約に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

５　この改正規定実施の日から平成26年４月30日までの間に、ａｕスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合、ａｕスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成26年５月31日までの各料金月（前項第２号のア又はイに該当する料金月を除きます。）において、利用規約に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

６　この改正規定実施の日から平成26年３月31日までの間に、ａｕスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、ａｕスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成26年５月31日までの各料金月（この附則に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

| | |
|---|---|
| 適用条件 | （１）　平成26年１月31日において、３ＬＭセキュリティサービスの提供を受けていること。 |

| | |
|---|---|
| | （２）　平成 26 年１月 31 日において、ａｕスマートパスサービスの提供を受けていないこと。 |

７　この改正規定実施の日から平成 26 年４月 30 日までの間に、ａｕスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、ａｕスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年５月 31 日までの各料金月（この附則に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定めるａｕスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

| | |
|---|---|
| 適用条件 | （１）　平成26年２月９日において、当社の「安心ナビ利用規約」に定める有料サービスの提供を受けていること。<br>（２）　平成26年２月９日において、ａｕスマートパスサービスの提供を受けていないこと。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

９　平成 24 年９月 21 日から実施の附則第５条中「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能、番号変換文字メッセージ受信機能及びａｕスマートパス接続機能に係るものを除きます。）」を「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）」に改めます。

10　平成 26 年１月 16 日から実施の附則第３項、平成 26 年２月 15 日から実施の附則第２項及び第３項並びに平成 26 年３月５日から実施の附則第２項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発 140320 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年３月 20 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140328 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年３月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ビィーティーヴィーケーブルテレビ株式会社及び皇徳寺ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年３月 31 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140401 号）

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140410 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年４月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140501 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年５月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルテレビ富山に関する改正規定については、平成 26 年５月 12 日から、日本海ケーブルネットワーク株式会社に関する改正規定については、平成 26 年５月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140512 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年５月 12 日から実施します。
（オプション機能に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

| | |
|---|---|
| ＷｉＭＡＸ利用機能 | ＷｉＭＡＸ利用機能（タイプⅡ） |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　平成 26 年１月１日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日から平成 26 年５月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年７月 31 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 140519 号）
（実施時期）
１ この改正規定は、平成 26 年５月 19 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140523 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年５月 23 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年７月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約者から申出があった場合に、次表に定める取扱いを行います。

<table>
<tr><td>複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（はじまる！データシェアキャンペーン）</td><td>
ア　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）のものに限ります。）の契約者が、判定用回線（エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に係るＬＴＥ契約を締結している場合に、そのＬＴＥシングルの契約者回線に係る基本使用料について、（ア）及び（イ）に定める取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。<br>
ただし、（イ）に定める取扱いは、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に本減額適用の申出があった場合（そのＬＴＥ契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）を選択する場合に限ります。）に限り、これを行います。<br>
（ア）　料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（スの規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。<br>
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 2,850 円</td></tr>
</table>
（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）の契約者回線について、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この欄において「控除対象期間」といいます。）、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める追加控除額（スの規定により追加控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除すること。<br>
１契約ごとに月額
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>追加控除額</td><td>税抜額 1,850 円</td></tr>
</table>
イ　本減額適用は、ＬＴＥシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）のものに限ります。）に限り、選択することができます。
</td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | ウ　本減額適用を選択する契約者は、１の減額対象回線（本減額適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。）及び１の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。<br>エ　本減額適用に係る判定用回線とは、次の各号に定める電気通信回線をいいます。<br>（ア）　ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）<br>（イ）　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定めるＬＴＥデュアルの他網契約者回線（同契約約款に定める基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。）<br>オ　当社は、ウの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。<br>（ア）　指定した判定用回線が、次のいずれかの判定用回線として指定されたものであるとき。<br>①　他のＬＴＥシングルの契約者回線に係る本減額適用に係る判定用回線。<br>②　この約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線<br>③　ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（本減額適用又は②に定める減額適用に相当するものをいいます。以下この欄において「特定減額適用」といいます。）に係る判定用回線。<br>④　当社は又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める複数回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用に係る判定用回線。<br>⑤　当社は又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定める複数回線の利用を条件とするａｕパケットに関する基本使用料の減額適用に係る判定用回線。<br>（イ）　指定した判定用回線に係る契約者名義が、減額対象回線に係る契約者名義と異なるとき。<br>（ウ）　減額対象回線又は判定用回線について、利用者登録が行われているとき。<br>（エ）　判定用回線について、この約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の定めるところにより、ＬＴＥサービスの利用の一時休止が行われているとき。<br>（オ）　その契約者が、減額対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。<br>（カ）　その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われ |

| | |
|---|---|
| | るものと当社が認めるとき。<br>（キ）　その他当社の業務の遂行上支障があるとき。<br>カ　本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。<br>キ　本減額適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。<br>ク　当社は、契約者から本減額適用を廃止する申出があった場合のほか、減額対象回線又は判定用回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても本減額適用を廃止します。<br>（ア）　減額対象回線又は判定用回線に係る事由<br>①　ＬＴＥ契約の解除があったとき。<br>②　ａｕ契約への契約移行があったとき。<br>③　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>④　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。<br>⑤　契約者の地位の承継があったとき。<br>⑥　利用者登録が行われたとき。<br>⑦　当社が別に定める日以降別に定める日までの間に、当社が別に定める基本使用料の減額適用の申込みがないとき。<br>（イ）　減額対象回線に係る事由<br>①　ＬＴＥデュアルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。<br>②　ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ（Ｌ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。<br>③　アの(ア)に定める取扱いを受けている場合であって、基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡを選択することとなったとき。<br>④　アの(イ)に定める取扱いを受けている場合であって、基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）以外のものを選択することとなったとき。<br>⑤　新たな端末設備の購入があったとき（(イ)の②を伴うときを除きます。)。<br>（ウ）　判定用回線に係る事由<br>①　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。<br>②　特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）を選択することによるものを除きます。)があったとき。<br>③　ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）以外への基本使用料の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取 |

扱いの適用の申込みがあったときを除きます。)。

ケ　クの規定に関わらず、アの(ア)の取扱いについては、クの(イ)の④の規定を適用しません。

コ　クの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア)　アの(ア)に定める取扱い

その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

(イ)　アの(イ)に定める取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　減額対象回線について、クの(ア)の①、②若しくは③又は(イ)の①若しくは④の規定に該当することにより、本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

サ　当社は、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受けている契約者回線について、同(24)又は(28)の規定に関わらず、本減額適用の適用を受ける料金月においては、その割引の適用を行いません。

シ　当社は、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(10)に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線について、アからコの規定に関わらず、その料金月においては、本減額適用（アの(ア)の取扱いに限ります。)を行いません。

ス　アに定める控除額及び追加控除額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。

セ　控除額及び追加控除額の計算において、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ　当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５)のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

| 総量速度規制データ量 |
|---|
| 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト） |

タ　この改正規定実施の日から平成 27 年７月 31 日までの間、ソの規定を適用しません。

| | |
|---|---|
| | チ　判定用回線として他網契約者回線を指定する契約者は、当社が本減額適用の適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報（本減額適用の適用の可否を判断するために必要な範囲に限ります。）について、ＫＤＤＩ株式会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項中「この改正規定実施以降」を「この改正規定実施の日から平成 26 年５月 22 日までの間に」に、同第２項の表のタ中「この改正規定実施の日から平成 26 年５月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年８月 31 日までの間」に、同第３項の表のシ中「平成 26 年５月以降当社が別に定める日」を「当社が別に定める日」に、同第４項の表（３）のキ中「平成 26 年５月以降当社が別に定める日」を「当社が別に定める日」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 140601 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年６月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年６月２日から、ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年６月 21 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140603 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年６月３日から実施します。

（その他）

２　平成 25 年９月１日から実施の附則第２項（１）のア中「ＫＤＤＩ株式会社からのものを除きます」を「ＫＤＤＩ株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 140611 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年６月 11 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140613 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年６月 13 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社秋田ケーブルテレビに関する改正規定については、平成 26 年６月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140620 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年６月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140630 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年６月 30 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140701 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140701 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 25 年１月 22 日から実施の附則第２項（１）のアの適用条件の（イ）及び同項（２）のアの適用条件の（イ）並びに平成 26 年１月 16 日から実施の附則第２項（１）のアの適用条件の（イ）及び同項（２）のアの適用条件の（イ）について、それぞれ「基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン又は電話カケ放題プラン（ＣＰ）であること。」に改めます。
４　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第４項（１）のイの（ア）の⑦及び平成 25 年 12 月１日から実施の附則第３項（１）のイの（ア）の⑦の次に、それぞれ次のように⑧を加えます。
⑧　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
５　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第４項（１）のウの区分２及び平成 25 年 12 月１日か

ら実施の附則第３項（１）のウの区分２中「イの（ア）の①、②、③又は⑦により」を「２イの（ア）の①、②、③、⑦又は⑧により」にそれぞれ改めます。

６　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第５項のイの（ア）について、次のように改めます。

①　その契約者回線について、ＬＴＥプランの基本使用料の適用を受けない料金月。

②　その契約者回線について、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

７　平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項中「この改正規定実施以降」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に」に、同第２項のタ中「この改正規定実施の日から平成 26 年８月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 140801 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年８月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、諫早ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年７月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140813 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年８月 13 日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年２月 28 日までの間、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用について、同(27)のアの（イ）の表を次表に読み替えて適用します。

１契約ごとに月額

| 区分 | 税抜額 |
|---|---|
| 割引額 | 934 円 |

（データ通信総量速度規制に関する経過措置）

３　削除

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

４　この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から平成 26 年 11 月までの間、その契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限ります。）に係る総量速度規制データ量について、料金表第１表第３（データ通信量）１（適用）（５）のアの（ア）の②の表を次表に読み替えて適用します。

| 種類 | 総量速度規制データ量 |
|---|---|
| データ定額２ | 2,576,980,378 バイト（2.4 ギガバイト） |
| データ定額３ | 3,865,470,566 バイト（3.6 ギガバイト） |
| データ定額５ | 6,442,450,944 バイト　（６ギガバイト） |

| | |
|---|---|
| データ定額８ | 10,307,921,510 バイト（9.6 ギガバイト） |
| データ定額 10 | 12,884,901,888 バイト　（12 ギガバイト） |
| データ定額 13 | 16,750,372,454 バイト（15.6 ギガバイト） |

５　当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を行います。

<table>
<tr><td>特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用</td><td>
ア　当社は、この改正規定実施の日から平成 28 年３月 31 日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１を除きます。以下この附則第５項において同じとします。）の適用の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限ります。）、当社は、次表に定める料金月から起算して 13 料金月の間（以下この附則第５項において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量（前項の適用を受ける場合は、適用後の値とします。）に次表に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この附則第５項において「本取扱い」といいます。）を行います。<br>
　ただし、その契約者回線について、この約款若しくはＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td colspan="2">（ア）　特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が特定端末設備（当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第５項において同じとします。）であるとき。<br>（イ）　特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">料金月</td><td>（ア）　適用条件（ア）を満たす場合</td><td>特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月</td></tr>
<tr><td>（イ）　適用条件（イ）を満たす場合</td><td>特定端末設備の購入があった日を含む料金月</td></tr>
<tr><td>データ量</td><td colspan="2">1,073,741,824 バイト（１ギガバイト）</td></tr>
</table>
イ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。<br>
（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。<br>
（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>
（ウ）　特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。<br>
（エ）　データ定額１への特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更が
</td></tr>
</table>

あったとき。
（オ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（カ）　特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。
ウ　イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本取扱いの適用 |
|---|---|
| （ア）　（イ）以外により本取扱いを廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。 |
| （イ）　イの（ウ）（特定データ通信定額制の適用の申込みによる場合に限ります。）、（エ）、（オ）又は（カ）により本取扱いを廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。 |

エ　アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用（以下この第５項において「定額制データ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの申込みによるものに限ります。）があった場合（適用を受けている定額制データ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。）、その事由により定額制データ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13 料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第５項において同じとします。）、本取扱いを適用します。

| 増量適用合算期間 |
|---|
| 本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制データ増量適用を受けた料金月数を合算した月数 |

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

６　当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱの減額適用を行います。

| | |
|---|---|
| 高容量のデータ定額の加入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱの減額適用 | ア　当社は、この改正規定実施の日から平成 26 年９月 30 日までの間に、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から起算して２料金月の間（以下この附則第６項において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線が適用を受けるデータ定額の種類に応じて、同表の右欄に定める控除額（ウの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項において「本減額適用」といいます。）を行います。 |

| 適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱの種類 | 控除額 |
|---|---|
| データ定額５ | 料金表第１表第３（データ通信料）に定めるデータ定額５に係る定額料からデー |

| | |
|---|---|
| | タ定額３に係る定額料を差し引いた額 |
| データ定額８ | 料金表第１表第３（データ通信料）に定めるデータ定額８に係る定額料からデータ定額５に係る定額料を差し引いた額 |
| データ定額 10 | 料金表第１表第３（データ通信料）に定めるデータ定額10に係る定額料からデータ定額８に係る定額料を差し引いた額 |
| データ定額 13 | 料金表第１表第３（データ通信料）に定めるデータ定額13に係る定額料からデータ定額 10 に係る定額料を差し引いた額 |

イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。

（エ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

ウ　この約款の規定により特定データ通信定額制Ⅱに係る定額料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて、アに定める控除額を日割りします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

8　平成 24 年９月 21 日から実施の附則第５項中「及びデータ通信料に限ります。）」を「及びデータ通信料（料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６）の２に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）」に改めます。

9　平成 25 年１月 22 日から実施の附則第２項（１）のアの適用条件の（イ）及び同項（２）のアの適用条件の（イ）並びに平成 26 年１月 16 日から実施の附則第２項（１）のアの適用条件の（イ）及び同項（２）のアの適用条件の（イ）中、「基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン又は電話カケ放題プラン（ＣＰ）であること。」を「基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン又は電話カケ放題プラン（ＣＰ）であること。」にそれぞれ改めます。

10　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のクの（ウ）の②及び平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のクの（ウ）の②中「特定データ通信定額制の適用を廃止したとき」を「特定データ通信定額制の適用の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みによるものを除きます。）があったとき」にそれぞれ改め、②の次に、それぞれ次のように③を加えます。

③　特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止（特定データ通信定額制の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

11　平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のエの（ア）及び（イ）中「特定データ通信定額制の適用」を「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」にそれぞれ改めます。

12　平成 25 年 11 月 12 日から実施の附則第３項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 140827 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年８月 27 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140901 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年９月１日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 26 年 10 月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はＬＴＥプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りでありません。
（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。<br>エ　特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 934 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。
４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|

| | |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプランとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第２項に規定する控除額の日割りを行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

８　平成 25 年９月１日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 26 年８月 31 日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 140910 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年９月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 140919 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年９月 19 日から実施します。

ただし、この改正規定中、データ定額８の定額料に関する改正規定については、平成 26 年 10 月１日から実施します。

（ＬＴＥサービスに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のＬＴＥサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のＬＴＥサービスの提供を受けているものとみなします。

| | |
|---|---|
| ＬＴＥデュアル | 第１種ＬＴＥデュアル |

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

３　平成 26 年９月 16 日から平成 26 年 11 月 30 日（当社が別に定める事由に該当する場合は、平成 26 年 12 月 31 日とします。）までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第７項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第６項の規定により控除額を日割りした場合はその額としま

す。)を控除する取扱い（以下この附則第７項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はＬＴＥプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りでありません。

（１） 適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。)を希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。<br>エ　特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 |

（２） 控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 934 円 |
|---|---|

４　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１） ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２） ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３） ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４） 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。

（５） 新たな端末設備の購入があったとき。

５　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号を伴う場合を除きます。)。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

６　第３項の規定により本減額適用を開始した場合、第４項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプランとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。)があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第３項に規定する控除額の日割を行います。

７　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141001 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年 10 月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)及び(25)

に関する改正規定については、平成 26 年 10 月３日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 26 年９月１日から実施の附則第２項及び平成 26 年９月 19 日から実施の附則第３項中「携帯電話番号ポータビリティ」を「携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 141015 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 10 月 15 日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する経過措置）
２　当社は、次のいずれかに該当するＬＴＥサービスの契約者回線（この改正規定実施の際現に、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６）に定めるデータ通信利用の制限の廃止に係る取扱い及び（６）の２に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の取扱いの適用を受けていないものに限ります。）について、この改正規定実施の日以降当社が別に定める日までの間に、同（６）の２に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の取扱いの適用の申出があったものとみなして取り扱います。
　ただし、その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合又は別表１（オプション機能）15 欄に定めるｗｅｂフィルタリングの適用を受けている場合は、この限りでありません。
（１）　特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているもの。
（２）　基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）のもの。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141101 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 11 月１日から実施します。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 15 日までの間に、ＬＴＥ契約（第２種ＬＴＥシングルに係るものに限ります。）の申込み（ａｕ契約（当社のＷＩＮ約款に定める第２種ａｕパケットに係るものに限ります。）からの契約移行によるものに限ります。）があり当社が承諾した場合、ＬＴＥ契約者は、そのＬＴＥ契約に係る契約移行手数料の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141104 号）

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 11 月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141112 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 11 月 12 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141125 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141201 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 12 月１日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 12 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はＬＴＥプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りでありません。
（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。<br>エ　特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額934円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプランとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第２項に規定する控除額の日割を行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

７　この改正規定実施の日から平成27年３月31日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（次表に定める種類に限ります。）の適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を開始した日を含む料金月から平成27年３月までの間、その契約者回線に係る総量速度規制データ量について、料金表第１表第３（データ通信量）１（適用）（５）のアの（ア）の②の表を次表に読み替えて適用します。

| 種類 | 総量速度規制データ量 |
|---|---|
| データ定額５、データ定額５（Ｖ） | 7,516,192,768バイト（７ギガバイト） |
| データ定額８、データ定額８（Ｖ） | 10,737,418,240バイト（10ギガバイト） |
| データ定額10、データ定額10（Ｖ） | 12,884,901,888バイト（12ギガバイト） |
| データ定額13、データ定額13（Ｖ） | 16,106,127,360バイト（15ギガバイト） |

（料金等の支払いに関する経過措置）

８　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

９　平成26年９月19日から実施の附則第３項中「平成26年９月16日から平成26年11月30日までの間に」を「平成26年９月16日から平成26年11月30日（当社が別に定める事由に該当する場合は、平成26年12月31日とします。）までの間に」に改めます。

10　平成25年９月20日から実施の附則第２項の表のタ、平成26年５月23日から実施の附則第２項及び同項の表のタ中、「この改正規定実施の日から平成26年11月30日までの間」

を「この改正規定実施の日から平成27年１月31日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第141212号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成26年12月12日から実施します。

　ただし、この改正規定中、特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用（タイプⅡに係るものに限ります。）に関する改正規定については、平成27年３月１日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成27年２月28日までの間、その料金月において、留守番伝言機能又は当社のＷＩＮ約款に定める留守番伝言機能（追加機能に限ります。）の提供を受けている場合、割込通話機能及びボイスパーティー機能に係るオプション機能使用料について、料金表第１表第１（基本使用料等）２（料金額）に定める料金額からそれぞれ次表に定める割引額（この約款の規定によりオプション機能使用料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて割引額を日割りした額とします。）の割引を行います。

１契約ごとに月額

| オプション機能 | 割引額 |
|---|---|
| 割込通話機能 | 税抜額150円 |
| ボイスパーティー機能 | 税抜額250円 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成25年１月22日から実施の附則第２項（１）のアの適用条件の（イ）及び同項（２）のアの適用条件の（イ）並びに平成26年１月16日から実施の附則第２項（１）のアの適用条件の（イ）及び同項（２）のアの適用条件の（イ）中、「基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン又は電話カケ放題プラン（ＣＰ）であること」を「ＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン（ＣＰ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）又は電話カケ放題プラン（Ｖ）」にそれぞれ改めます。

５　平成25年９月１日から実施の附則第１５項中「料金表第１表第２（通話料）１（適用）(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプランの契約者回線に係る通話料の適用Ｉ」を「料金表第１表第２（通話料）１（適用）(11)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ｉ」に改めます。

６　平成25年９月20日から実施の附則第２項のクの（ウ）の②及び③並びに平成26年５月23日から実施の附則第２項のクの（ウ）の②及び③を削除し、同クの（ウ）の①の次に、それぞれ次のように②を加えます。

　②　特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の廃止（特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用の申込みによるものを除きます。）があったとき。

７　平成26年５月23日から実施の附則第２項のエの（ア）及び（イ）中「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」を「特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用」にそれぞ

れ改めます。
８　平成 26 年８月 13 日から実施の附則第４項中「その契約者回線に係る総量速度規制データ量について」を「その契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限ります。）に係る総量速度規制データ量について」に改めます。
９　平成 26 年 12 月１日から実施の附則第２項中「特定データ通信定額制Ⅱ」を「特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）」に改めます。
10　平成 26 年 12 月１日から実施の第７項の表の種類について、次のように改めます。

| 種類 |
| --- |
| データ定額５、データ定額５（Ｖ） |
| データ定額８、データ定額８（Ｖ） |
| データ定額 10、データ定額 10（Ｖ） |
| データ定額 13、データ定額 13（Ｖ） |

附則（ＯＣＴ営発第 141218 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 12 月 18 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、電話カケ放題プラン等の契約者回線に係る通話料の適用に関する改定規定については、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 26 年 12 月１日から実施の附則第２項（１）のア中「株式会社ケイ・オプティコム」を「特定ＭＶＮＯ事業者」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 141225 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 28 年１月 13 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。）のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。
　ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。
（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　そのＬＴＥ契約の申込みが、契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るもの並びに別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのものに限ります。)を希望する旨の申出を伴うもの以外であること。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備の購入（以下この附則第 12 項までにおいて「特定端末設備の購入」といいます。)を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプランを選択すること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 934 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥプラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号又は第４号を伴う場合を除きます。)。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合又は第３項の規定により本減額適用を廃止した場合は、その料金月におけるＬＴＥプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第２項に規定する控除額の日割を行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

７　当社は、（１)に定める適用条件のいずれかに該当する場合、その申込みを承諾した日を含む料金月から起算して 36 料金月の間（以下この附則第 12 項までにおいて「減額等適用期間」といいます。)、その第１種ＬＴＥデュアルの契約者回線に係る特定データ通信定額制の適用及びデータ通信総量速度規制について、それぞれ（２)のア及びイに定める取扱い（以下この附則第 12 項までにおいて「本減額等適用」といいます。)を行います。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　この改正規定実施の日から平成 28 年１月 13 日までの間に、特定端末設備の購入と同時に特定データ通信定額制の適用の申込み及び本減額等適用の申込みを行うこと。<br>イ　特定データ通信定額制の適用を受けている場合であって、この改正規定実施の日以降に、特定端末設備の購入と同時に本減額等適用の申込みを行うこと。 |

（２）　本減額等適用

ア　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）のアに定める定額料（以下この附則第 12 項までにおいて「読替前定額料」といいます。）に代えて次表に定める料金額（以下この附則第 12 項までにおいて「読替後定額料」といいます。）を適用すること。

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 定額料 | 税抜額 3,500 円 |

イ　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用すること。

| 総量速度規制データ量 |
|---|
| 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト） |

８　当社は、本減額等適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、本減額等適用対象期間内であっても、その事由が生じた日（第１号又は第２号に該当する場合は、その事由が生じた日を含む料金月の末日とします。）をもって本減額等適用を廃止します。

（１）　本減額等適用を廃止する申出があったとき（第６号を伴う場合を除きます。）。

（２）　特定データ通信定額制を廃止する申出があったとき（第６号を伴う場合を除きます。）。

（３）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（４）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（５）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（６）　新たな端末設備の購入があったとき。

９　第７項の適用条件のイの規定により本減額等適用を開始した場合又は前項第６号により本減額等適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、本減額等適用を開始した日を含む料金月及び本減額等適用を廃止した日を含む料金月における読替前定額料及び読替後定額料の日割を行います

（１）　本減額等適用を開始した日を含む料金月

| 区分 | 読替前定額料 | 読替後定額料 |
|---|---|---|
| 適用開始日 | その料金月の初日（その料金月において特定データ通信定額制の適用を開始した場合は、開始日） | 本減額等適用の開始日 |
| 適用終了日 | 本減額等適用の開始日の前日 | その料金月の末日（その料金月において、前項第１号又は第６号により本減額等適用を廃止した場合は、廃止日） |

（２）　本減額等適用を廃止した日を含む料金月

| 区分 | 読替前定額料 | 読替後定額料 |
|---|---|---|
| 適用開始日 | 本減額等適用の廃止日 | その料金月の初日 |
| 適用終了日 | その料金月の末日（その料金月において、特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、廃止日） | 本減額等適用の廃止日の前日 |

10　当社は、本減額等適用を受けている契約者回線について、この約款の規定に関わらず、次に定める基本使用料等の割引の適用を行いません。

料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、(27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用及び(28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用

11　当社は、アに定める本減額等適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その契約者回線（料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６）及び別表１（オプション機能）15 欄に定めるｗｅｂフィルタリングの適用を受けていないものに限ります。）について、この約款の規定に関わらず、同（６）の２に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取り扱います。

12　本減額等適用を受けている契約者回線の契約者は、この約款の規定に関わらず、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(13)に定めるデータ量の増減適用を受けることができます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

13　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 141226 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 26 年 12 月 26 日から実施します。

（付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年１月 12 日までの間に、ａｕスマートサポート契約（当社の「ａｕスマートサポート会員利用規約」に定めるａｕスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、そのａｕスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限ります。）について、この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。

　ただし、そのａｕスマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りでありません。

（１）　その契約者回線について、ＬＴＥ契約の解除（ａｕ契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。

（２）　その契約者回線について、ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。

（３）　ａｕスマートサポート契約が終了したとき。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150101 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150113号、第150115号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成27年１月13日から実施します。
　ただし、この改正規定中、加賀テレビ株式会社に関する改正規定については、平成27年１月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150116号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成27年１月16日から実施します。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成27年９月30日までの間に、ＬＴＥ契約（第２種ＬＴＥシングルに係るものに限ります。）の申込み（ａｕ契約（当社のＷＩＮ約款に定める第２種ａｕパケットに係るものに限ります。）からの契約移行によるものに限ります。）があり当社が承諾した場合、ＬＴＥ契約者は、そのＬＴＥ契約に係る契約移行手数料の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150121号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成27年１月21日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

| | |
|---|---|
| （１）　学生であることを条件とする基本使用料の減額適用 | ア　この改正規定実施の日から平成27年５月31日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るもの並びにＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのＭＮＰ加入申出（別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティを希望する旨の申出をいいます。以下この附則第２項において同じとします。）を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第２項において「減額開始月Ｉ」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間Ｉが経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。）において、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規 |

定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用Ｉ」といいます。）を行います。

ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（ア） 減額対象期間Ｉ

| | |
|---|---|
| ① ②以外の場合 | 24 料金月 |
| ② そのＬＴＥ契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択した場合（ＬＴＥサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）及びＶＫプランの間のものを除きます。）があった場合を除きます。）。 | 36 料金月 |

（イ） 適用条件

① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。

② 基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）若しくはＶＫプランであること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１、データ定額２又はデータ定額３を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）の適用を受けていること。

（ウ） 控除額

１契約ごとに月額

| | |
|---|---|
| ① 基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）又はＶＫプランである場合。 | 税抜額<br>934 円 |
| ② 特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１、データ定額２又はデータ定額３を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）の適用を受けている場 | 税抜額<br>1,500 円 |

| | |
|---|---|
| 合。 | |

イ　本減額適用Ⅰは、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、その契約者（そのＬＴＥ契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）が学生又は満25歳以下であるものに限り、申し出ることができます。

ウ　当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のＬＴＥ契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第２項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分１に定める申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　当社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係るＷＩＮ契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分２に定める申出を当社が承諾しているとき。

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたＬＴＥ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分３に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

| 区分 | 申出 |
|---|---|
| １ | 本減額適用Ⅰの申出、（２）欄に定める本減額適用Ⅱの申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ２ | 当社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ３ | ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ４ | ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用 |

| | |
|---|---|
| | 料の減額適用の申出 |

エ　アに定めるＬＴＥ契約の申込みが、ＭＮＰ加入申出を伴うものである場合は、当社又はＫＤＤＩ株式会社との間で締結していたＬＴＥ契約若しくはａｕ契約に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ　当社は、本減額適用Ｉの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アに定める減額対象期間Ｉが経過する前であっても、本減額適用Ｉを廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（エ）　契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

（カ）　そのＬＴＥ契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択した場合であって、減額開始月Ｉから起算して25料金月以降に基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）及びＶＫプランの間のものを除きます。)があったとき。

カ　オの規定により、本減額適用Ｉを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ｉの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |
| ２　オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |

キ　当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。

ク　キの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ　当社は、ＷＩＮ減額適用Ｉ（当社のＷＩＮ約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ｉに相当するものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。)の申出の承諾を受けたＷＩＮ契約者回線について、ＬＴＥ契約への契約移行があった場合、そのＬＴＥサービスの契

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算して、減額対象残期間Ⅰ（次表に定める減額対象合算期間Ⅰから次表に定める減額適用合算月数Ⅰを除いた月数をいいます。以下この附則第２項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Ⅰを適用します。
<br>（ア）　減額対象合算期間Ⅰ
<table>
<tr><td>①　②以外の場合</td><td>24 料金月</td></tr>
<tr><td>②　そのＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）若しくはＶＫプラン又はプランＺシンプルを選択した場合（ＬＴＥサービス又はａｕサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。）。</td><td>36 料金月</td></tr>
</table>
（イ）　減額適用合算月数Ⅰ
<table>
<tr><td>本減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数及びＷＩＮ減額適用Ⅰの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）。</td></tr>
</table>
コ　本減額適用Ⅰの申出の承諾を受けた契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合、そのＷＩＮ契約者回線に係るＷＩＮ減額適用Ⅰの取扱いについては、当社のＷＩＮ約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
<br>サ　契約者は、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰ（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。
</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）　学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</td>
<td>
ア　この改正規定実施の日から平成 27 年５月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るもの並びにＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのＭＮＰ加入申出を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第２項において「減額開始月Ⅱ」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間Ⅱが経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限ります。）において、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。
</td>
</tr>
</table>

ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

（ア） 減額対象期間Ⅱ

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　Ⅱ以外の場合 | | 12料金月 |
| Ⅱ　そのＬＴＥ契約の申込みが、ＭＮＰ加入申出を伴うものである場合 | ①　②以外の場合 | 24料金月 |
| | ②　そのＬＴＥ契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択した場合（ＬＴＥサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）及びＶＫプランの間のものを除きます。）があった場合を除きます。）。 | 36料金月 |

（イ） 適用条件

①　障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。

②　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）若しくはＶＫプランであること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１、データ定額２又はデータ定額３を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）の適用を受けていること。

（ウ） 控除額

１契約ごとに月額

| | |
|---|---|
| ①　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）又はＶＫプランである場合。 | 税抜額<br>934円 |
| ②　特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１、データ定額２又はデータ定額３を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）の適用を受けている場 | 税抜額<br>1,500円 |

| | |
|---|---|
| 合。 | |

イ　本減額適用Ⅱは、ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、アに定めるＬＴＥ契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分１若しくは区分２に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはＷＩＮ契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は同表の区分３又は区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。

| 区分 | 申出 |
|---|---|
| １ | 本減額適用Ⅱの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ２ | 当社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ３ | ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |
| ４ | ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出 |

ウ　当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

（ア）　その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のＬＴＥ契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分１に定める申出を当社が承諾しているとき。

（イ）　当社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係るＷＩＮ契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分２に定める申出を当社が承諾しているとき。

（ウ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたＬＴＥ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分３に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

（エ）　ＫＤＤＩ株式会社との間で締結している若しくは締結していたａｕ契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、（１）欄のウの表の区分４に定める申出をＫＤＤＩ株式会社が承諾しているとき。

エ　アに定めるＬＴＥ契約の申込みが、ＭＮＰ加入申出を伴うもの

である場合は、当社又はＫＤＤＩ株式会社との間で締結していたＬＴＥ契約若しくはａｕ契約に係る契約者回線、ＷＩＮ契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ　当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線にちて、次のいずれかに該当する場合には、アに定める減額対象月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービス利用権の譲渡があったとき。

（エ）　契約者の地位の承継があったとき。

（オ）　そのＬＴＥ契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。

（カ）　そのＬＴＥ契約の申込み（ＭＮＰ加入申出を伴うものに限ります。)に際し、基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択した場合であって、減額開始月Ⅱから起算して25料金月以降に基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）及びＶＫプランの間のものを除きます。)があったとき。

カ　オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用Ⅱの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ２　オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |

キ　当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割を行います。

ク　キの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ　当社は、ＷＩＮ減額適用Ⅱ（当社のＷＩＮ約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。)の申出の承諾を受けたＷＩＮ契約者回線について、ＬＴＥ契約への契約移行があった場合、そのＬＴＥサービスの契約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算し

て、減額対象残期間Ⅱ（次表に定める減額対象合算期間Ⅱから次表に定める減額適用合算月数Ⅱを除いた月数をいいます。以下この附則第２項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

（ア） 減額対象合算期間Ⅱ

| | | |
|---|---|---|
| Ⅰ　Ⅱ以外の場合 | | 12料金月 |
| Ⅱ　そのＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みが、ＭＮＰ加入申出を伴うものである場合 | ①　②以外の場合 | 24料金月 |
| | ②　そのＬＴＥ契約又はａｕ契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）若しくはＶＫプラン又はプランＺシンプルを選択した場合（ＬＴＥサービス又はａｕサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別への変更があった場合を除きます。）。 | 36料金月 |

（イ） 減額適用合算月数Ⅱ

本減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数及びＷＩＮ減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）。

コ　本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合、そのＷＩＮ契約者回線に係るＷＩＮ減額適用Ⅱの取扱いについては、当社のＷＩＮ約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

サ　アからエの規定によるほか、次の全てを満たす場合、その契約者回線について、平成 27 年５月１日から本減額適用Ⅱを行います。

（ア） 平成 26 年 12 月１日から平成 27 年３月 30 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るもの並びにＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのＭＮＰ加入申出を伴うものを除きます。）があること。

（イ） 平成 27 年４月１日時点で、第１種定期ＬＴＥ契約又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けていること。

（ウ） 平成 27 年４月１日時点で、基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン若しくはＬＴＥプラン（Ｖ）であること又は特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額２又はデータ定額３を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）の適用を受けていること。

（エ） 平成 27 年３月 31 日時点で、その契約者回線が属する複数回線複合割引に係る割引選択回線群に、判定用契約者回線等（次表に定める申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾した契約者回線若しくはＷＩＮ契約者回線又は他網契約者回線（それぞれの減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）を

| | |
|---|---|
| | いいます。以下この附則第２項において同じとします。)が含まれていること。<br>申出<br>本減額適用Ｉの申出、ＷＩＮ減額適用Ｉの申出、特定減額適用Ｉの申出、ＷＩＮ特定減額適用Ｉ（ＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、ＷＩＮ減額適用Ｉに相当するものをいいます。)の申出<br>（オ）（ア)に定めるＬＴＥ契約の申込みのあった日が、(エ)に定める判定用契約者回線等に係るＬＴＥ契約又はＷＩＮ契約の申込みのあった日より前であること。<br>（カ）ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないこと。<br>シ　契約者は、当社又はＫＤＤＩ株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ（ＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がＫＤＤＩ株式会社に通知することを承諾していただきます。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150123 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年１月 23 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月又はＬＴＥプラン若しくはＬＴＥプラン（Ｖ）の基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのものを除きます。)を希望する旨の申出を伴うこと。<br>イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択すること。 |

| |
|---|
| エ　特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の申込みがあること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 934 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止したとき。

（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）とそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第２項に規定する控除額の日割を行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150130 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年１月 30 日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 27 年３月 31 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備を購入した場合、ＬＴＥ契約者は、その購入のあった日を含む料金月から平成 27 年５月までの間、この約款の規定に関わらず、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のクの(ウ)の②について、次のように改めます。
②　特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）を選択することによるものを除きます。)があったとき。
５　平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のエの(ア)及び(イ)中「特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用」を「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用」にそれぞれ改めます。
６　平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のクの(ウ)の②について、次のように改め、②の次に、次のように③を加えます。
②　特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）を選択することによるものを除きます。)があったとき。
③　ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）以外への基本使用料の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。)。
７　平成 27 年１月 21 日から実施の附則第２項の(１)欄のイ中「学生であるもの」を「学生又は満 25 歳以下であるもの」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150201 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項中、「この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約者から申出があった場合」を「当社は、この改正規定実施の日以降、ＬＴＥ契約者から申出があった場合」に改めます。
４　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のタ及び平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のタ中、「この改正規定実施の日から平成 27 年１月 31 日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150210 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年２月 10 日から実施します。
ただし、この改正規定中、佐賀シティビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年

２月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150213号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成27年２月13日から実施します。
（付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成27年３月31日までの間に、ａｕスマートサポート契約（当社の「ａｕスマートサポート会員利用規約」に定めるａｕスマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、この約款の規定に関わらず、そのａｕスマートサポート契約の締結があった日を含む料金月のａｕスマートサポート接続サービス利用料の支払いを要しません。
　ただし、そのａｕスマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りでありません。
（１）　その契約者回線について、ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　その契約者回線について、ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
（３）　ａｕスマートサポート契約が終了したとき。
（４）　新たな端末設備の購入があったとき。

| | |
|---|---|
| 適用条件 | （１）　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める移動無線装置の購入を伴うこと。<br>（２）　そのＬＴＥ契約者が、（１）に定める移動無線装置の購入があった日において満55歳以上の者であること。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150220号）
１　この改正規定は、平成27年２月20日から実施します。
　ただし、この改正規定中、データ通信総量速度規制に関する改正規定（料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のエに限ります。）については、平成27年３月１日から実施します。
（基本使用料又はデータ通信料の支払いに関する経過措置）
２　当社は、次表に定める基本使用料又はデータ通信料の減額適用を行います。

| | |
|---|---|
| 特定の端末設備の購入を条件とする基本使用料又はデータ通信料の減額適用 | ア　この改正規定実施の日から平成28年１月13日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端末設備を購入した場合（特定料金種別（ＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プラン（ＣＰ）又はオフィスケータイプランをいいます。以下この附則第２項において同じとします。）を選択している又は端末設備の購入と同時に選択する場合に限ります。）、その購入のあった日 |

を含む料金月から 48 料金月の間（以下この附則第２項において「控除対象期間」といい、その契約者回線について、特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける料金月に限ります。）、（ア）又は（イ）に定める取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用又はデータ通信料の減額適用（それぞれ当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月は、この限りでありません。

（ア）　特定データ通信定額制の適用を受ける場合

料金表第１表第３（データ通信料）に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅰ（エの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 控除額Ⅰ | 税抜額 1,000 円 |

（イ）　特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける場合

料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料（カケホに係るものに限ります。）の額のうち、次表に定める控除額Ⅱ（エの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。）を控除すること。

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 控除額Ⅱ | 税抜額 1,000 円 |

イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　第２種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　特定料金種別以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（オ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

（ア）　アの（ア）の取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| ①　②又は③以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。 |
| ①　イの（ア）又は（イ）により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日までの特定データ通信定額制に係る定額料 |

| | |
|---|---|
| | について、本減額適用の対象とします。 |
| ③　イの(オ)((ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。 |

（イ）　アの(イ)の取扱い

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| ①　②以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ②　イの(オ)((ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

エ　アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割を行います。

（ア）　控除額Ⅰの場合

その料金月における特定データ通信定額制に係る定額料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅰの日割を行います。

（イ）　控除額Ⅱの場合

その料金月におけるカケホの基本使用料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅱの日割を行います。

オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（データ通信総量速度規制に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、第３種定期ＬＴＥ契約に係る第２種ＬＴＥシングルの提供を受けている契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡであるものに限ります。)に係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについては、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(５)の２の規定に関わらず、なお従前のとおりとし、次表に定めるところによります。

（１）　当社は、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいい、以下この附則第２項において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定された第２種ＬＴＥシングルの契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるＷｉＭＡＸ２＋通信に限ります。)に係る累計課金対象データ量について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(５)の規定に関わらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この附則第２項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りでありません。

（ア）　その第２種ＬＴＥシングルの契約者回線に係るＬＴＥ契約が、第３種定期ＬＴＥ契約であるとき。
（イ）　その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。
①　当社又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。
②　基本使用料の料金種別が、当社又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるプランＦ（ＩＳ）若しくはプランＦ（ＩＳ）シンプルでないとき
（２）　当社は、その第２種ＬＴＥシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月します。）からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。
（３）　この改正規定実施の日から平成 27 年２月 28 日までの間、（１）の規定に関わらず、（１）のただし書きの規定を適用しません。
（４）　この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。
（５）　前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

４　この改正規定実施の日以降に、第３種定期ＬＴＥ契約に係る第２種ＬＴＥシングルの提供を開始した場合、この改正規定実施の日から平成 27 年２月 28 日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）の２の規定に関わらず、その契約者回線（基本使用料の料金種別がＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡであるものに限ります。）について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）の２の規定に関わらず、同（５）の２に定めるデータ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱いを行います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

６　平成 25 年１月 22 日から実施の附則第２項の（１）欄のア及び（２）欄のア並びに平成 26 年１月 16 日から実施の附則第２項の（１）欄のア及び（２）欄のアの最後に、「ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。」をそれぞれ加えます。

７　平成 27 年１月 21 日から実施の附則第２項の（１）欄のア及び（２）欄のア中、「ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用」を「ただし、この約款又は当社のＷＩＮ約款に定める基本使用料の減額適用」にそれぞれ改めます。

８　平成 25 年 10 月 31 日から実施の附則第２項中、「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 27 年２月 19 日までの間に」に改めます。

９　平成 26 年８月 13 日から実施の附則第３項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150224 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年２月 24 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150301 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年３月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、株式会社ニューメディアに関する改正規定は、平成 27 年２月 10 日から、ビッグローブ株式会社に関する改定規定は、平成 27 年３月２日から実施します。
（基本使用料等の支払いに関する経過措置）
２　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150310 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年３月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150316 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年３月 16 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、テレビ小山放送株式会社に関する改正規定は、平成 27 年２月 10 日から、この附則第２項に関する改正規定は、平成 27 年３月 17 日から実施します。
（総量速度規制データ量に関する経過措置）
２　当社は、次表に定める総量速度規制データ量の増量適用を行います。

| | |
|---|---|
| 端末設備の購入を条件とする総量速度規制データ量の増量適用 | ア　この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入した場合（次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）の適用を受けている又は端末設備の購入と同時に申し込む場合に限ります。）、その購入のあった日を含む料金月から３料金月の間（以下この附則において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係前月からの繰越データ量に次表に定めるデータ量を加算する取扱い（以下この附則において「本増量適用」といいます。）を行います。<br>　ただし、その契約者回線について、この約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りでありません。<br>（ア）　特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）又 |

は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）の種類

| 区分 | 種類 |
|---|---|
| 特定データ通信定額制Ⅱ | データ定額５、データ定額８、データ定額10、データ定額13 |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ） | データ定額５（Ｖ）、データ定額８（Ｖ）、データ定額10（Ｖ）、データ定額13（Ｖ） |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ） | データ定額５（ＶＫ）、データ定額８（ＶＫ）、データ定額10（ＶＫ）、データ定額13（ＶＫ） |

（イ）　加算するデータ量

| |
|---|
| 2,147,483,648 バイト（２ギガバイト） |

イ　当社は、本増量適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間であっても、本増量適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　アに定める種類以外への特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）の種類の変更があったとき。

（エ）　特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）の廃止があったとき。

（オ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により本増量適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本増量適用の適用 |
|---|---|
| （ア）　イの（ア）又は（イ）により本増量適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。 |
| （イ）　イの（ウ）又は（エ）により本増量適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。 |
| （ウ）　イの（オ）（同（ウ）又は（エ）を伴うときを除きます。）により本増量適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 26 年８月 13 日から実施から実施の附則第５項のア中「ただし、その契約者回線について、この約款若しくはＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」を

「ただし、その契約者回線について、この約款若しくはＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める総量速度規制データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150331 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年３月 31 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150401 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年４月１日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 28 年１月 13 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第６項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第５項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第６項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はＬＴＥプラン若しくはＬＴＥプラン（Ｖ）の基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りでありません。

（１）　適用条件

| |
|---|
| ア　別記２(11)に定める携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。 |
| イ　当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |
| ウ　基本使用料の料金種別としてＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択すること。 |
| エ　特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の申込みがあること。 |

（２）　控除額

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 934 円 |
|---|---|

３　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。
（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。
（３）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。
（４）　特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ）の適用を廃止したとき。
（５）　新たな端末設備の購入があったとき。

４　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| ２　新たな端末設備の購入があったとき（前項の第３号を伴う場合を除きます。）。 | 新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

５　第２項の規定により本減額適用を開始した場合、第３項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）とそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第２項に規定する控除額の日割を行います。

６　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150410 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年４月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150501 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年５月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150515 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年５月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150520 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年５月 20 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150601号、第150610号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成27年６月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、横浜ケーブルビジョン株式会社に関する改正規定は、平成27年６月10日から実施します。（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成25年６月１日から実施の附則第22項中「料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のイに定める取扱い」を「料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のイに定める取扱い（ただし書きに定めるものを除きます。）」に改めます。
４　平成27年３月１日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第150611号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成27年６月11日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成26年５月23日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日以降、ＬＴＥ契約者から申出があった場合に」を「この改正規定実施の日から平成27年７月31日までの間に、ＬＴＥ契約者から申出があった場合に」に改めます。
４　平成25年９月20日から実施の附則第２項のソ及び平成26年５月23日から実施の附則第２項のソをそれぞれ次のとおり改めます。
ソ　当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

| 総量速度規制データ量 |
| --- |
| 2,147,483,648バイト（２ギガバイト） |

５　平成25年９月20日から実施の附則第２項のタ及び平成26年５月23日から実施の附則第２項のタをそれぞれ次のとおり改めます。
タ　この改正規定実施の日から平成27年７月31日までの間、ソの規定を適用しません。
６　平成26年10月15日から実施の附則第２項及び平成26年12月25日から実施の附則第12項中「データ総量規制の一時解除の取扱い」を「データ通信総量速度規制の一時解除の取扱い」にそれぞれ改めます。
７　平成26年12月25日から実施の附則第11項中「総量規制データ量の増減適用」を「総量速度規制データ量の増減適用」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第150701号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成27年７月１日から実施します。

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

２　当社は、次表に定める特定データ通信定額制のデータ増量適用を行います。

<table>
<tr><td>特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用</td><td>ア　当社は、この改正規定実施の日から平成27年９月30日までの間に、特定データ通信定額制の適用の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限ります。）、当社は、次表に定める料金月から起算して13料金月の間（以下この附則第２項において「増量対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定める加算データ量を加算する取扱い（以下この附則第２項において「本取扱い」といいます。）を行います。<br>　ただし、その契約者回線について、この約款若しくはＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りでありません。
<table>
<tr><td>適用条件</td><td colspan="2">（ア）　特定データ通信定額制の適用の申込みがあった日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が特定端末設備（当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。）であるとき。<br>（イ）　特定データ通信定額制の適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">料金月</td><td>（ア）　適用条件（ア）を満たす場合</td><td>特定データ通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</td></tr>
<tr><td>（イ）　適用条件（イ）を満たす場合</td><td>特定端末設備の購入があった日を含む料金月</td></tr>
<tr><td>データ量</td><td colspan="2">1,073,741,824バイト（１ギガバイト）</td></tr>
</table>
イ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。<br>（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。<br>（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>（ウ）　特定データ通信定額制の廃止があったとき。<br>（エ）　ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。</td></tr>
</table>

（オ）　特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本取扱いの適用 |
|---|---|
| （ア）　（イ）以外により本取扱いを廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。 |
| （イ）　イの（エ）又は（オ）により本取扱いを廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。 |

エ　アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用（以下この第２項において「定額制Ⅱデータ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅱの廃止（特定データ通信定額制の申込みによるものに限ります。）があった場合（その特定データ通信定額制の申込みが平成 27 年９月 30 日までの間に行われた場合であって、適用を受けている定額制Ⅱデータ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。）、その事由により定額制Ⅱデータ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13 料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第２項において同じとします。）、本取扱いを適用します。

| 増量適用合算期間 |
|---|
| 本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制Ⅱデータ増量適用を受けた料金月数を合算した月数 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 25 年２月１日から実施の附則第 13 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 27 年６月 30 日までの間」に改めます。

５　平成 26 年８月 13 日から実施の附則第５項のア中「特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」を「特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合」に改めます。

６　平成 26 年８月 13 日から実施の附則第５項のウの次に、次のようにエを加えます。

エ　アのただし書きに関わらず、この約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制のデータ増量適用（以下この第５項において「定額制データ増量適用」といいます。）を受けている契約者回線について、特定データ通信定額制の廃止（特定データ通信定額制Ⅱの申込みによるものに限ります。）があった場合（適用を受け

ている定額制データ増量適用に係る特定端末設備が本取扱いに係る特定端末設備に該当するときに限ります。)、その事由により定額制データ増量適用を廃止した日を含む料金月の翌料金月から起算して、増量対象残期間（13 料金月から次表に定める増量適用合算期間を除いた月数をいいます。以下この第５項において同じとします。)、本取扱いを適用します。

| 増量適用合算期間 |
| --- |
| 本取扱いの適用を受けた料金月数及び定額制データ増量適用を受けた料金月数を合算した月数 |

７　平成 27 年３月 16 日から実施の附則第２項のア中「この改正規定実施の日から平成 27 年６月 30 日までの間」を「この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150703 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年７月３日から実施します。

（データ通信料の支払い等に関する経過措置）

２　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

<table>
<tr><td>特定の端末設備の購入を伴う契約移行を条件とするデータ通信料の減額適用<br>（ａｕスマホはじめますっ！機種変更キャンペーン）</td><td>ア　この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約（第２種ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。)の申込みと同時に申出があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間（以下この附則第２項において「減額対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る特定データ通信定額制（Ｖ）の適用について、料金表第１表第３表（データ通信料）１（適用）（３)の２に定める定額料に代えて、次表に定める定額料を適用する取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用」といいます。)を行います。<br>　ただし、この約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りでありません。<br><table><tr><td>適用条件</td><td>（ア）　そのＬＴＥ契約の申込みが、ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。)からの契約移行に係るものであって、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであること。<br>（イ）　契約移行前のＷＩＮ契約者回線における最終購入端末（契約移行のあった日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。)が、特定携帯情報端末以外のものであること。<br>（ウ）　（イ)に定める最終購入端末の購入のあった日を含む料金月からＬＴＥ契約の申込みの</td></tr></table></td></tr>
</table>

| | |
|---|---|
| | あった日を含む料金月までの月数が 25 か月以上であること。<br>（エ）　基本使用料の料金種別として、ＬＴＥプラン（Ｖ）を選択すること。<br>（オ）　特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の申込みがあること。 |
| 定額料 | 税抜額 2,680 円 |

イ　当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　特定データ通信定額制（Ｖ）の廃止があったとき。

（エ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（オ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （ア）　（イ）又は（ウ）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。 |
| （イ）　イの（ア）、（イ）、（ウ）又は（オ）（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限ります。）により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。 |
| （ウ）　イの（エ）により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。 |

エ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に定める割引の適用（それぞれ同表の中央欄に係るものに限ります。）を受けている場合、それぞれ同表の中央欄係る割引額を、同表の右欄に定める割引額に読み替えて適用します。

| | | |
|---|---|---|
| 料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 | 同(24)のアの（ア）の①の表の区分１に係るもの | 同(24)のアの（ア）の①の表の区分２に定める割引額 |
| (27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 | 同(27)のアの（ア）の表に係るもの | 同(27)のアの（イ）の表に定める割引額 |
| (28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 | 同(28)のアの（オ）の①の表の区分１に係 | 同(28)のアの（オ）の①の表の区分２に定 |

| | | |
|---|---|---|
| | るもの | める割引額 |

オ　当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

| 総量速度規制データ量 |
|---|
| 1,073,741,824バイト（１ギガバイト） |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150710号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成27年７月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、平成27年７月17日から実施します。

| | |
|---|---|
| 基本使用料の料金種別 | ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、電話カケ放題プラン（ＶＫ） |
| データ通信料の定額適用 | 特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）、特定データ通信２段階定額制（ＶＫ） |

（複数回線複合割引の通話料の取扱いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成28年２月29日までの間、料金表第１表第２（通話料）(16)に定める複数回線複合割引の通話料の取扱いについて、同(16)のアの表中、次表の左欄に定めるものを同表の右欄に定めるものに読み替えて適用します。

| | |
|---|---|
| 充当可能額（当社のＷＩＮ約款に定めるところにより、契約移行前のａｕ契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。） | 充当可能額（控除可能額から料金控除額（通話料控除額、国際通話料控除額、国際ＳＭＳ送信料控除額、海外ローミング通話料控除額及び料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(14)の２の規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「海外ローミングデータ料金控除額」といいます。）を合算した額をいいます。以下この附則において同じとします。）を減じて得た額及び当社のＷＩＮ約款に定めるところにより、契約移行前のａｕ契約に係る控除可能額から料金控除額を減じて得た額とします。以下同じとします。） |

３　この改正規定実施の日から平成28年２月29日までの間、料金表第１表第２（通話料）(16)に定める複数回線複合割引の通話料の取扱いについて、同(16)のイ、エ及びカをそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

イ　本取扱いは、ＬＴＥデュアルの契約者回線に限り、選択することができます。

エ　当社は、ＬＴＥデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がＬＴＥプランＳ、ＶＫプランＭ又はＶＫプランＳのものを除きます。）について、その契約者から第１（基本使用料等）１（適用）（７）を選択する旨の申出があった場合、併せてウの申出があったものとみなして取り扱います。

カ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適

用を廃止する申出があった場合のほか、第１（基本使用料等）１（適用）（７）の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

（第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の割引の適用に関する経過措置）

４　この改正規定実施の日から平成 28 年２月 29 日までの間、料金表第１表第２（通話料）(29)に定める第２種定期ＬＴＥ契約に係る通話料の適用について、同(29)のイ及びカをそれぞれ次のとおり読み替えて適用します。

イ　本取扱いは、(28)の適用を受けている契約者回線に限り、選択することができます。

カ　当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、(28)の適用が廃止された場合、本取扱いの適用を廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

６　平成 27 年３月 16 日から実施の附則第２項のア中「次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の適用を受けている」を「次表に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）の適用を受けている」に改めます。

７　平成 27 年３月 16 日から実施の附則第２項のアの(ア)について、次のように改めます。

（ア）　特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）の種類

| 区分 | 種類 |
|---|---|
| 特定データ通信定額制Ⅱ | データ定額５、データ定額８、データ定額 10、データ定額 13 |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ） | データ定額５（Ｖ）、データ定額８（Ｖ）、データ定額 10（Ｖ）、データ定額 13（Ｖ） |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ） | データ定額５（ＶＫ）、データ定額８（ＶＫ）、データ定額 10（ＶＫ）、データ定額 13（ＶＫ） |

８　平成 27 年３月 16 日から実施の附則第２項のイの(ウ)及び(エ)中「特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）」を「特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150717 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年７月 17 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　平成 25 年６月１日から実施の附則第５項、第６項第４号及び第８項中「ＬＴＥｆｏｒＴａｂ」を「ＬＴＥｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）」にそれぞれ改めます。

４　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のア並びに平成 26 年５月 23 日から実施の附

則第２項のア及びい中「基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）のもの」を「基本使用料の料金種別がＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）のもの」にそれぞれ改めます。

５　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のクの(イ)の②中「ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂへの基本使用料の料金種別の変更」を「ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）への基本使用料の料金種別の変更」に改めます。

６　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のケ中「クの(イ)の④の規定」を「クの(イ)の②（ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ）への変更に限ります。)及び④の規定」に改めます。

７　平成 27 年７月 10 日から実施の附則第１項中「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、当社が別に定める日から実施」を「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改正規定は、平成 27 年７月 17 日から実施」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150801 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年８月１日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日において、それぞれ次表の左欄に定める料金種別から同表の右欄に定める料金種別への変更があったものとみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ | ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ |
| ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ） | ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ |
| ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂ（Ｌ） | ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ（Ｌ） |

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、複数ＬＴＥ回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のアの(イ)及び平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のアの(イ)に定めるものに限ります。以下この附則第４項までにおいて「シェアスタート割」といいます。)を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日から、シェアスタート割に係る控除対象期間からシェアスタート割の適用を受けた月数を除いた月数の間、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額を控除します。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 1,850 円 |
|---|---|

４　前項の取扱いに関するその他の提供条件については、シェアスタート割の規定に準ずるものとします。

５　この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込み（契約変更及びａｕ契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合（その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓを選択する場合に限ります。)、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金

月の間（以下この附則第９項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第８項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第９項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、この限りでありません。

１契約ごとに月額

| 控除額 | 税抜額 1,850 円 |
|---|---|

６　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（１）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（２）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（３）　ＬＴＥデュアル又は第２種ＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（４）　ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

（５）　基本使用料の料金種別として、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓ以外のものを選択することとなったとき。

（６）　新たな端末設備の購入があったとき。

７　前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （１）　（２）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |
| （２）　前項第６号により本減額適用を廃止したとき（同項第４号又は第５号を伴うときを除きます。） | その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。 |

８　第５項に定める控除額は、ＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓの適用を受ける日数に応じて日割りします。

９　前項の規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

10　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

11　平成 25 年９月 20 日から実施の附則第２項のクの（イ）の②及び平成 26 年５月 23 日から実施の附則第２項のクの（イ）の②中、「ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂへの基本使用料の料金種別の変更」を「ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ又はＬＴＥフラットｆｏｒＤＡＴＡ（ｍ）ｄｓへの基本使用料の料金種別の変更」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150806 号）

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年８月６日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 150807 号）
この改正規定は、平成 27 年８月７日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 150817 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年８月 17 日から実施します。
（ＳＭＳ機能に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日以降、契約者は、新たにＳＭＳ安心ブロック（別表１（付加機能）３欄の備考に定める、当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）又はＵＲＬが含まれるＳＭＳの受信を行わないようにすることをいいます。）の提供を受けることはできません。

附則（ＯＣＴ営発第 150824 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 27 年８月 24 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、次表に定めるもの以外に関する改正規定については、平成 27 年９月１日から実施します。

| |
|---|
| ＬＴＥサービスの利用の一時中断の取扱い、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（８）に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、第２（通話料）１（適用）(19)に定める特定電話番号への通話料の月極割引、(20)に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ、(22)に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引及び(23)に定める契約者を単位とする通話料の月極割引 |

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙１のとおりとします。

| | |
|---|---|
| 基本使用料の料金種別 | カケホ（ＣＰ）、ＬＴＥダブル定額ｆｏｒＴａｂ |

（料金安心サービスに関する経過措置）
３　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に定める料金安心サービス（限度額設定コースに限ります。）に係る利用防止措置の種類を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める利用防止措置の種類を選択したものとみなして取り扱います。

| | |
|---|---|
| 通常防止措置（一回停止） | 段階停止措置（段階停止） |

附則（ＯＣＴ営発第 150901 号）

（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 27 年９月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 26 年８月 13 日から実施の附則第５項の表のア、平成 27 年３月 17 日から実施の附則第２項の表のア及び平成 27 年７月１日から実施の附則第２項の表のア中、「その契約者回線に係る総量速度規制データ量に次表に定める加算データ量を加算」を「その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に次表に定める加算データ量を加算」、「この約款に定める総量速度規制データ量の増量適用」を、それぞれ「この約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用」にそれぞれ改めます。
４　平成 27 年７月３日から実施の附則第２項の表のア中「この改正規定実施の日から平成 27 年８月 31 日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成 27 年 11 月 30 日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 150902 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 27 年９月２日から実施します。
（データ通信利用の制限の一時解除に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６）の３に定めるデータ通信利用の制限の一時解除の取扱いについて、同（６）の３のカの（ア）及びケの規定をそれぞれ次のとおり読み替えて適用するものとします。
カ　ＬＴＥ契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除に係る種類及び開始条件を指定して、データ通信総量速度規制の一時解除に係る登録を行っていただきます。
（ア）　種類

| 種類 | 購入データ量 | 有効日数 |
|---|---|---|
| タイプⅠ | 536,870,912 バイト<br>（0.5 ギガバイト） | 62 日 |
| タイプⅡ | 1,073,741,824 バイト<br>（１ギガバイト） | 62 日 |
| タイプⅢ | 107,374,182 バイト<br>（0.1 ギガバイト） | 62 日 |

ケ　データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、カに定める登録に係るデータ通信総量速度規制の一時解除が行われた場合に、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

| 種類 | 単位 | データ通信料 |
|---|---|---|
| タイプⅠ | 購入データ量 0.5 ギガごとに | 税抜額 550 円 |
| タイプⅡ | 購入データ量１ギガごとに | 税抜額 1,000 円 |
| タイプⅢ | 購入データ量 0.1 ギガごとに | 税抜額 110 円 |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第150903号）
この改正規定は、平成27年９月３日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第150917号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成27年９月17日から実施します。
　ただし、この改正規定中、電話カケ放題プランＳ及び電話カケ放題プランＳ（Ｖ）に関する改正規定については、平成27年９月18日から実施します。
（基本使用料及びデータ通信料の支払いに関する経過措置）
２　当社は、次表に定める基本使用料及びデータ通信料の減額適用を行います。

| | |
|---|---|
| （１）　特定の端末設備の購入を伴うＭＮＰ加入を条件とする基本使用料の減額適用 | ア　この改正規定実施の日から平成28年１月12日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）である場合は、翌料金月とします。）から起算して12料金月の間（以下この欄において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第１表第１（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。<br>　ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りでありません。<br>（ア）　適用条件<br>①　携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。<br>②　当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>③　基本使用料の料金種別として、ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）を選択すること。<br>④　特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の申込みがあること。<br>⑤　当社が別に行う現金による料金還元の適用を選択しないこと。<br>（イ）　控除額<br>１契約ごとに月額 |

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr>
<tr><td>控除額</td><td>税抜額 934 円</td></tr>
</table>
イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。<br>
（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。<br>
（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。<br>
（ウ）　ＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。<br>
（エ）　ＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。<br>
（オ）　特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制（Ｖ）の廃止があったとき。<br>
（カ）　新たな端末設備の購入があったとき。<br>
ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>本減額適用の適用</th></tr>
<tr><td>（ア）　（イ）以外により本減額適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
<tr><td>（イ）　イの（カ）により本減額適用を廃止したとき（同（ウ）、（エ）又は（オ）を伴うときを除きます。）。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。</td></tr>
</table>
エ　アの規定により本減額適用を開始した場合又はイの規定により本減額適用を廃止した場合があった場合は、その料金月におけるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の基本使用料の適用を受ける日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。<br>
オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。
</td></tr>
<tr><td>（２）　特定の端末設備の購入を伴うＭＮＰ加入を条件とするデータ通信料の減額適用</td><td>ア　この改正規定実施の日から平成 28 年１月 12 日までの間に、ＬＴＥ契約の申込みがあり当社が承諾した場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 12 料金月の間（以下この欄において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線について、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日において適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類に応じて、料金表第１表第３（データ通信料）に定める特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）に係る定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この欄において「本減額適用」といいます。）を行います。<br>
　ただし、この約款の附則若しくは当社のＷＩＮ約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける場合は、この限りでありません。</td></tr>
</table>

（ア）　適用条件

| |
|---|
| ①　携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ（ＫＤＤＩ株式会社又は特定ＭＶＮＯ事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。<br>②　当社が別に定めるサービス取扱所において、別に定める端末設備の購入を伴うこと。<br>③　特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額２及びデータ定額３を除きます。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額２（Ｖ）及びデータ定額３（Ｖ）を除きます。）の適用の申込みがあること。 |

（イ）　控除額

１契約ごとに月額

| そのＬＴＥサービスの提供を開始した日において適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類 | | 控除額<br>税抜額 |
|---|---|---|
| 区分 | ①　データ定額５又はデータ定額５（Ｖ） | 800 円 |
| | ②　データ定額８、データ定額 10、データ定額 13、データ定額８（Ｖ）、データ定額 10（Ｖ）又はデータ定額 13（Ｖ） | 1,700 円 |

イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　ＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（エ）　次表の右欄に定めるものへの特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類の変更があったとき。

| | |
|---|---|
| アの（イ）の区分①に該当する場合 | データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ） |
| アの（イ）の区分②に該当する場合 | データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額５、データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又はデータ定額５（Ｖ） |

（オ）　特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の廃止があったとき。

（カ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取り扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （ア）　（イ）又は（ウ）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。 |

| | | |
|---|---|---|
| | （イ）　イの(ウ)、(エ)又は(オ)により本減額適用を廃止したとき | その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本増量適用の対象とします。 |
| | （ウ）　イの(カ)により本減額適用を廃止したとき（同(ウ)、(エ)又は(オ)を伴うときを除きます。)。 | その事由が生じた日を含む料金月のまでのデータ通信について、本増量適用の対象とします。 |
| | エ　アの規定により本減額適用を開始した場合、イの規定により本減額適用を廃止した場合又は特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類の変更（イの(エ)の表に規定するものを除きます。)があった場合は、その料金月における特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）に係る定額料の支払いを要する日数日数に応じて、アに定める控除額の日割を行います。<br>オ　エの規定により日割りした額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 | |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 25 年１月 22 日から実施の附則第２項(１)のアの適用条件の(イ)及び同項(２)のアの適用条件の(イ)並びに平成 26 年１月 16 日から実施の附則第２項(１)のアの適用条件の(イ)及び同項(２)のアの適用条件の(イ)について、それぞれ次のように改めます

（イ）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、電話カケ放題プラン、電話カケ放題プランＳ（Ｖ）、電話カケ放題プラン（ＣＰ）、ＬＴＥプラン（Ｖ）、電話カケ放題プラン（Ｖ）又は電話カケ放題プランＳ（Ｖ）であること。

５　平成25年12月１日から実施の附則第３項の表(１)のア中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 27 年９月 30 日までの間（以下この附則第３項において「申込み対象期間」といいます。)に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第151001号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成27年10月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　平成 27 年１月 16 日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成27年９月30日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第151101号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成27年11月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第151117号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成27年11月17日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ＳＭＳ安心ブロック（当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）又はＵＲＬが含まれるＳＭＳの受信を行わないようにすることをいいます。）に関する改正規定は、平成27年11月18日から実施します。
（ＬＴＥ契約の種別に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のＬＴＥ契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表中央欄のＬＴＥ契約をを締結し、同表右欄の基本使用料の割引の適用を受けているものととみなします。

| | | |
|---|---|---|
| 第１種ＬＴＥ契約 | 一般ＬＴＥ契約 | 料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（６）に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引 |

（請求を保留した契約解除料の支払いに関する経過措置）
３　平成27年11月16日以前にＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）があった契約者回線（そのＬＴＥ契約の種別が、改正前の規定による第１種定期ＬＴＥ契約であったものに限ります。）について、この改正規定実施の日以降にＬＴＥサービスの再利用があった場合、別記18の２の規定に基づき当社が請求を保留した契約解除料の債務については、なお従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
５　平成24年１月22日から実施の附則第２項及び平成27年１月21日から実施の附則第２項中「第１種定期ＬＴＥ契約又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用」にそれぞれ改めます。
６　平成26年１月16日から実施の附則第２項中「定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用」に改めます。
７　平成25年１月22日から実施の附則第２項（１）のオの表及び同項（２）のオの表について、それぞれ次表のように改めます。
（１）　第２項（１）のオの表

| 区分 | 本減額適用Ｉの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |

| | |
|---|---|
| ２　エの（ウ）又は（エ）の規定により本減額適用Ｉを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ｉの対象とします。 |

（２）　第２項（２）のオの表

| 区分 | 本減額適用Ⅱの適用 |
|---|---|
| １　２以外により本減額適用Ⅱ廃止したとき。 | その事由が生じた日（ＬＴＥサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ｉを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |
| ２　エの（ウ）又は（エ）の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。 |

８　平成 26 年１月 16 日から実施の附則第２項（１）のカの表及び同項（２）のカの表並びに平成 27 年１月 21 日から実施び附則第２項（１）のカの表及び同項（２）のカの表について、それぞれ区分２中の「（３に該当するときを除きます。）」及び区分３の欄を削除し、区分１中「２又は３以外により」を「２以外により」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 151127 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年 11 月 27 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 151201 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年 12 月１日から実施します。

（データ通信料の支払い等に関する経過措置）

２　当社は、ＬＴＥ契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

| | |
|---|---|
| 特定の端末設備の購入を伴う契約移行を条件とするデータ通信料の減額適用<br>（ａｕスマホデビュープログラム） | ア　この改正規定実施の日から平成 28 年２月 29 日までの間に、ＬＴＥ契約（第２種ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）の申込みと同時に申出があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすもの場合に限ります。）、そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間（以下この附則第２項において「減額対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る特定データ通信定額制（Ｖ）の適用について、料金表第１表第３表（データ通信料）１（適用）（３）の２に定める定額料に代えて、次表に定める定額料を適用する取扱い（以下この附則第２項において「本減額適用」といいます。）を行います。<br>　ただし、この約款の附則に定めるデータ通信料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月については、こ |

の限りでありません。

| | |
|---|---|
| 適用条件 | （ア）　そのＬＴＥ契約の申込みが、ａｕ契約（ａｕデュアルに係るものに限ります。）からの契約移行に係るものであって、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものであること。<br>（イ）　契約移行前のＷＩＮ契約者回線における最終購入端末（契約移行のあった日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則第２項において同じとします。）が、特定携帯情報端末以外のものであること。<br>（ウ）　（イ）に定める最終購入端末の購入のあった日を含む料金月からＬＴＥ契約の申込みのあった日を含む料金月までの月数が 25 か月以上であること。<br>（エ）　基本使用料の料金種別として、ＬＴＥプラン（Ｖ）を選択すること。<br>（オ）　特定データ通信定額制（Ｖ）の適用の申込みがあること。 |
| 定額料 | 税抜額 2,680 円 |

イ　当社は、本減額適用の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

（ア）　ＬＴＥ契約の解除があったとき。

（イ）　ＬＴＥサービスの利用の一時休止があったとき。

（ウ）　特定データ通信定額制（Ｖ）の廃止があったとき。

（エ）　第１種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングルへのＬＴＥサービスの種類の変更があったとき。

（オ）　新たな端末設備の購入があったとき。

ウ　イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

| 区分 | 本減額適用の適用 |
|---|---|
| （ア）　（イ）又は（ウ）以外により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。 |
| （イ）　イの（ア）、（イ）、（ウ）又は（オ）（本減額適用を廃止する申出を伴う場合に限ります。）により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。 |
| （ウ）　イの（エ）により本減額適用を廃止したとき。 | その事由が生じた日の前日までのデータ通信について、本減額適用の対象とします。 |

エ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次表の左欄に定める割引の適用（それぞれ同表の中央欄に係るものに限ります。）を受けている場合、それぞれ同表の中央欄係る割引額を、同表の右欄に定める割引額に読み替えて適用します。

| | | |
|---|---|---|
| 料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 | 同(24)のアの（ア）の①の表の区分１に係るもの | 同(24)のアの（ア）の①の表の区分２に定める割引額 |
| (27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用 | 同(27)のアの（ア）の表に係るもの | 同(27)のアの（イ）の表に定める割引額 |
| (28)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用 | 同(28)のアの（オ）の①の表の区分１に係るもの | 同(28)のアの（オ）の①の表の区分２に定める割引額 |

オ　当社は、本減額適用の適用を受ける契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

| 総量速度規制データ量 |
|---|
| 1,073,741,824バイト（１ギガバイト） |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成27年９月17日から実施の附則第２項の表のア中「この改正規定実施の日から平成27年11月30日までの間に」を「この改正規定実施の日から平成28年１月12日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第151210号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成27年12月10日から実施します。

ただし、この改正規定中、ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ及びＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ（Ｌ）に関する改正規定は、平成27年12月22日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成28年２月９日までの間、この約款の規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴う場合に限り、次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

| 基本使用料の料金種別 |
|---|
| タブレットプランｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ） |

３　この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の

料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙１のとおりとします。

| 基本使用料の料金種別 |
| --- |
| ＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ又はＬＴＥフラットｆｏｒＴａｂｄｓ（Ｌ） |

（総量速度規制データ量に関する経過措置）

４　この改正規定実施の日から平成 28 年６月 30 日までの間、基本使用料の料金種別がタブレットプランｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）の契約者回線について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のアに定める総量速度規制データ量に代えて次表に定める総量速度規制データ量を適用します。

| 総量速度規制データ量 |
| --- |
| 10,485,760 バイト（10 メガバイト） |

（ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金の支払いに関する経過措置）

５　当社は、次表に定めるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金の減額適用を行います。

<table>
<tr><td>特定の料金種別に係る複数回線の利用を条件とするＬＴＥデュアルに係る基本使用料等の減額適用<br>（タブレットセット割）</td><td>ア　この改正規定実施の日から平成28年５月31日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入と同時に次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求があった場合、<br>その契約者回線（基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。以下この欄において「特定シングル回線」といいます。）について複数回線の利用を条件とするＬＴＥシングルに係る基本使用料の減額適用（以下この欄において「スマホセット割」といいます。）の適用を開始した日を含む料金月から起算して３料金月の間（以下この欄において「減額対象期間」といいます。）、<br>その特定シングル回線を減額対象回線とするスマホセット割の判定用回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金であって、当社が別に定めるものを除きます。以下この欄において同じとします。）について、<br>次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行います。<br>（ア）　特定シングル回線に係る基本使用料の料金種別<br><table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>タブレットプランｄｓ又はタブレットプランｄｓ（Ｌ）</td></tr></table>（イ）　割引額<br>１契約ごとに月額<br><table><tr><th>区分</th><th>割引額</th></tr><tr><td></td><td>税抜額</td></tr><tr><td>①　その料金月の末日において、特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額５に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額５（Ｖ）に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）（データ定額５（ＶＫ）に限ります。）の適用を受けている場合</td><td>1,000 円</td></tr></table></td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | ②　その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額８、データ定額10 又はデータ定額13 に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額８（Ｖ）、データ定額10（Ｖ）又はデータ定額 13（Ｖ）に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ）（データ定額８（ＶＫ）、データ定額 10（ＶＫ）又はデータ定額 13（ＶＫ）に限ります。）の適用を受けている場合 | 2,000 円 |
| | イ　当社は、本減額適用を受けている契約者回線又は特定シングル回線について、次のいずれかに該当する場合には、減額対象期間内であっても、その事由が生じた日を含む料金月の末日をもって、本減額適用を廃止します。<br>（ア）　スマホセット割を廃止する事由が生じたとき。<br>（イ）　特定ＬＴＥシングル回線について、アの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。 | |

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 151215 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 27 年 12 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 151221 号）

この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160101 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 28 年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160114 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 28 年１月 14 日から実施します。

（その他）

２　平成 26 年 12 月 25 日から実施から実施の附則第２項及び第７項、平成 27 年２月 20 日か

ら実施の附則第２項並びに平成 27 年４月１日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 28 年１月 13 日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 160120 号）
この改正規定は、平成 28 年１月 20 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160127 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年１月 27 日から実施します。
（海外ローミング機能の提供に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、ＬＴＥデータプリペイド契約を締結している場合の海外ローミング機能の提供については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160129 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年１月 29 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160201 号）
この改正規定は、平成 28 年２月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160210 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年２月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160217 号）
この改正規定は、平成 28 年２月 17 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160301 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年３月１日から実施します。
（ＬＴＥサービス利用権等の譲渡に関する経過措置）
２　この改正規定実施前に行われたＬＴＥサービス利用権、ＬＴＥモジュール利用権又はＬＴＥ特定接続サービス利用権の譲渡の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
４　平成27年12月１日から実施の附則第２項のア中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成28年２月29日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第160318号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成28年３月18日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第160322号）
この改正規定は、平成28年３月22日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第160323号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成28年３月23日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成26年８月13日から実施の附則第５項のア中「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１を除きます。以下この附則第５項において同じとします。）の適用の申込みがあり」を「特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり」に改めます。
４　平成26年８月13日から実施の附則第５項のイの（エ）及び（オ）をそれぞれ（オ）及び（カ）に改め、（ウ）の次に次のように加えます。
（エ）　データ定額１への特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更があったとき。
５　平成27年１月21日から実施の附則第２項（１）のア及び（２）のア中、「「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額２又はデータ定額３を除きます。）」を「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額１、データ定額２又はデータ定額３を除きます。）」に、「特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）」を「特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ）を除きます。）」に、それぞれ改めます。
６　平成27年９月17日から実施の附則第２項の（２）のイの（エ）について、次のように改めます。
（エ）　次表の右欄に定めるものへの特定データ通信定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）の種類の変更があったとき。

| | |
|---|---|
| アの（イ）の区分①に該当する場合 | データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）又はデータ定額３（Ｖ） |
| アの（イ）の区分②に該当する場合 | データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額５、データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）又はデ |

| | |
|---|---|
| | ータ定額５（Ｖ） |

附則（ＯＣＴ営発第 160401 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年４月１日から実施します。
（その他）
２　平成 26 年８月 13 日から実施の附則第５項のア中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 28 年３月 31 日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 160405 号）
この改正規定は、平成 28 年４月５日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160501 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年５月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160517 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 28 年５月 17 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料に関する改正規定については、平成 28 年５月 17 日以降に行われたＬＴＥ契約の解除について実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160521 号）
この改正規定は、平成 28 年５月 21 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160601 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 28 年６月１日から実施します。
（第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅡ）への契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（５）に定める第２種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の取扱いについて、同（５）のエ中、次表の左欄の部分を同表の右欄に読み替えて適用します。

| | |
|---|---|
| 契約変更又は契約移行を行う前のＬＴＥ契 | 契約変更又は契約移行を行う前のＬＴＥ契 |

| | |
|---|---|
| 約又はａｕ契約の契約種別に応じて、そのＬＴＥ契約又はａｕ契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。 | 約又はａｕ契約の契約種別を第２種定期ＬＴＥ契約（タイプＩに限ります。）又は第２種定期ａｕ契約（タイプＩに限ります。）として、そのＬＴＥ契約又はａｕ契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160621 号）

この改正規定は、平成 28 年６月 21 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160701 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 28 年７月１日から実施します。

（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）

２　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160709 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 28 年７月９日から実施します。

（データ通信総量速度規制の一時解除に関する経過措置）

２　次のいずれかに該当する場合は、そのＬＴＥサービスの契約者回線（当社が別に定める基準に該当するものに限ります。）に係るデータ通信総量速度規制の一時解除について、この約款の規定に関わらず、この改正規定実施の日以降、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６）の３のオに定める取扱いを行います。

（１）　この改正規定実施の際現に、特定データ通信定額制の適用を受けているとき。

（２）　特定データ通信定額制の適用の申込みがあったとき。

附則（ＯＣＴ営発第 160716 号）

この改正規定は、平成 28 年７月 16 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160722 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 28 年７月 22 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 160801 号）
この改正規定は、平成 28 年８月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160901 号）
この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 28 年９月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 160915 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 28 年９月 15 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(20)に関する改正規定については、平成 29 年５月１日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 30 年３月 31 日までの間、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料（料金表第１表第１（基本使用料等）２（料金額）に定める区分イに係るものに限ります。）について、税抜額 1,000 円を０円に読み替えて適用します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　平成 25 年６月１日から実施の附則第 19 項中「24 料金月の間（以下この附則第 22 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）」を「24 料金月（以下この附則第 22 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）が経過するまでの各料金月（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）の適用を受けている月を除きます。）」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 161001 号）
この改正規定は、平成 28 年 10 月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 161006 号）
この改正規定は、平成 28 年 10 月６日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 161006 号）
この改正規定は、平成 28 年 10 月６日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 161101 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年 11 月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、平成 28 年 11 月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 28 年７月１日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 161109 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 28 年 11 月９日から実施します。
（基本使用料の料金種別等に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信２段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

| | |
|---|---|
| 電話カケ放題プラン | カケホ |
| 電話カケ放題プランＳ | スーパーカケホ |
| 電話カケ放題プラン（Ｖ） | カケホ（Ｖ） |
| 電話カケ放題プランＳ（Ｖ） | スーパーカケホ（Ｖ） |
| 電話カケ放題プラン（ＶＫ） | カケホ（ケータイ／Ｖ） |
| 電話カケ放題プラン（ＣＰ） | カケホ（ＣＰ） |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ＶＫ） | 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ） |
| データ定額２（ＶＫ） | データ定額２（ケータイ／Ｖ） |
| データ定額３（ＶＫ） | データ定額３（ケータイ／Ｖ） |
| データ定額５（ＶＫ） | データ定額５（ケータイ／Ｖ） |
| データ定額８（ＶＫ） | データ定額８（ケータイ／Ｖ） |
| データ定額 10（ＶＫ） | データ定額 10（ケータイ／Ｖ） |
| データ定額 13（ＶＫ） | データ定額 13（ケータイ／Ｖ） |
| 特定データ通信２段階定額制（ＶＫ） | 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ） |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　平成 27 年２月 20 日から実施の附則第２項の表のアの(イ)及びエの(イ)並びに平成 27 年８月 24 日から実施の附則第２項中、「電話カケ放題プラン」を「カケホ」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 161201 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年 12 月１日から実施します。
（プラスエリアモード加算額の支払免除に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から平成 29 年６月 30 日までの間、プラスエリアモード加算額の支払いを免除する取扱いについて、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）(22)のウの規定に代えて、次表に定める規定を適用します。

第２種ＬＴＥシングルの契約者回線の契約者は、その料金月の全ての日において、第３種定期ＬＴＥ契約又は第４種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の適用を受けている場合、料金表第１表第１（基本使用料）１（適用）(22)のアの規定に関わらず、その料金月におけるプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

（特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ）に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、基本使用料の料金種別がカケホ（ケータイ／Ｖ）の契約者回線（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ）の適用を受けているものを除きます。)については、この約款の規定に関わらず、平成 29 年４月 20 日までの間、特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ）を選択することができます。

　ただし、この改正規定実施の日以降、カケホ（ケータイ／Ｖ）以外への基本使用料の料金種別の変更があった場合は、この限りでありません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 161222 号）

この改正規定は、平成 28 年 12 月 22 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 170101 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 29 年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170112 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、平成 29 年１月 12 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170119 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 29 年１月 19 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170120 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年１月 20 日から実施します。

　ただし、この改正規定中、ジュニアスマートフォンプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、平成 29 年２月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　平成 27 年２月 20 日から実施の附則第３項の表の（１）の（イ）中、「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン若しくはシニアプラン（Ｖ）であるとき又は特定データ通信定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（この約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ契約約款に定めるものをいいます。）の適用」を「基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）若しくはシニアプラン（Ｖ）であるとき又は特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ）（この約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ契約約款に定めるものをいいます。）の適用」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 170203 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年２月３日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170301 号）

この改正規定は、平成 29 年３月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 170401 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 29 年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170407 号）

この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年４月７日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 170421 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年４月 21 日から実施します。

（特定データ通信定額等の取扱いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

| | |
|---|---|
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ） | 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ） |
| 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ） | 特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ） |
| 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ） | 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ） |

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

３　この改正規定実施の際現に、ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ又はＶＫプラン（それぞれ第２種ＬＴＥデュアルに係るものに限ります。）の適用を受けている場合であって、オフィスケータイプラン（ＶＫ）への基本使用料の料金種別の変更の請求があったとき（特定データ通信２段階定額制（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。）は、当社は、この約款の規定に関わらず、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

ただし、ＬＴＥ契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

（料金取扱い変更手数料の支払いに関する経過措置）

４　前項に定める基本使用料の料金種別の変更の請求があり、当社が承諾した場合、その回数を、料金表第１表第６（手続きに関する料金）１（適用）（６）に定める回数に含めるものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

６　平成 27 年１月 21 日から実施の附則第２項（１）のア及び２のア中「若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ）」を「、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額３（ケータイ／Ｖ）を除きます。）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）」にそれぞれ改めます。

７　平成 27 年２月 20 日から実施の附則第３項（１）の（イ）中「若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ）」を「、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）」に改めます。

８　平成 28 年 12 月１日から実施の附則第３項中「当社が別に定める日までの間」を「平成 29 年４月 20 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 170501 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年５月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 28 年９月 15 日から実施の附則第２項中「平成 29 年４月 30 日までの間」を「平成 30 年３月 31 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 170523 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年５月 23 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170525 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年５月 25 日から実施します。
（付随サービスの提供に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日以降、改正前の規定により提供していた位置情報検索サービスについては、当社の「位置検索サポートご利用規約」に定めるところにより提供するものとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 170526 号）
この改正規定は平成 29 年５月 26 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 170601 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年６月１日から実施します。
（基本使用料等の減額適用に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(26)の２の適用を受けている契約者回線について、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ又はＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡＥＸへの基本使用料の料金種別の変更があった場合、この約款の規定に関わらず、その変更があった日に、その契約者回線について、所属する割引選択回線群に係る特定ａｕ回線（同(24)に定めるものをいいます。）として指定があったものとして取り扱います。
３　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(26)の２の適用を受けている契約者回線について、ａｕ契約への契約移行があった場合（そのａｕ契約の申込みに際し、ＷＩＮ約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この附則において「ＷＩＮ割引」といいま

す。)に係る特定ａｕ回線としての指定に必要な条件を全て満たしている場合に限ります。)、ＷＩＮ約款の規定に関わらず、その契約移行があった日に、そのＷＩＮ契約者回線について、ＷＩＮ割引に係る特定ａｕ回線として指定があったものとして取り扱います。

（契約事務手数料の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に、ＬＴＥ契約（第２種ＬＴＥシングルに係るものに限ります。)の申込みがあった場合であって、その申込みが、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(26)の２の適用の申出と同時に行われたものであるときは、この約款の規定に関わらず、契約事務手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

６　平成25年６月１日から実施の附則第19項及び平成25年９月１日から実施の附則第15項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成 29 年５月 31 日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第170701号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成29年７月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第170714号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、平成 29 年７月 14 日から実施します。

（カテゴリー種別の選択等に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から平成 30 年１月 31 日までの間、ＬＴＥサービスの基本使用料のカテゴリー種別の変更（その変更に際し、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）を選択する場合を除きます。)について、この約款の規定に関わらず、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（４)のオ及びカの規定を適用しません。

３　削除

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施の日から平成30年４月30日までの間、第56条（基本使用料等の支払義務）第１項第３号に該当する場合の基本使用料及びオプション機能使用料の支払いを要する期間については、この約款の規定に関わらず、改正前の同条第１項の規定を適用します。

５　この改正規定実施の日から平成 29 年７月 31 日までの間、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）の(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引又は又は(27)に定める特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引について、この約款の規定に関わらず、同(24)のアの⑤又は(27)のアの(エ)に定める割引額を、それぞれ次表の割引額に読み替えて適用します。

１契約ごとに月額

| 区分 | 割引額<br>税抜額 |
|---|---|
| その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル（Ｖ）の場合 | ０円 |
| その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がカケホ、スーパーカケホ、カケホ（Ｖ）又はスーパーカケホシンプル（Ｖ）の場合 | 500 円 |

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施の日から平成 30 年３月 31　日までの間、ＬＴＥ契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、この約款の規定に関わらず、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

| 区分 | 基本使用料の料金種別 |
|---|---|
| カテゴリーⅡ | シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ） |

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施の日から平成 29 年７月 31 日までの間、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制（Ｖ）の定額料及び総量速度規制データ量については、この約款の規定に関わらず、次表のとおりとします。

（１）　定額料

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 定額料 | 税抜額　1,700 円 |

（２）　総量速度規制データ量

| 総量速度規制データ量 |
|---|
| 21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト） |

（データ通信総量速度規制の適用に関する経過措置）

８　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のエに定める総量速度規制データ量の増減の判定に際し、当社の提供条件書に定めるＵ18 データ定額 20 及びＵ18 データ定額 20（Ｖ）の総量速度規制データ量については、3,221,225,472 バイト（３ギガバイト）とします。

（その他）

９　平成 25 年６月１日から実施の附則第 19 項及び平成 25 年９月１日から実施の附則第 15 項中「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）の適用を受けている月を除きます」を「特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）、特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ）（データ定額 20（Ｖ）又はデータ定額 30（Ｖ）に限ります。）、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制（Ｖ）、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ（Ｖ）の適用を受けている月を除きます」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 170829 号）

この改正規定は、平成 29 年８月 29 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 170917 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年９月 17 日から実施します。
（その他）
２　平成29年７月14日から実施の附則第２項及び第３項中「カテゴリー種別の変更」を「カテゴリー種別の変更（その変更に際し、スーパーカケホ（Ｖ・ａ）を選択する場合を除きます。）」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 170922 号）
この改正規定は、平成 29 年９月 22 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 171001 号、第 171002 号）
この改正規定は、平成 29 年 10 月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、 ユニバーサルサービス料の適用に関する改正規定については、平成 29 年 10 月２日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 171011 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年 10 月 11 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 171101 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 29 年 11 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 171201 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 29 年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 171215 号）
１　この改正規定は平成 29 年 12 月 15 日から実施します。
（データ通信総量速度規制に関する経過措置Ⅱ）

２　この改正規定実施の際現に、平成 27 年２月 20 日実施の附則第３項に基づきデータ通信総量速度規制に関する経過措置の適用を受けている契約者回線について、ＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡ（Ｌ）への基本使用料の料金種別の変更があったときは、その契約者回線に係るに係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについて、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）の２の規定に関わらず、次表に定めるところによります。

（１）　当社は、特定のＬＴＥシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（この約款、当社のＷＩＮ約款又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいい、以下この附則第２項において「特定割引」といいます。）に係る判定用回線として指定された第４種ＬＴＥシングルの契約者回線との間のデータ通信（ＫＤＤＩ株式会社が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるＷｉＭＡＸ２＋通信に限ります。）に係る累計課金対象データ量について、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）の規定に関わらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い（以下この附則第２項において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りでありません。

（ア）　その第４種ＬＴＥシングルの契約者回線に係るＬＴＥ契約が、第３種定期ＬＴＥ契約であるとき。

（イ）　その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

①　当社又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

②　基本使用料の料金種別が、当社又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるプランＦ（ＩＳ）若しくはプランＦ（ＩＳ）シンプルでないとき。

（２）　当社は、その第４種ＬＴＥシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又はＫＤＤＩ株式会社が承諾した日（当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月します。）からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。

（３）　本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 27 年２月 20 日から実施の附則第３項表中第１号（イ）を、次のように改めます。

（イ）　その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

①　当社又はＫＤＤＩ株式会社のＬＴＥ約款又はＷＩＮ約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制（Ｖ）若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

②　基本使用料の料金種別が、当社又はＫＤＤＩ株式会社のＷＩＮ約款に定めるプランＦ（ＩＳ）若しくはプランＦ（ＩＳ）シンプルでないとき。

５　平成 27 年２月 20 日から実施の附則第３項表中第３号の次に、次のように加えます。

（４）　この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実

施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

（５）　前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにＷｉＭＡＸ２＋フラットｆｏｒＤＡＴＡへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

附則（ＯＣＴ営発第 180101 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 30 年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 180110 号）

この改正規定は、平成 30 月１月 10 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180116 号）

この改正規定は、平成 30 月１月 16 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180201 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成 30 年２月１日から実施します。

ただし、この改定規定中、ジュニアケータイプランに関する改定規定については、平成 30 年２月２日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙１のとおりとします。

| 基本使用料の料金種別 | シニアプラン、シニアプラン（Ｖ） |
|---|---|

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 180206 号）

この改正規定は、平成 30 月２月６日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180216 号）

この改正規定は、平成 30 月２月 16 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180219 号）

この改正規定は、平成 30 月２月 19 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180301 号）

（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年３月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 29 年７月 14 日から実施の附則第４項中「当社が別に定める日までの間」を「平成 30 年４月 30 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 180401 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年４月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、ボイスパーティー機能に関する改正規定については、平成 30 年４月１日以降所定の日までに、ボイスパーティー機能の提供を受けている契約者回線について、順次、その機能の提供を廃止することにより実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 180501 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年５月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 180509 号）
この改正規定は、平成 30 年５月９日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180528 号）
この改正規定は、平成 30 年５月 28 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180601 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年６月１日から実施します。
（ａｕでんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりａｕでんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用の適用を受けていた場合の取扱いについては、当社のａｕでんきセット割利用規約に定めるところによります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 180621 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 28 年６月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 27 年７月３日から実施の附則第２項のア及び平成 27 年 12 月１日から実施の附則第２項のア中そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月の間」を「そのＬＴＥサービスの提供を開始した日を含む料金月から新たな端末設備の購入があった月までの間」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 180815 号）
この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、平成30年８月15日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180828 号）
この改正規定は、平成 30 年８月 28 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 180904 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年９月４日から実施します。
（ＷｉＭＡＸ利用機能の提供の終了）
２　当社は、平成 32 年３月 31 日をもって、ＷｉＭＡＸ利用機能（ＷｉＭＡＸ通信に係るものに限ります。）の提供を終了します。

附則（ＯＣＴ営発第 180926 号）
この改正規定は、平成 30 年９月 26 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 181025 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年 10 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 181116 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、平成 30 年 11 月 16 日から実施します。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から令和４年３月 31 日までの間に、ＬＴＥ契約（次表に規定するＬＴＥサービスに係るものに限ります。）の申込みをし、その承諾を受けた場合（そのＬＴＥ契約が、ａｕ契約からの契約移行により締結されたもの又は当社が別に定める態様により当社のＷＩＮ約款に定めるプリペイド電話契約を解除すると同時に申し込まれたもので

ある場合に限ります。)、この約款の規定に関わらず、そのＬＴＥ契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。

| ＬＴＥサービスの種類 |
| --- |
| 第１種ＬＴＥデュアル（タイプⅡであって、その申込みに際し、当社所定のサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものに限ります。）、第２種ＬＴＥデュアル若しくは第３種ＬＴＥデュアル又はＬＴＥシングル |

３　この改正規定実施の日から令和４年３月 31 日までの間に、第１種ＬＴＥデュアルからのＬＴＥサービスの種類の変更（前項の表に規定するＬＴＥサービスへの変更に限ります。）の請求をし、その承諾を受けた場合、この約款の規定に関わらず、その変更に係る契約移行手数料又は番号登録手数料の支払いを要しません。

ただし、この取扱いは、その変更の請求があった日における最終購入端末（その請求日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。)が、当社所定のサービス取扱所において購入したＶｏＬＴＥに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190116 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 31 年１月 16 日から実施します。

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

２　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190301 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 31 年３月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190314 号）

この改正規定は、平成 31 年３月 14 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 190326 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、平成 31 年３月 26 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190401 号）
この改正規定は、平成 31 年４月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 190522 号）
この改正規定は、令和元年５月 22 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 190601 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和元年６月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制に関する改正規定（次表の部分に限ります。）は、当社が別に定める日から実施します。

| | |
|---|---|
| 料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５）のア中、右欄の部分 | （特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、（６）、（６）の２及び（６）の３において同じとしますにおいて同じとします。） |
| | （特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbps とします。） |
| 附則別紙１第３（データ通信料）１（適用）（３）のア中、右欄の部分 | （特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（６）、（６）の２及び（６）の３において同じとしますにおいて同じとします。） |
| | （特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbps とします。） |

（通話料の適用に関する経過措置）
２　料金表第１表第２（通話料）１（適用）(10)の２のイに関する改定規定は、この改正規定実施の日以降、同欄のアに定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求を行った契約者回線について適用します。
　ただし、この改正規定実施前に同料金種別（カテゴリーⅡのものに限ります。）の適用を受けている又は過去に受けていた契約者回線に係る同(10)の２のイの（ア）の取扱いについては、なお従前とのとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190701 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和元年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190726 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和元年７月 26 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190901 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和元年９月１日から実施します。
（基本使用料の料金種別に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（４）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

| グループ | 区分 | 基本使用料の料金種別 |
|---|---|---|
| １ | カテゴリーⅠ | カケホ、スーパーカケホ |
| ２ | カテゴリーⅠ | カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ） |

（特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置）
３　この改正規定実施の際現に、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の３及び（３）の４の規定に関わらず、次表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

| 特定データ通信定額の取扱い | 種類 |
|---|---|
| 特定データ通信定額制Ⅱ | データ定額１、データ定額２、データ定額３、データ定額５、データ定額 20、データ定額 30 |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（Ｖ） | データ定額１（Ｖ）、データ定額２（Ｖ）、データ定額３（Ｖ）、データ定額５（Ｖ）、データ定額 20（Ｖ）、データ定額 30（Ｖ） |

（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
５　平成 29 年７月 14 日から実施の附則第３項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 190903 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和元年９月３日から実施します。
（特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際現に、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）の(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の申出を当社が承諾

している契約者回線については、この改正規定実施の日において、同(26)の３に定める特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190913 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和元年９月 13 日から実施します。

　ただし、この改正規定中、料金表第１表第２（通話料）１（適用）(17)に係る改正規定については、令和元年 10 月１日から実施します。

（定期ＬＴＥ契約の満了に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から令和２年２月 29 日までの間に、次表の左欄に定める定期ＬＴＥ契約が、それぞれ同表の右欄に定める定期ＬＴＥ契約又は定期ａｕ契約からの契約変更又は契約移行により締結された場合、この約款の規定に関わらず、左欄の定期ＬＴＥ契約は、それぞれ右欄に定める定期ＬＴＥ契約又は定期ａｕ契約に係るＬＴＥサービス又はａｕサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

| | |
|---|---|
| 第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅠ） | 第７種定期ＬＴＥ契約 |
| 第７種定期ＬＴＥ契約 | 第２種定期ＬＴＥ契約（タイプⅠ） |
| | 第２種定期ａｕ契約（タイプⅠ） |

（第７種定期ＬＴＥ契約の契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置）

３　削除

（通話料の割引の適用に関する経過措置）

４　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第１表第２（通話料）１（適用）(17)のアの(イ)の①に該当する契約者回線（第７種定期ＬＴＥ契約に係るもの又は料金表第１第１（基本使用料等）１（適用）（６）の適用を受けているものを除きます。）からの通話に係る同(17)に定める割引の適用については、当社所定の方法により、その料金月の翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金から減ずるものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 190930 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、次表に定める日から実施します。

　ただし、この改正規定中、プリペイド通話及び他網公衆電話の電話機から行った通話に関する改正規定については、令和元年 10 月１日午前０時 00 分 00 秒以降に開始した通話について実施します。

| | |
|---|---|
| 下欄以外の改正規定 | 令和元年９月 30 日が終了する時刻 |

| | |
|---|---|
| 新たな基本使用料の料金種別若しくは特定データ通信定額の取扱いに係る改正規定又はプリペイド通話若しくは他網公衆電話の電話機から行った通話に係る改正規定 | 令和元年 10 月１日 |

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

２　この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（４）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

| グループ | 区分 | 基本使用料の料金種別 |
|---|---|---|
| １ | カテゴリーⅡ | シンプル、カケホ、スーパーカケホ |
| ２ | カテゴリーⅡ | シンプル（Ｖ）、カケホ（Ｖ）、スーパーカケホ（Ｖ） |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　次表の左欄に定める附則の規定中、中央欄に定める規定をそれぞれ右欄の規定に改めます。

| | | |
|---|---|---|
| 平成 25 年６月１日から実施の附則第２項 | この改正規定実施の日以降 | この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間 |
| 平成 25 年６月１日から実施の附則第５項 | この改正規定実施の日以降 | この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間に |
| 平成 25 年６月１日から実施の附則第 15 項 | この改正規定実施の日以降 | この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間 |
| 平成 25 年 10 月 15 日から実施の附則第２項 | この改正規定実施の日以降 | この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間に |
| 平成 27 年８月１日から実施の附則第５項 | この改正規定実施の日以降 | この改正規定実施の日から令和元年９月 30 日までの間に |
| 令和元年９月１日から実施の附則第２項 | 第１（基本使用料等）１（適用）（４）のス | 第１（基本使用料等）１（適用）（４） |
| 令和元年９月１日から実施の附則第３項 | 第３（データ通信料）１（適用）（３）の３のス及び（３）の４のス | 第３（データ通信料）１（適用）（３）の３及び（３）の４ |

附則（ＯＣＴ営発第 191025 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和元年 10 月 25 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 1911101 号）

（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和元年 11 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 191226 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和元年 12 月 26 日から実施します。
（基本使用料の料金種別に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際、現に次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線（グループ３については、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額５（ケータイ／Ｖ）に限ります。）又は特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）の適用を受けているものに限ります限ります。）については、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）（４）の規定に関わらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

| グループ | 区分 | 基本使用料の料金種別 |
|---|---|---|
| １ | 第１種ＬＴＥデュアル | カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ） |
| ２ | 第１種ＬＴＥデュアル | ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン |
| ３ | 第２種ＬＴＥデュアル | カケホ（ケータイ／Ｖ）、スーパーカケホ（ケータイ／Ｖ） |
| ４ | 第２種ＬＴＥデュアル | ＶＫプランＭ、ＶＫプランＳ、ＶＫプラン |

（特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置）
３　この改正規定実施の際、現に次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の５、（３）の６、（３）の 10 及び（３）の 11 の規定に関わらず、同表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

| 特定データ通信定額の取扱い | 種類 |
|---|---|
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅰ） | データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）、データ定額５（ケータイ／Ｖ） |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ） | データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）、データ定額５（ケータイ／Ｖ） |

４　この改正規定実施の際、現に次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の５、（３）の６、（３）の 10 及び（３）の 11 の規定に

関わらず、それぞれ同表の右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信２段階定額の取扱いの適用を申し込むことができます。

| | |
|---|---|
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ） | 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ） |
| 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ｉ） | 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ｉ） |
| 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額５（ケータイ／Ｖ）に限ります。） | 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ） |
| 特定データ通信２段階定額制Ｚ（ケータイ／Ｖ－ⅱ） | 特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ｖ－ⅱ）（データ定額１（ケータイ／Ｖ）、データ定額２（ケータイ／Ｖ）、データ定額３（ケータイ／Ｖ）又はデータ定額５（ケータイ／Ｖ）に限ります。） |

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、別記 18（契約解除料の支払義務の免除）第１項第２号に定める契約解除料の支払いの免除の適用（第４種定期ＬＴＥ契約から第７種定期ＬＴＥ契約への契約変更に係るものに限ります。）については、当社所定の方法により、その契約変更があった日を含む料金月の翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金から減ずるものとします。

（付随サービスの提供に関する経過措置）

６　削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200101 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和２年１月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200201 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和２年２月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表の左欄に定める改正規定については、同表の右欄に定め日時から実施します。

| | |
|---|---|
| 海外ローミング機能定額制の利用時間区分に係る改正規定 | 日本時間の令和２年２月１日午前０時 00 分 |
| 海外ローミング機能定額制の利用開始の予 | 日本時間の令和２年２月１日午前２時 00 分 |

| | |
|---|---|
| 約登録に関する改正規定 | |

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200228 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年２月 28 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和元年９月 13 日から実施の附則第２項中「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正規定実施の日から令和２年２月 29 日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 200302 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年３月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200326 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和２年３月 26 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和元年９月 13 日から実施の附則第３項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 200401 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年４月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200407 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年４月７日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200521 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年５月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200602 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和２年６月２日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(23)の２に定める国内通話定額２の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用（同欄のイに係るものに限ります。）については、その料金月の翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（通話料の定額適用に関する経過措置）
３　この改正規定実施の際、現に国内通話定額１の適用を受けている契約者回線（その適用の申出を当社が承諾しているものを含みます。）であって、次表に定める基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものについては、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更（それぞれ国内通話定額２を選択することができるものへの変更等に限ります。）を請求する場合、同時に、国内通話定額１の廃止又は国内通話定額２への種類の変更を請求していただきます。

| | |
|---|---|
| 基本使用料の料金種別 | ケータイシンプルプラン |
| 特定データ通信定額の取扱い | 特定データ通信段階定額制Ⅱ（ピタットプラン　４Ｇ　ＬＴＥに限ります。） |

（データＭＡＸ定額に係る料金等の支払いに関する経過措置）
４　この約款実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 20 に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金から減算することにより行います。
（料金等の支払いに関する経過措置）
５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200701 号）
この改正規定は、令和２年７月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 200721 号）

（実施時期）
１　この改正規定は、令和２年７月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 200728 号）
この改正規定は、令和２年７月 28 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 200801 号）
（実施時期）
１　この約款は、令和２年８月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和２年６月２日から実施の附則第４項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和２年７月 31 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 201001 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和２年 10 月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、データＭＡＸ　４Ｇ　ＬＴＥ　テレビパックに関する改正規定については、令和２年 10 月２日から実施します。
（データ定額料の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から令和２年 11 月 30 日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 23 に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（データＭＡＸ　４Ｇ　ＬＴＥ　テレビパックに係るものに限ります。）について、データＭＡＸ　４Ｇ　ＬＴＥ　テレビパックの適用を開始した日を含む料金月は、同（３）の 23 のエの規定を適用しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 201023 号）
この改定規定は、令和２年 10 月 23 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 201101 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和２年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 201104 号）
この改定規定は、令和２年 11 月４日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 201120 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和２年 12 月 16 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 201201 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和２年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210122 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年１月 22 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210201 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年２月１日から実施します。
（手続きに関する料金及びＵＱ ｍｏｂｉｌｅ契約の契約解除料等の支払いに関する経過措置）
２　削除
３　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210205 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年２月５日から実施します。
（データ定額料の支払に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から令和３年２月 28 日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 23 に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用（対象サービスがＮｅｔｆｌｉｘサービスのものに限ります。）について、

この約款の規定に関わらず、同（３）の 23 に定める割引額を次表に読み替えて適用します。

| 割引額 |
| --- |
| Ｎｅｔｆｌｉｘサービスの月額料金と同（３）の 23 に定めるＮｅｔｆｌｉｘサービスに係る割引額の差額が、この改正規定実施の前後で同額となる額 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210216 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年２月 16 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210226 号）

（実施時期）

１　この改定規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和３年２月 26 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210301 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和３年３月１日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から令和３年５月 31 日までの間、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(31)に定める料金の支払方法を条件とする基本使用料の割引の適用については、その料金月の翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金から減算することにより行います。

３　削除

４　この改正規定実施の日から令和３年６月 30 日までの間、標準プラン２の適用を受けている契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の第７種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料については、一般ＬＴＥ契約に係る基本使用料と同額を適用し、その翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金から次表に定める額を減算します。

| 標準プランの一般ＬＴＥ契約と第７種定期ＬＴＥ契約に係る基本使用料の差額（料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、日割りした額の差額とします。） |
| --- |

（データ通信料の支払いに関する経過措置）

５　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 24 に定める取扱いについては、令和２年 12 月 11 日から起算して２年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用（そ

の終了、継続又は変更に係るものも含みます。)については、当社が別に定めるところによります。
（契約解除料の支払いに関する経過措置）
６　この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般ＬＴＥ契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。)であるものを除きます。)の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にデータＭＡＸ定額２の適用の申出があり当社が承諾したときは、ＬＴＥ契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期ＬＴＥ契約、定期５Ｇ契約若しくは定期ａｕ契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の５Ｇ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいいます。)の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
７　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210310 号）
この改定規定は、令和３年３月 10 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 210323 号）
（実施時期）
１　この改定規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和３年３月 23 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210401 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年４月１日から実施します。
　ただし、この改定規定中、携帯電話・ＰＨＳ番号ポータビリティ取扱手数料に関する改定規定については、令和３年４月１日以降にＭＮＰを利用して行われたＬＴＥ契約の解除について実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和３年２月１日から実施の附則第３項中、「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から当社が別に定める日（番号移行手数料については令和３年３月 31 日とします。)までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 210405 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年４月５日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210408 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年４月８日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210415 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和３年４月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210501 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年５月１日午前０時 00 分 00 秒以降に着信のあった通話について実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210521 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年５月 21 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210601 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年６月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、電話リレーサービス料に関する改正規定については、令和３年７月１日から実施します。
（オプション機能の終了）
２　当社は、令和３年 12 月 31 日をもって、呼出音設定機能の提供を終了します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）
４　令和３年３月１日から実施の附則第２項中「当社が別に定める日までの間」を「令和３年５月 31 日までの間」に、第３項中「この改正規定実施後の当社が別に定める日以降に」を「令和３年７月１日以降に」に、第４項中「当社が別に定める日までの間」を「令和３年６月 30 日までの間」に、それぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 210701 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210702 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、それぞれ次表の右欄に定める日から実施します。

| | |
|---|---|
| 料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(13)のイ | 令和３年９月２日 |
| 海外定額対象利用速度規制 | 令和３年９月２日 |
| 海外ローミング機能の海外利用地域（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものであって、海外ローミング機能２段階定額制又は海外ローミング機能定額制を適用するものを除きます。） | 令和４年２月１日 |

２　令和３年７月２日から令和４年１月 31 日までの間、海外ローミング機能（海外ＬＴＥ　ＮＥＴ利用又は海外ＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ利用に係るものに限ります。）の海外利用地域については、別表３の規定に関わらず、次表のとおりとします。

| 海外利用地域の区分 | 海外利用地域 |
|---|---|
| アジア | 中華人民共和国（香港及びマカオを含みます）、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、東ティモール、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、ヨルダン･ハシェミット王国、レバノン共和国、イスラエル国、パレスチナ自治政府、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国 |
| オセアニア | オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、ニュー・カレドニア、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦 |
| アメリカ | アメリカ合衆国（ハワイを除きます）、カナダ、メキシコ合衆国、キ |

| | |
|---|---|
| | ューバ共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルト・リーコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グァデルーペ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ベリーズ、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国、ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット |
| ヨーロッパ | グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マディラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、アンドラ公国、ジブラルタル、モンテネグロ共和国、マケドニア、アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国 |
| アフリカ | アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウィ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、 |

| | |
|---|---|
| | リビア、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国、ギニア共和国、リベリア共和国、ギニアビサウ共和国、チャド共和国、コモロ連合 |
| 船舶 | Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia又はWireless Maritime Service (AT&T)の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第210715号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和３年７月15日から実施します。

（付随サービスの終了）

２　当社は、令和４年３月31日をもって、災害用音声お届けサービスの提供を終了します。

附則（ＯＣＴ営発第210720号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年７月20日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第210806号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年８月６日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第210818号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年８月18日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

３　令和３年２月１日から実施の附則第３項については、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第210826号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和３年８月26日から実施します。

（ｅＳＩＭ発行手数料及びｅＳＩＭ再発行手数料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、当社所定のアプリケーション又はＷＥＢサイトにて行われた手続きに係るｅＳＩＭ発行手数料及びｅＳＩＭ再発行手数料については、この約款の規定に関わらず、支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210901 号）
（実施時期）
１　この改定規定は令和３年９月１日から実施します。
（通話料の割引の終了）
２　当社は、令和３年９月 30 日をもって、特定加入電話からの通話に係る通話料の割引の適用（ａｕ着信ビジネスレート）を終了します。

附則（ＯＣＴ営発第 210902 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和３年９月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　平成 25 年９月１日から実施の附則第 12 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和３年９月１日までの間に」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 210914 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年９月 14 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 210929 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和３年９月 29 日午前９時から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 211001 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年 10 月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、相互接続点からの通話に関する改正規定については、次表の

とおりとします。

| | |
|---|---|
| 下欄以外の相互接続点からの通話に関する改正規定 | 令和３年10月１日午前０時00分00秒以降に開始した通話について実施します。 |
| 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社が提供する他網公衆電話の電話機から行った通話及び当社所定のサービスを利用して行った相互接続点からの通話に関する改正規定 | 令和３年10月１日午前０時00分00秒以降に着信のあった通話について実施します。 |
| 備考　上欄に定める当社所定のサービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供するメンバーズネットをいいます。 | |

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第211018号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和３年 10 月 18 日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表の左欄に該当する場合のケータイシンプルプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、それぞれ同表の右欄に定める日から実施します。

| | |
|---|---|
| この改正規定実施の際、現にケータイシンプルプランの適用を受けている場合 | 令和３年11月１日 |
| データ通信総量速度規制の一時解除を選択していない場合であって、この改正規定実施の日から令和３年 10 月 31 日までの間にケータイシンプルプランの適用を開始したとき | 令和３年11月１日（令和３年10月31日までにデータ通信総量速度規制の一時解除の選択があった場合は、その日とします。） |

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般ＬＴＥ契約の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にウォッチナンバープランの適用の申出があり当社が承諾したときは、ＬＴＥ契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期ＬＴＥ契約、定期５Ｇ契約若しくは定期ａｕ契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の５Ｇ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第211101号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和３年11月１日から実施します。

（付随サービスの提供に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日以降、ＶＫプランＳ（Ｎ）又はＶＫプランＭ（Ｎ）の適用を受け

ている契約者回線について、令和元年 12 月 26 日から実施の附則第６項について、その取扱いを行いません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 211117 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年 11 月 17 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 211125 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和３年 11 月 25 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 211130 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和３年 11 月 30 日から実施します。
　ただし、この改定規定中、この附則の第２項から第５項に関する改定規定については、令和４年４月１日から実施します。
（ＬＴＥサービスの一部の提供終了及び経過措置）
２　当社は、令和４年３月 31 日をもって、第１種ＬＴＥデュアル（タイプⅠに限ります。）の提供を終了します。
３　前項に定める提供終了の際に締結していた第１種ＬＴＥデュアル（タイプⅠに限ります。）に係るＬＴＥ契約の契約者回線について、令和４年４月１日において、ＬＴＥサービスの利用の一時休止（タイプⅡに限ります。）の請求があったものとみなして取り扱います。
　ただし、この取扱いは、令和４年４月１日における最終購入端末（その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。）が、当社所定のサービス取扱所において購入したＶｏＬＴＥに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。
４　前項に定める一時休止（以下この附則において「特定一時休止」といいます。）の取扱いは、この約款の規定に関わらず、次のとおりとします。
（１）　特定一時休止の取扱いは、令和４年４月１日から令和４年６月 30 日の間（以下この附則において「特定一時休止期間」といいます。）に限り、行います。
（２）　特定一時休止期間中にＬＴＥ契約者から再利用の請求又はＬＴＥ契約の解除の通知がない場合、令和４年７月１日において、ＬＴＥ契約を解除します。
（３）　特定一時休止を行った契約者回線については、次表に定める料金の支払いを要しま

せん。

| 支払いを要しない料金 |
| --- |
| ア　締結していた第１種ＬＴＥデュアルに係る定期ＬＴＥ契約の契約解除料<br>イ　特定一時休止に係る手続きに関する料金<br>ウ　特定一時休止期間中に行われた再利用の請求に係る手続きに関する料金<br>エ　ウの再利用の請求と同時に行われたＬＴＥサービスの種類の変更に係る手続きに関する料金<br>オ　ウの再利用の請求と同時に行われた当社の５Ｇ約款に定める５Ｇ契約の申込みに係る契約移行手数料<br>カ　特定一時休止期間中の情報保管サービス料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料 |

５　特定一時休止期間内に再利用の請求があった場合の取扱い（前項に定めるものを除きます。）は、この約款に定めるとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

７　平成 30 年 11 月 16 日から実施の附則第２項及び第３項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から令和４年３月 31 日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 220101 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年１月１日から実施します。

（ｗｅｂフィルタリングの提供終了）

２　当社は、令和４年３月 31 日をもって、ｗｅｂフィルタリングの提供を終了します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 220201 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年４月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 220222 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年２月 22 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

２　令和４年２月 22 日以降に、第２種定期ＬＴＥ契約又は第７種定期ＬＴＥ契約の適用を受けているＬＴＥサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があっ

た場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般ＬＴＥ契約（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものに限ります。）の申込みがあった場合であって、その申込みと同時に使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　ＤＡＺＮパックの適用の申出があり当社が承諾したときは、ＬＴＥ契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期ＬＴＥ契約、定期５Ｇ契約若しくは定期ａｕ契約の契約解除料（それぞれこの約款又は当社の５Ｇ約款若しくはＷＩＮ約款に定めるものをいいます。）の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

５　令和３年３月１日から実施の附則第３項中、「料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は契約移行により標準プラン２の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」を「料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は契約移行によりデータＭＡＸ定額２（使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　ＤＡＺＮパックを除きます。）の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 220225 号）

この改正規定は、令和４年２月 25 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 220307 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和４年３月７日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 220315 号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和４年４月１日から実施します。

（ａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金等の支払いに関する経過措置）

２　当社は、次のいずれかに該当する場合、第１種ＬＴＥデュアル（タイプＩに限ります。）の提供終了時に締結していたＬＴＥ契約の基本使用料の料金種別等の契約内容に応じた、令和４年４月１日からその手続きが完了する日（第２号に該当する場合は、令和４年４月の当社所定の日とします。）までの間のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金及び付随サービスに関する料金等（提供終了前のこの約款等の規定に基づき計算した額とします。）と同額並びに令和４年４月１日から実施の附則（ＯＣＴ営発第 211130 号）第４項に定める支払いを要しないこととする料金を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。

（１）　令和４年３月 31 日以前に申込みのあった端末設備の変更、ＬＴＥサービスの種類の変更等所定の手続きの完了が令和４年４月１日以降となったとき。
（２）　令和４年４月１日から実施の附則（ＯＣＴ営発第 211130 号）に定める特定一時休止を行った契約者回線について、令和４年４月中に再利用を行ったとき。

附則（ＯＣＴ営発第 220401 号）
（実施時期）
１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和４年４月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、次表のとおりとします。

| | | |
|---|---|---|
| ＬＴＥ契約の解除に係る契約解除料の改正規定 | （１）　第２種定期ＬＴＥ契約者又は第７種定期ＬＴＥ契約者からの申出によるもの（ＭＮＰを利用したものを除きます。） | 令和４年４月１日以降にＬＴＥ契約の解除の申出があったものから実施します。 |
| | （２）　（１）以外のもの | 令和４年４月１日以降にＬＴＥ契約の解除があったものから実施します。 |
| ＬＴＥサービスの利用の一時休止に係る契約解除料の改正規定 | （１）　第２種定期ＬＴＥ契約又は第７種定期ＬＴＥ契約に係るもの | 令和４年４月１日以降に一時休止の申出があったものから実施します。 |
| | （２）　（１）以外のもの | 令和４年４月１日以降に一時休止があったものから実施します。 |
| ＬＴＥサービスの再利用に係る契約解除料の改正規定 | | 令和４年４月１日以降に再利用の申出があったものから実施します。 |
| 備考　当社は、改正前の規定に基づく契約解除料を一旦請求し、その請求した料金と同額を翌料金月以降に当社所定の方法により返還することがあります。 | | |

（ＬＴＥサービスの種類に関する経過措置）
２　この改正規定実施の際、現に改正前の規定により次表の左欄のＬＴＥサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のＬＴＥサービスの提供を受けているものとみなします。

| | |
|---|---|
| 第１種ＬＴＥデュアル（タイプⅡ） | 第１種ＬＴＥデュアル |

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施の日から令和５年 11 月 30 日までの間、ＵＱｍⅡ契約への番号移行があった場合、番号移行があった日を含む料金月（以下この附則において「ＵＱｍⅡ番号移行月」といいます。）のＬＴＥ契約の基本使用料等（基本使用料及びＬＴＥ　ＮＥＴ機能若しくはＬＴＥ　ＮＥＴ　ｆｏｒ　ＤＡＴＡ機能に係るオプション機能使用料に限ります。以下この附則において同じとします。）については、ＵＱｍⅡ番号移行月の初日（その料金月において、契約者回線又はオプション機能の提供を開始した場合はその日とします。）からＵＱｍⅡ番号移行月の末日までの期間に係る基本使用料等を請求し、その料金額と第 56 条（基本使用料等の支払義務）の規定に基づき日割りした基本使用料等の額の差額を、ＵＱｍⅡ番号移行月の翌料金月以降のＵＱｍｏｂｉｌｅ通信サービスⅡの料金から減算する取扱いを行います。

（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
５　令和元年 12 月 26 日から実施の附則第６項について、「削除」に改めます。
６　令和３年２月１日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 220415 号）
この改正規定は、令和４年４月 15 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 220427 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年４月 27 日から実施します。
（契約変更に関する経過措置）
２　この改正規定実施の日から令和４年８月 16 日までの間、第７種定期ＬＴＥ契約からの契約変更であって、当社所定のＷＥＢサイトにて手続きを行う場合は、第８条（契約申込みの方法）第３項の規定に関わらず、一般ＬＴＥ契約への契約変更を申し込むことができます。

附則（ＯＣＴ営発第 220517 号）
この改正規定は、令和４年５月 17 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発 220601 号）
（実施時期）
１　この改定規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和４年６月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発 220613 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年６月 13 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発 220701 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年７月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 220705 号）
この改正規定は、令和４年７月５日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発 221101 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年 11 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 221211 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和４年 12 月 11 日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する経過措置）
２　削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 221222 号）
（実施時期）
１　この改定規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和４年 12 月 22 日から実施します。
（共有回線群に係るデータ量共有適用に関する経過措置）
２　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

| | |
|---|---|
| 料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(14)のエの表 | この改正規定実施の日から令和５年11月14日までの間 |
| 料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(14)のコの(キ) | この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間 |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　令和４年４月 27 日から実施の附則第２項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和４年８月 16 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 230113 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年３月１日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する取扱い）

２　令和５年１月 13 日から令和５年２月 28 日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ｖの定額料は、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 20 のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 種類 | 定額料 |
|---|---|
| | 税抜額(税込額) |
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　ＤＡＺＮパック | 6,200 円(6,820 円) |

３　令和５年１月13日から令和５年２月28日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 25 に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限ります。）は、同（５）のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 対象サービス | 割引額 |
|---|---|
| | 税抜額(税込額) |
| ＤＡＺＮ（月間プラン） | 2,728 円(3,000 円) |

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230125 号）

この改正規定は、令和５年１月 25 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 230201 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。）は、令和５年２月１日から実施します。

　ただし、この改正規定中、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に関する改正規定については、令和５年３月１日午前０時 00 分 00 秒以降に終了した通話について実施します。

（通話料の支払いに関する取扱い）

２　前項のただし書きに定める改正規定実施までの間のワイドスターⅡの電気通信回線への通話料は、料金表第１表第２（通話料）２（料金額）の規定に関わらず、次表のとおりとします。

（１）（２）又は（３）以外のもの

ア　イ以外のもの

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 通話料 | 30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円) |

イ　ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社ＮＴＴドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。）の電気通信回線への通話に係るもの

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 通話料 | 30 秒までごとに税抜額 50 円(税込額 55 円) |

（２）　基本使用料の料金種別がＬＴＥプラン、ＬＴＥプランＳ、ジュニアスマートフォンプラン、ＬＴＥプラン（Ｖ）、ジュニアスマートフォンプラン（Ｖ）、ＶＫプランＭ、

ＶＫプランＳ、ＶＫプラン、ｍａｍｏｒｉｎｏＷａｔｃｈプラン、シニアプラン又はシニアプラン（Ｖ）のもの

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 通話料 | 30 秒までごとに税抜額 20 円(税込額 22 円) |

（３） 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランＶＫ（ケータイ）、オフィスケータイプラン（Ｖ）又はオフィスケータイプラン（ＶＫ）のもの

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 通話料 | １分までごとに税抜額 50 円(税込額 55 円) |

３ 第１項のただし書きに定める改正規定実施までの間、料金表第１表第２（通話料）１（適用）(12)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱについて、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に係る適用額は、同(12)のアの表の規定に関わらず、次表のとおりとします。

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 通話料 | 30 秒までごとに税抜額 10 円(税込額 11 円) |

（データ通信総量速度規制に関する経過措置）

４ 特定データ通信段階定額制Ⅱ（スマホミニプラン４Ｇに限ります。)の適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制については、順次料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（５)に定める伝送速度を適用し、その適用までの間の伝送速度は最高 128kbps とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

５ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230210 号）

（実施時期）

１ この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和５年２月 10 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230215 号）

（実施時期）

１ この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和５年２月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２ この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230228 号）

（実施時期）

１ この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和５年２月 28 日から実施しま

す。
（通話料の支払いに関する経過措置）
２　料金表第１表第２（通話料）１（適用）(12)に定める定額料の支払いによるＬＴＥプラン又はＬＴＥプラン（Ｖ）の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの適用を受けている契約者回線からワイドスターⅢの電気通信回線への通話（令和５年２月28日午後11時59分59秒以前に終了したものに限ります。)については、次表に定める料金額に基づき計算した通話料を一旦請求し、その請求した通話料と同(12)に定めるワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係る料金額に基づき計算した通話料の差額を、翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。

| 料金額 |
| --- |
| 30秒までごとに税抜額161円(税込額177.1円) |

（その他）
３　令和５年３月１日から実施から実施の附則第１項から第３項中「ワイドスター通信サービス」を「ワイドスターⅡ」に、「第２種ワイドスター（株式会社ＮＴＴドコモのワイドスター通信サービス契約約款に定めるものをいいます。)」を「ワイドスターⅡ（船舶）（ワイドスターⅡであって、株式会社ＮＴＴドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。)」にそれぞれ改めます。

附則（ＯＣＴ営発第230329号）
この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和５年３月29日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第230401号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年４月１日から実施します。
　ただし、この改正規定中、手続きに関する料金に関する改正規定は、令和５年４月20日以降に行われたａｕ（ＬＴＥ）通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。
（手続きに関する料金の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。
３　料金表第１表第６（手続きに関する料金）１（適用）（３)番号登録手数料の適用のウに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のａｕ（ＬＴＥ）通信サービスの料金と合わせて請求する場合があります。
（ＰＨＳサービスの終了までの通話料の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定に関わらず、当社とＰＨＳ事業者（電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第６条第４項第６号に規定するＰＨＳの陸上移動局との間で行われる無線通信による電気通信サービス（以下この附則において「ＰＨＳサービス」といいます。)を提供する協定事業者をいいます。)との間の相互接続協定に基づく相互接続が終了するまでの間に行われた、ＰＨＳサービスに係る電気通信設備への通話及びＳＭＳ送信に係る通話料については、なお従前のとおりとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）

５　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230413 号）
この改正規定は、令和５年４月 13 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 230601 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年６月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和３年３月１日から実施の附則附則第３項について、「削除」に改めます。
４　令和４年２月 22 日から実施の附則第２項について、次のように改めます。
２　令和４年２月 22 日以降に、第２種定期ＬＴＥ契約又は第７種定期ＬＴＥ契約の適用を受けているＬＴＥサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料（新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限ります。）については、一般ＬＴＥ契約に係る基本使用料を適用します。

附則（ＯＣＴ営発第 230630 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年８月 30 日から実施します。
ただし、Ｐａｒａｖｉベーシックプランの名称変更に関する改正規定については、令和５年６月 30 日午後３時から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230731 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年７月 31 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230901 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年９月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、データＭＡＸ定額の定額料に関する改正規定は令和５年 10 月１日から、収納手数料及び付随サービスに関する料金等に関する改正規定は令和５年 12 月

１日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する取扱い）
２　令和５年９月１日から令和５年９月 30 日までの間、次次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ｖの定額料は、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 20 の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 種類 | 定額料<br>税抜額(税込額) |
|---|---|
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック（Ｐ） | 6,200 円(6,820 円) |
| ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック（Ｐ） | 6,200 円(6,820 円) |

（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料及び付随サービスに関する料金等については、なお従前のとおりとします。
（その他）
４　令和４年 12 月 11 日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 230915 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年９月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 230930 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年９月 30 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 231001 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年 10 月１日から実施します。
（自宅加入電話への通話料の月極割引の一部の提供終了）
２　当社は、令和５年 12 月 31 日をもって、自宅加入電話への通話料の月極割引（料金表第１表第２（通話料）１（適用）(21)のアの表の区分(ア)及び区分(エ)に係るものに限ります。)の提供を終了します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 231023 号）
この改正規定は、令和５年 10 月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 231115 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年 11 月 15 日から実施します。
（その他）
２　令和４年 12 月 22 日から実施の附則第２項について、次のとおり改めます。
２　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定に関わらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

| | |
|---|---|
| 料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(14)のエの表 | この改正規定実施の日から令和５年 11 月 14 日までの間 |
| 料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(14)のコの(キ)の規定 | この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間 |

附則（ＯＣＴ営発第 231201 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年 12 月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(24)、(25)、第２（通話料）１（適用）(10)の４、(21)、(27)及び(28)並びに別記 37 に係る改正規定については、令和６年１月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
３　令和４年４月１日から実施の附則第３項中「当社が別に定める日までの間」を「この改正規定実施の日から令和５年 11 月 30 日までの間」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 231204 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和５年 12 月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240101 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年１月１日から実施します。
（Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓのＬＴＥ契約の解除に関する取扱い）
２　当社は、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(30)に定める特定のＬＴＥデュアルの契約者回線との回線群の構成の取扱い（以下この附則において「本取扱い」といいます。）を受けているＱｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓの契約者回線であって、本取扱いに係る判定用回線が５Ｇ約款に定める第２種５Ｇデュアルの契約者回線であるものについて、あらかじめ当社所定の通知を行った上で、通知を行った料金月の所定の日にそのＬ

ＴＥ契約を解除します。
　ただし、そのａｕ（ＬＴＥ）通信サービスについて利用を停止している等所定の事由に該当する場合は、この限りでありません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240112 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年３月１日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する取扱い）
２　令和６年１月 12 日から令和６年２月 29 日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ｖの定額料は、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 20 のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 種類 | 定額料 |
|---|---|
| | 税抜額(税込額) |
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　ＤＡＺＮパック | 7,500 円(8,250 円) |
| ａｕマネ活プラン　４Ｇ　ＤＡＺＮパック | 7,500 円(8,250 円) |

３　令和６年１月12日から令和６年２月29日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 25 に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限ります。）は、同（５）のアの表の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 対象サービス | 割引額 |
|---|---|
| | 税抜額(税込額) |
| ＤＡＺＮ（月間プラン） | 3,364 円(3,700 円) |

（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240131 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年１月 31 日から実施します。
　ただし、この改正規定中、利用中止、利用停止及び窓口払込みの取り扱いに関する改正規定については、令和６年２月３日より実施します。
（他の電気通信事業者への通知に関する取扱い）
２　令和６年１月 31 日から当社が別に定める日までの間、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求があった場合、改正前の規定に基づき、第 85 条（他の電気通信事業者への通知）に定める通知を行うことがあります。
（料金等の支払いに関する経過措置）
３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240214 号）
この改正規定は、令和６年２月 14 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 240215 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年４月２日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240220 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年３月 15 日の当社所定の時刻から実施します。
（海外ローミング機能定額制の取扱い）
２　この改正規定実施前に、料金表第１表第１（基本使用料等）１（適用）(13)に定める利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合（この改正規定実施以降、新たな利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った場合を除きます。）又は当社が別に定める手続きを完了していない場合、海外ローミング機能定額制の定額料及び特定海外利用地域の対象は、料金表第１表第１（基本利用料）１（適用）(13)のアの規定に関わらず、次表のとおりとします。

１契約者回線ごとに選択した利用日数１日につき

| 区分 | | 定額料 |
|---|---|---|
| （ア）（イ）以外の場合 | | 980 円 |
| （イ）利用開始の予約登録を行った場合 | Ａ　Ｂ以外の場合 | 690 円 |
| | Ｂ　利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合 | 490 円 |
| 備考　（イ）のＢの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。今後この対象地域は変更となる場合があります。<br>アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルト・リーコ、アメリカ領ヴァージン諸島 | | |

３　前項に該当する場合、その海外ローミング機能定額制の利用に係る海外定額対象利用については、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 12 に定める特定海外対象利用に含むものとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240304 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和６年３月４日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240327 号）
この改正規定は、令和６年４月 10 日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 240501 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年６月１日から実施します。
ただし、この改正規定中、ａｕ国際通話の取扱いに関する改正規定については、令和６年６月１日午前０時 00 分 00 秒以降に終了した通話について実施します。
（ａｕ国際通話定額に関する取扱い）
２　令和６年５月１日から令和６年５月 31 日までの間、料金表第１表第２（通話料）１（適用）（４）の２に定めるａｕ国際通話定額の適用額は、同欄のアの（ウ）中「60 回以内」を「50 回以内」、「61 回以上」を「51 回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。
（通話料の支払いに関する取扱い）
３　令和６年５月１日から令和６年５月 31 日までの間、ａｕ国際通話（特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。）に係る通話先区分及び通話料は、料金表第１表第２（通話料）２（料金額）２－１－３の（１）及び（３）の表の規定に関わらず、次表に定めるとおりとします。

| 区分 | 通話先区分 | 料金額<br>30 秒までごとに次の料金額 |
|---|---|---|
| 通話料 | アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ | 20 円 |
| | マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、朝鮮民主主義人民共和国 | 55 円 |
| | アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、 | 65 円 |

| | | |
|---|---|---|
| | スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルグ大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア | |
| | アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国 | 85円 |
| | アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東 | 95円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グァデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット | |
| | 国際ネットワーク１ | 65 円 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240601 号）

（実施時期）

１　この改定規定は、令和６年６月１日以降にＬＴＥ契約の申込み（契約変更又は契約移行に係るものを除きます。）があった回線について実施します。

（契約解除料に関する経過措置）

２　この改正規定実施の日から当社所定の日までの間、契約解除料については、ＬＴＥ契約の解除があった日を含む料金月の翌々料金月以降に請求します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240701 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和６年７月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓの選択又は同料金種別への変更に関する改正規定については、令和６年７月 18 日より実施します。

（Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓの提供終了）

２　当社は、令和６年 12 月 19 日をもって、Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓの提供を終了します。

３　当社は、令和６年 12 月 20 日に、前項に定める提供終了の際に締結していたＱｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓに係るＬＴＥ契約を解除します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240718 号）
（実施時期）
１　この改定規定は、令和６年７月 18 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240801 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年８月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240806 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年８月６日から実施します。
　ただし、この改正規定中、窓口取扱等手数料に関する改正規定については令和６年 10 月 1 日から、払込取扱票発行等手数料に関する改正規定については令和６年 12 月１日からそれぞれ実施します。
（手数料の支払いに関する経過措置）
２　令和６年８月６日から令和６年９月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第４表第５の２（窓口取扱等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 窓口取扱等手数料<br>（窓口取扱手数料） | 払込取扱票及び書面請求書の発行１回ごとに | 税抜額 400 円<br>（税込額 440 円） |

３　令和６年８月６日から令和６年 11 月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の手数料は、料金表第４表第５（払込取扱票発行等手数料）の規定に関わらず、次表の右欄に定める額とします。

| 区分 | 単位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 払込取扱票発行等手数料<br>（払込取扱票発行手数料） | 払込取扱票の発行１回ごとに | 税抜額 200 円<br>（税込額 220 円） |

（料金等の支払いに関する経過措置）
４　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240902 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年９月２日から実施します。
　ただし、この改正規定中、別記２（３）の２に関する改正規定については、令和６年 12 月

１日からそれぞれ実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 240909 号）
この改正規定は、令和６年９月９日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 240926 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 10 月 29 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 241001 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 10 月６日から実施します。
ただし、この改正規定中、収納手数料の負担等に関する改正規定については、令和６年 12 月１日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった収納手数料については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 241011 号）
（実施時期）
１　この改正規定は、令和６年 12 月１日から実施します。
（データ通信料の支払いに関する取扱い）
２　令和６年 10 月 11 日から令和６年 11 月 30 日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 16 及び（３）の 17 に定める特定コンテンツパック適用に係る定額料は、同（３）の 16 のア又は（３）の 17 のアの表の規定にかかわらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 区分 | 料金額 |
|---|---|
| 定額料 | 税抜額 1,150 円（税込額 1,265 円） |

３　令和６年 10 月 11 日から令和６年 11 月 30 日までの間、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの定額料は、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の 20 のアの表又は（３）の 21 のアの表の規定にかかわらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 種類 | 定額料 |
|---|---|
| | 税抜額（税込額） |
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２ | 6,200 円（6,820 円） |

| | |
|---|---|
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２（Ｐ） | 6,290円(6,919円) |
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック | 6,200円(6,820円) |
| 使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック（Ｐ） | 6,290円(6,919円) |
| ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２ | 6,200円(6,820円) |
| ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２（Ｐ） | 6,290円(6,919円) |
| ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック | 6,200円(6,820円) |
| ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック（Ｐ） | 6,290円(6,919円) |
| データＭＡＸ　４Ｇ　ＬＴＥ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック | 7,200円(7,920円) |
| ａｕデータＭＡＸプラン　Ｎｅｔｆｌｉｘパック | 6,600円(7,260円) |
| ａｕフラットプラン25　ＮｅｔｆｌｉｘパックＮ | 5,870円(6,457円) |

４　令和６年10月11日から令和６年11月30日までの間、料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）（３）の25に定める割引の適用に係る割引額（次表の左欄の対象サービスに係るものに限ります。）は、同（３）の25のアの表の規定にかかわらず、次表の右欄に定める額とします。

１契約ごとに月額

| 種類 | | 定額料<br>税抜額(税込額) |
|---|---|---|
| Ｎｅｔｆｌｉｘサービス | 備考欄に定める種類の対象４Ｇデータ定額の適用を受けている場合 | 719円(790円) |
| | 上欄以外の場合 | 900円(990円) |
| 備考<br>使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２、使い放題ＭＡＸ　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２（Ｐ）、ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２、ａｕマネ活プラン　４Ｇ　Ｎｅｔｆｌｉｘパック２（Ｐ） | | |

５　令和６年10月11日から令和６年11月30日までの間、平成31年１月16日から実施の附則第２項については、同項中「税抜額1,180円（税込額1,298円）」を「税抜額1,000円（税込額1,100円）」に読み替えて適用します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

７　平成31年１月16日から実施の附則第２項中「税抜額1,000円」を「税抜額1,180円（税込額1,298円）」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第241101号）

（実施時期）

１　この改正規定は、次表に定めるとおり実施します。

| | |
|---|---|
| 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（着信通話利用に係るものに限ります。）に関する改正規定 | 日本時間の令和６年12月１日午前０時00分以降に着信のあった通話について実施します。 |
| 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（着信通話利用以外の | その通話に係る通話明細を当社が外国事業者から受領した日時が、令和６年12月１日の当社所定の時刻 |

| | |
|---|---|
| ものに限ります。)に関する改正規定 | 以降の通話について実施します。 |

（海外ローミング機能の支払いに関する経過措置）

２　令和６年 11 月１日からこの改正規定実施までの間、次表の左欄に定める海外利用地域での海外ローミング機能に係るオプション機能使用料（通話に係るものに限ります。)は、料金表第１表第１（基本使用料等）２（料金額）２－２－２の(１)の規定に関わらず、次表のとおりとします。

外国事業者の電気通信サービスに係る１の利用につき利用時間１分までごとに

| 海外利用地域 | 区分及び料金 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 国内通話利用 | 国際通話利用 | | 着信通話利用 |
| | | 日本着信 | 日本着信以外 | |
| アメリカ７ | 80 円 | 250 円 | 280 円 | 100 円 |
| アメリカ 16 | 80 円 | 280 円 | 280 円 | 100 円 |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 241201 号）

この改正規定は、令和６年 12 月１日から実施します。

ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、令和７年１月１日から実施します。

附則（ＯＣＴ営発第 241203 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和６年 12 月３日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 241211 号）

１　この改正規定は、令和６年 12 月 11 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 241220 号）

（実施時期）

１　この改正規定（附則別紙１に係るものを含みます。)は、令和６年 12 月 20 日から実施します。

（Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓに係るＬＴＥ契約に関する取扱い）

２　当社は、この改正規定実施の際現に締結していたＱｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓに係るＬＴＥ契約を、令和６年 12 月 20 日以降に解除します。

３　ＬＴＥ契約の解除日が令和６年 12 月 21 日以降となった場合、ＬＴＥ契約者は、令和６

年 12 月 20 日からその契約解除日までの間のＱｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓの基本使用料の支払いを要しません。

４　前項の場合において、その契約解除日に基づき計算した基本使用料を一旦請求し、令和６年 12 月 20 日を契約解除日として計算した基本使用料との差額について、その翌料金月以降に当社所定の方法により減算等を行うことがあります。

５　第２項に定めるＬＴＥ契約の解除までの間、ＬＴＥサービスの利用の一時休止及びＬＴＥサービス利用権の譲渡等Ｑｕａ　ｓｔａｔｉｏｎプラン　ｄｓに係るＬＴＥ契約の取扱い（第３項に定めるものを除きます。）は、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払い及びに関する経過措置）

６　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 250301 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和７年３月１日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

２　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（ＯＣＴ営発第 250315 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和７年４月 15 日から実施します。

（特定データ通信定額制Ⅲに関する取扱い）

２　この改正規定実施の際、現に改正前の規定により次表の左欄の取扱いの適用を受けている契約者回線については、この改正規定実施の日において、同表右欄の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けているものとみなします。

| | |
|---|---|
| Ｎｅｔｆｌｉｘパック | ａｕフラットプラン 25　Ｎｅｔｆｌｉｘパック |
| Ｎｅｔｆｌｉｘパック（Ｖ） | ａｕフラットプラン 25　Ｎｅｔｆｌｉｘパック（Ｖ） |

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

４　平成 31 年１月 16 日から実施の附則第２項について、「削除」に改めます。

附則（ＯＣＴ営発第 250331 号）

（実施時期）

１　この改正規定は、令和７年４月１日の当社所定の時刻から実施します。

　ただし、この改正規定中、ＲＣＳ機能に関する改正規定については、令和７年４月１日の当社所定の時刻から実施します。

（ＲＣＳ機能の取扱い）

２　この改正規定実施の日から当面の間、別表１の 21 及び別記 40 の規定に関わらず、ＲＣＳ機能を利用するためには、当社が別に定める手続きを行う必要があります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

３　この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。